

# 第1 消防行政の現況

# 第1 消防行政の現況

## 1 消防体制

### (1) 消防組織

#### ア 常備消防機関

平成26年4月1日現在の状況は、第1表のとおり消防本部25、消防署65、出張所64で、消防吏員数は4,352人になっている。

第1表 市町村の消防機関の現況

区 分		26.4.1 現在	25.4.1 現在	増 減 数	
消 防 本 部	消 防 本 部	25	25	—	
	内 訳	市	14	14	—
		町・村	4	4	—
		一部事務組合	7	7	—
	消 防 署	65	65	—	
	出 張 所	64	64	—	
	消 防 吏 員	4,352	4,348	4	
消 防 団	消 防 団	44	44	—	
	分 団	1,032	1,046	△14	
	消 防 団 員 数	23,830	23,955	△125	

過去における消防機関の推移は第2表のとおりである。消防団員においては、減少の傾向にある。

第2表 本部・署及び消防職・団員数

各年 4. 1 現在

年 区分	S23	S33	S43	S53	H元	H25	H26
消 防 本 部	—	6	18	26	29	25	25
消 防 署	—	6	18	43	56	65	65
出 張 所	—	5	10	39	58	64	64
消 防 吏 員	—	199	707	2,597	3,229	4,348	4,352
消 防 団 員	102,289	82,166	41,544	31,706	28,091	23,955	23,830

#### (7) 常備化の推移

現在の市町村における消防体制としては、災害等による被害を最小限にとどめるためには、災害の早期覚知、早期出動、予防行政の充実強化などが重要であり、警防業務、予防業務、救急業務等の消防・救急活動を効率的に行うための常備体制が望まれている。

昭和38年4月、消防組織法の一部改正により、消防本部及び消防署を設置すべき市町村が政令で指定されることになり、昭和46年6月には、常備化の一層の推進を図るため、消防本部及び消防署の設置を義務付けるとともに、町村については、自治大臣が当該町村の人口・態様・気象条件等を考慮して指定することとされた。

本県における常備化も、第3表のとおり、平成11年4月現在における市町村数は85（単独15市町村・組合方式設置64市町村・委託方式6町村）となり、常備化率100%を達成した。

第3表 消防常備化の推移

各年、4. 1現在

区分		年	S33	S43	S53	H元	H11	H24	H25	H26
茨 城 県	設 置 市 町 村 数	単 独 設 置	6	18	15	16	15	18	18	18
		組 合 方 式 設 置	—	—	(11)62	(13)64	(13)64	(7)22	(7)25	(7)25
		委 託 方 式 設 置	—	—	—	1	6	1	1	1
	計 (A)	6	1	77	81	85	44	44	44	
	市 町 村 総 数 (B)	92	92	92	88	85	44	44	44	
	常 備 化 率 (A)/(B) (%)	6.5	19.6	83.7	92	100	100	100	100	
全 国	設 置 市 町 村 総 数 (C)	—	693	2,714	2,997	3,145	1,683	1,684	1,685	
	市 町 村 総 数 (D)	—	—	3,256	3,246	3,229	1,720	1,720	1,720	
	常 備 化 率 (C)/(D) (%)	—	—	83.4	92.3	97.4	97.8	97.9	98.0	

(注) 組合方式設置欄の( )は組合数

平成26年4月1日現在における各消防本部の現況は、第4表のとおりである。

第4表 消防本部の現況

平成26. 4. 1現在

消防本部の名称	構 成 市 町 村 名	設 立 年 月	署 所 数		吏 員 数
			署	所	
水 戸 市	単 独 (城里町委託)	S25. 5	2	9	337
日 立 市	単 独	S25. 6	4	5	296
土 浦 市	単 独	S30. 4	4	2	190
石 岡 市	単 独	S24. 12	2	3	127
常 陸 太 田 市	単 独	S40. 3	2	2	87
高 萩 市	単 独	S40. 4	1	—	60
北 茨 城 市	単 独	S43. 4	1	1	82
笠 間 市	単 独	H18. 3	3	—	128
取 手 市	単 独	S43. 4	4	1	164
つ く ば 市	単 独	S49. 4	3	5	305
常 陸 大 宮 市	単 独	S48. 4	2	—	77
那 珂 市	単 独	H17. 1	2	—	100

消防本部の名称	構成市町村名	設立年月	署所数		吏員数
			署	所	
かすみがうら市	単独	H18. 2	2	—	81
小美玉市	単独	H18. 3	3	—	107
茨城町	単独	S47. 10	1	—	50
大洗町	単独	S52. 4	1	—	41
大子町	単独	S44. 4	1	—	44
阿見町	単独	S56. 4	1	—	64
茨城西南地方 広域市町村圏事務組合	古河市・下妻市・坂東市・常総市(旧:石下町) 八千代町・五霞町・境町(3市3町)	S49. 4	4	14	430
筑西広域市町村圏事務組合	結城市・筑西市・桜川市(3市)	S48. 4	3	7	283
常総地方広域 市町村圏事務組合	常総市(旧:水海道市)・守谷市 つくばみらい市(3市)	S52. 4	3	5	251
鹿行広域事務組合	潮来市・行方市・鉾田市(3市)	S50. 4	3	4	202
稲敷地方広域 市町村圏事務組合	龍ヶ崎市・牛久市・稲敷市・美浦村・河内町 利根町(3市2町1村)	S50. 4	4	5	330
鹿島地方事務組合	鹿嶋市・神栖市(2市)	H21. 4	5	1	299
ひたちなか・東海広域 事務組合	ひたちなか市・東海村(1市, 1村)	H24. 4	4	—	217
計	単独 18 (14市4町) (委託1町) 組合 7 (18市5町2村)		65	64	4,352

平成26年4月1日現在の本県の消防一部事務組合は、第5表のとおり7組合で25市町村による構成となっており、常備化市町村数の56.8%となっている。

第5表 消防組合等の推移

各年. 4. 1現在

年	組合数	構成市町村数 (A)	常備化市町村数 (B)	(B)に対する(A)の割合 (C)
15	12	61	83	73.5
16	12	61	83	73.5
17	10	44	62	71.0
18	7	24	44	54.5
19	7	24	44	54.5
20	6	23	44	52.3
21	6	23	44	52.3
22	6	23	44	52.3
23	6	23	44	52.3
24	7	25	44	56.8
25	7	25	44	56.8
26	7	25	44	56.8

(イ) 消防相互応援協定

市町村が消防の責任を有するのは、当該市町村の区域内とされている。しかし、災害は一市町村のみにとどまるとは限らず、他市町村にまたがって発生する場合もあり、また、地震、大火、風水害、石油コンビナート等の大規模な災害は、個々の市町村の消防力のみでは対処できない場合が多い。

このような場合には、被害を最小限にとどめるため、市町村は密接な連携のもとに相互に協力応援し、災害に対処する必要がある。

このため消防組織法は、第 39 条第 1 項において「市町村は、必要に応じ、消防に関し相互に応援するように努めなければならない。」と規定し、市町村間における相互応援の努力義務を課するとともに、同条第 2 項において「市町村長は、消防の相互応援に関して協定することができる。」と定めている。

県下の相互応援協定は、全市町村が締結しているほか、常磐自動車道、東関東自動車道沿線市町村、県境の県内市町村と県外市町村間などで締結されている。

(ウ) 市町村消防の広域化の推進

平成 18 年 6 月に消防組織法が一部改正され、同年 7 月に管轄人口について、概ね 30 万人以上を内容とする指針が示された。

平成 20 年 3 月に「茨城県消防広域化推進計画」を策定した。

**【計画の目的】**

災害や事故の多様化及び大規模化、住民ニーズの多様化等、消防を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、自主的な市町村の消防の広域化を推進し消防防災体制の充実強化を図る。

**【計画の主な内容】**

(1) 広域化対象市町村の組み合わせ

以下の 3 点に留意して策定した。

- ①市町村の意向を尊重すること。
- ②地域的な繋がりに考慮すること。
- ③原則として管轄人口 30 万人以上を目指すこと。
  - ・県内 5 ブロック(県北、県央、鹿行、県南、県西)による広域化を推進する。
  - ・なお、県域(一本化)での広域化も視野に入れた検討をしていく。

(2) 県の支援

市町村相互間における必要な調整を行うとともに、情報提供その他の必要な助言を行う。

- ・茨城県消防広域化連絡会議の設置、協議会設置に向けた調整等

**【計画策定後の予定】**

平成 24 年度末 消防の広域化の実現

**【国の動き】**

平成 25 年 4 月 1 日付けで、「市町村の消防広域化に関する基本指針」の一部が改正されたことから、県としては、その改正の内容及び状況の変化等を踏まえ、市町村の意見を聞きながら、広域化計画の見直しについて、調整に努めることとする。

○ 市町村の消防の広域化に関する基本指針改正のポイント

項目	基本指針（改正案）	現行の基本指針
広域化する際に目標とする消防本部の管轄人口規模	広域化対象市町村の組合せを検討する際には、 <u>30万の規模目標には必ずしもとらわれず、これらの地域の事情を十分に考慮する必要がある。</u>	おおむね 30 万以上の規模を一つの目標とが適当
国・都道府県が支援の対象とする地域	（消防広域化重点地域） 広域化対象市町村の組合せを構成する市町村からなる地域のうち、 <u>広域化の取組を先行して重点的に取り組む必要があるものとして次に該当すると認めるものを都道府県知事が指定、国・都道府県の支援を集中的に実施。</u> ①今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域 ②広域化の気運が高い地域	（広域化対象市町村） 都道府県が消防の現況、将来の見通しを勘案し、広域化を推進する必要があるものとして推進計画に位置づける市町村
広域化の実現の期限	平成30年4月1日 （5年程度延長）	平成24年度末

イ 消防団

常備化が進展した今日においても、地域の消防防災に果たす消防団の役割は依然として重要である。

平成26年4月1日現在の状況は、第6表のとおり消防団数44、分団数1,032、消防団員数23,830人で、消防常備化の進展に伴う消防団の再編成、消防団装備の機械化、近代化に伴う定員の減少等により年々減少傾向にある。

第6表 団・分団・団員数の推移

各年. 4. 1現在

区分 \ 年	S33	S43	S53	S63	H10	H20	H25	H26
消防団数	92	92	92	92	85	50	44	44
分団数	2,781	1,046	1,222	1,160	1,129	1,087	1,046	1,032
消防団員数	82,166	41,544	31,706	28,361	27,130	24,590	23,955	23,830

(2) 消防施設及び消防設備

消防水利等の消防施設及び消防ポンプ自動車等の消防設備は、逐年その整備が進んでいるが、複雑多様化・大規模化する火災及び各種災害に十分対処するためには、今後ともその強化を図る必要がある。

このため県においては、国の補助制度を活用して消防施設の整備強化に努めており、平成26年度の状況は第7表のとおりである。

第7表 平成26年度消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金による整備数

平成26年5月1日現在

補助金名称	種 別	数量
消防防災施設整備費補助金	防火水槽(林野分)	4
	耐震性貯水槽	13
緊急消防援助隊設備整備費補助金	災害対応特殊消防ポンプ自動車(CD-I型)	1
	災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車(I型-B, II型)	2
	災害対応特殊化学消防ポンプ自動車(I型, II型)	2
	災害対応特殊救急自動車	4
	高度救命処置用資機材	4
	災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車(30m級)	1
	支援車(III型)	1
	緊急消防援助隊用支援資機材等	1

ア 消防設備

消防設備の保有状況は第8表のとおりであるが、最近の傾向として高層建築物火災や、石油コンビナート火災等に対処するため、はしご付消防ポンプ自動車や大型化学消防車等の整備が進められている。

第8表 消防機械の保有数

種 別	26.4.1 現在			25.4.1 現 在
	計	消防本部	消 防 団	
消 防 ポ ン プ 自 動 車	779	83	696	779
水 槽 付 消 防 ポ ン プ 自 動 車	186	117	69	183
は し ご 付 消 防 ポ ン プ 自 動 車	27	27	—	27
化 学 消 防 ポ ン プ 自 動 車	32	32	—	32
救 急 自 動 車	170	170	—	168
うち 高規格救急自動車	162	162	—	154
指 揮 車	98	65	33	99
消 防 艇	2	2	—	2
救 助 工 作 車	34	34	—	34
小 型 動 力 ポ ン プ	756	14	742	761
うち 小型動力ポンプ積載車	726	5	721	724
広 報 車	92	79	13	99
資 機 材 搬 送 車	29	29	—	30
そ の 他 車 両	63	61	2	58

## イ 消防水利

消防水利の種類には、消火栓、防火水槽等の人工水利と、河川、池、湖、濠、海水利用等の自然水利とあるが、消防水利の配置については、自然水利と人工水利の適正な組み合わせが必要である。

第9表 消防水利の保有数

区 分		26. 4. 1 現在	25. 4. 1 現在	
人 工 水 利	合 計	68,712	68,384	
	消 火 栓	計	42,732	42,628
		公 設	41,827	41,927
		私 設	905	701
	防 火 水 槽	計	24,316	24,089
		20 m <sup>3</sup> ~ 40 m <sup>3</sup> 未 満	5,920	5,995
		40 m <sup>3</sup> 以上	18,396	18,094
	井 戸	1,664	1,667	
自 然 水 利	合 計	1,861	2,001	
	プ ー ル	705	702	
	河 川 ・ 溝 等	639	739	
	海 ・ 湖	43	48	
	濠 ・ 池 等	339	373	
	そ の 他	135	139	

## ウ 消防通信施設

火災等の被害を最小限に食い止めるためには、火災等を早期に覚知し、すばやく消防機関が火災現場に到着するとともに、情報の収集及び指揮命令の伝達を迅速・的確に行うことが重要である。消防活動にとって消防通信施設の果たす役割は大きく、その種類としては火災報知専用電話（119番）、火災報知器、消防電話及び消防無線電話がある。

### (ア) 火災報知専用電話及び火災報知器

火災報知専用電話（119）は、加入電話または公衆電話によって消防機関に火災、救急、その他の災害の発生等を通報するものである。火災報知機器は直接消防機関に火災の発生を連絡するもので、公衆用（道路等に設置されるもの）と自衛用（特に防火対象物の所有者が設置するもの）とがある。

第10表 消防通信施設保有数

区 分	26. 4. 1 現在	25. 4. 1 現在
火災専用電話回線数	346	331
消 防 電 話 回 線 数	104	106



(4) 消防電話

消防電話は消防本部・署、団等の消防機関相互の緊急連絡、指令等の伝達等に使用される専用電話であり、平常時・非常時を問わず消防機関相互の連絡に活用されている。

(3) 消防財政

ア 市町村の消防費

(7) 消防費の決算状況

平成 24 年度の普通会計（公営事業会計以外の会計をいう。）における消防費の決算状況を見ると、歳出の純計額（消防関係の一部事務組合等の負担金の重複を除いた額。）は 461 億円で、普通会計決算額 11,370 億円の 4.1%となっている。

(4) 一世帯当たり及び住民一人当たりの消防費

平成 24 年度の一世帯あたりの消防費（純計額による）は、39,143 円、住民一人あたりは 15,382 円である。

イ 市町村消防費の財源

国は、昭和 28 年に制定された消防施設強化促進法による補助に、昭和 39 年から予算補助を加え、市町村の消防施設に対して補助基準額の 1/3 以内（ただし、耐震性貯水槽 1/2 以内、過疎地域 5.5/10 以内）の補助を行っている。

また、平成 18 年より消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 45 条第 1 項に定める緊急消防援助隊の設備の整備を促進することを目的として、市町村の消防設備に対して補助基準額の 1/2 以内の補助を行っている。

なお、県においても昭和 29 年に県単独による補助制度を設置し、市町村に補助を行ってきたが、当該制度は平成 19 年度に廃止されている。

消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付状況は第 65 表のとおりで、最近は消防常備化市町村の増加により、基本的な消防施設である消防ポンプ自動車や防火水槽の整備が進展するとともに、救急案件の増加や高度化に対応するため、高規格救急自動車の整備が進んでいる。

なお、石油コンビナート等災害、原子力災害対策及び大震災対策の補助はそれぞれの項目を参照すること。

第 65 表 消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付状況

(単位：千円、基、台)

年 度	金 額	消防防災施設整備費補助金		緊急消防援助隊設備整備費補助金						
		(耐震性貯水槽含む) 防火水槽等	高機能消防指令センター	消防ポンプ自動車 (消防ポンプ自動車含む) 災害対応特殊水 槽付	災害対応特殊化学 消防ポンプ自動車	災害対応特殊救急自動車	高度救命処置用資機材	災害対応特殊はしご付 消防ポンプ自動車	支援車	緊急消防援助隊用 支援資機材
平成 24 年度	91,504	6	—	2	—	5	5	—	—	—
平成 25 年度	226,757	12	1	4	1	4	4	—	—	—
平成 26 年度	220,250	17	—	3	2	4	4	1	1	1

## 2 火 災 予 防

### (1) 火災予防運動

#### ア 全国火災予防運動

近年、都市化の進展・生活様式の変化等にもない火気使用器具は複雑化し、出火原因も多様化している。火災による人命・財産の損害も多い。このように火災による被害が多いのは、火気が日常生活に欠くことができないものであるがゆえにその危険性を忘れがちになることによると考えられる。このため全国火災予防運動として「火の用心」を集中的に訴えることの効果は決して少なくない。

期間中、県内では各消防本部が消防団や婦人防火クラブ等と連携し、防火啓発イベント、住宅防火診断、防災訓練など様々な行事を企画実施し、防火防災意識の高揚を図っている。

#### (7) 春季全国火災予防運動（平成 26 年 3 月 1 日～3 月 7 日）

冬から春先にかけての時季は、空気が非常に乾燥し強風の吹くことが多く、年間を通じて火災の最も発生しやすい季節でもあることから、火災予防思想の一層の高揚を図り、火災の発生を防止することが必要である。

秋季全国火災予防運動に引き続き、「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」を活用した、総合的な住宅防火対策の推進について積極的な広報を実施することとされた。

先の秋季火災予防運動に引き続き、住宅防火対策の推進が第一の目標とされた。また、火災予防運動の実施にあわせ、「山火事予防運動」及び「車両火災予防運動」が全国一斉に実施された。

- ・統一標語 「消すまでは 心の警報 ONのまま」
- ・重点目標
  - ① 住宅防火対策の推進
  - ② 放火火災・連続放火火災防止対策の推進
  - ③ 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
  - ④ 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
  - ⑤ 多数の観客等が参加する行事に対する火災予防指導等の徹底
  - ⑥ 林野火災予防対策の推進

#### (イ) 秋季全国火災予備運動（平成 26 年 11 月 9 日～11 月 15 日）

火災が発生しやすい気候となる時季を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的とする。

今回の火災予防運動では、住宅用火災による死者の発生防止対策の要点をまとめた「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」を活用し、総合的な住宅防火対策の推進について積極的な広報を行うこととされた。

- ・統一標語 「もういいかい 火を消すまでは まあだだよ」
- ・重点目標
  - ① 住宅防火対策の推進
  - ② 放火火災防止対策の推進
  - ③ 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
  - ④ 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
  - ⑤ 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

(㏍) 全国山火事予防運動（平成 26 年 3 月 1 日～3 月 7 日）

空気が乾燥して入山者も増加する春先には、たき火やたばこが原因の林野火災が多く発生している。全国山火事予防運動はこの時季に広く山火事予防思想の普及を図って、森林保全と地域の安全に資することを目的として実施されている。

平成 26 年の本運動は、「守りたい 森野輝き 防火の心」を統一標語にして、広報活動、消防訓練などを行い林野火災の未然防止を訴えた。

(㏎) 車両火災予防運動（平成 26 年 3 月 1 日～3 月 7 日）

車両火災予防運動は、車両交通の関係者及び利用者の火災予防運動思想の高揚を図り、もって車両等の火災を予防し、安全な輸送を確保することを目的として実施されている。

平成 26 年の本運動では、車両、車庫及び関係建物等の防火対象物に対する査察指導を通じ、車両火災防止の徹底を図った。

**イ 文化財防火デー（平成 26 年 1 月 26 日）**

1 月 26 日は、法隆寺金堂壁画が焼損した日（昭和 24 年）に当たることから、この日を「文化財防火デー」と定め、昭和 30 年以来この日を中心として、文化財を火災・震災等の災害から守るための文化財防火運動が全国的に展開されている。

**(2) 自主防災組織等**

民間の防火組織には、家庭の主婦を主体としたと婦人（女性）防火クラブ、小中学生を主体とした少年消防クラブ、幼稚園・保育園児を主体とした幼年消防クラブがあるが、県内の各クラブの現況は第 11 表のとおりである。

**ア 婦人（女性）防火クラブ**

毎年全火災の約 5 割が建物火災であり、そのうち約半数が一般住宅火災である。したがって、日常、家庭において火気を取扱う機会の多い女性の防火に果たす役割は大きい。婦人（女性）防火クラブは、女性が火災予防の知識を習得することにより、火災のない明るい家庭を作るとともに、クラブ活動を通じて安全な地域社会づくりを目指しており、日頃から消防機関の指導のもとで、各家庭の防火診断をはじめ、火を使用する器具類の正しい取扱方法・消火器具の操作方法の講習会や防火座談会の開催等、火災予防のための活動や研究を行っている。

**イ 少年消防クラブ**

少年消防クラブは、少年の頃から火災予防に関する知識を身につけさせ、各家庭や学校における火災の防止を図るとともに、年少時に火災予防思想の素地を養うことにより、火災等のない安全な社会を担う大人を育てることをめざすものである。消防機関や学内の指導者のもとに、視聴覚教育、実地見学、研究発表会、避難訓練、防火ポスター等の製作、火災予防運動への参加・協力など、その活動は学校内にとどまらない。

**ウ 幼年消防クラブ**

幼年消防クラブは、幼年期において正しい火の取り扱いを教え、消防の仕事に対する理解を深めさせることによって、火遊び火災の防止、火災予防思想の普及を図ることを目的としている。消防機関や園（所）内の指導者のもとに、消防署見学、防火映画会、避難訓練、火災予防パレード等への参加を行っている。

第 11 表 民間防火組織実態調査表

区分	幼年消防クラブ		少年消防クラブ		婦人防火クラブ		防火委員会 設 立 年
	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数	
合計	353	25,572	146	10,333	139	14,007	
水戸市	27	1,246	—	—	33	9,786	H1
日立市	19	1,836	3	58	13	290	S58
土浦市	26	2,415	19	2,573	4	133	H6
石岡市	2	133	6	125	5	106	S54
常陸太田市	15	1,069	7	923	3	60	S57
高萩市	—	—	—	—	4	104	—
北茨城市	10	1,167	2	88	—	—	S57
笠間市	16	1,837	—	—	2	35	S61
取手市	27	1,494	7	794	14	247	S60
つくば市	11	839	—	—	—	—	S62
ひたちなか市	31	3,166	21	1,815	7	66	H6
常陸大宮市	4	209	1	6	6	135	S57
那珂市	14	768	3	26	7	168	S55
かすみがうら市	1	23	5	92	2	371	S55
小美玉市	2	125	5	134	3	145	S60
茨城町	—	—	—	—	—	—	—
大洗町	—	—	—	—	3	128	H9
東海村	4	171	6	777	1	20	S58
大子町	6	360	—	—	4	174	S59
阿見町	11	427	2	31	2	33	S62
鹿島地方	10	993	5	354	2	180	H7
茨城西南	28	2,643	—	—	2	121	—
筑西広域	27	1,264	18	706	5	189	S59
常総広域	40	2,273	28	1,706	13	1,186	S59
鹿行広域	14	723	4	63	2	26	S60
稲敷広域	8	391	3	35	2	304	S59
城里町	—	—	1	27	—	—	—
H25 年度比較	7	192	△3	606	△6	△428	

※ 幼年消防クラブ及び少年消防クラブは平成 26 年 5 月 1 日現在。

※ 婦人防火クラブは平成 26 年 9 月 1 日現在。

### (3) 防火管理制度

#### ア 防火管理者

火災の発生を防止し、火災が発生した場合に、その被害を最小限に食い止めるためには、公設の消防機関の充実のみでは十分ではなく、住民が自らを守るための防火体制を整えておくことが必要である。

消防法第8条では、この防火管理体制確立の手段として、多数の者が勤務し又は出入りする防火対象物で消防法施行令で定めるものは、一定の資格を有するものの中から防火管理者を選任し、その旨を届け出ることを義務付けるとともに防火管理者に消防計画を作成させ、その消防計画に基づく消火・通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取扱いの監督等の防火管理上必要な業務を実施させるよう定めている。また、特に人命安全を図る意味で特定の防火対象物にあっては年2回以上の消火・避難訓練を義務付け、その実施に際しては消防機関へ連絡することとされている。

平成26年3月31日現在の県内における防火管理実施状況は第12表のとおりである。

第12表 県内における防火管理実施状況

平成26.3.31現在

防火対象物の区分		防火管理 実施義務 対象物数(A)	防火管理者を選任している		消防計画を作成している	
			防火対象物数 (B)	選任率 (B/A×100(%))	防火対象物数 (C)	作成率 (C/A×100(%))
合 計		24,945	19,801	79.4	18,395	73.7
(1)	劇 場 等	75	68	90.7	68	90.7
	公 会 堂 等	2,072	1,591	76.8	1,382	66.7
(2)	キ ャ バ レ ー 等	44	8	18.2	8	18.2
	遊 技 場 等	362	328	90.6	305	84.3
	性 風 俗 特 殊 店 舗 等	5	3	60.0	3	60.0
	カ ラ オ ケ ボ ッ ク ス 等	100	90	90.0	83	83.0
(3)	料 理 店 等	132	113	85.6	106	80.3
	飲 食 店	2,266	1,742	76.9	1,618	71.4
(4)	百 貨 店 等	3,719	2,965	79.7	2,736	73.6
(5)	旅 館 等	898	827	92.1	786	87.5
	共 同 住 宅 等	2,469	1,352	54.8	1,231	49.9
(6)	病 院 等	830	731	88.1	700	84.3
	介 護 施 設 等	893	845	94.6	836	93.6
	社 会 福 祉 施 設	946	882	93.2	867	91.6
	幼 稚 園 等	459	436	95.0	425	92.6
(7)	学 校	1,333	1,266	95.0	1,249	93.7
(8)	図 書 館 等	116	100	86.2	93	79.3
(9)	特 殊 浴 場	41	32	78.0	31	75.6
	一 般 浴 場	21	18	85.7	15	71.4
(10)	停 車 場	3	3	100.0	3	100.0
(11)	神 社 ・ 寺 院 等	310	220	71.0	197	63.5
(12)	工 場 等	1,468	1,315	89.6	1,238	84.3
	映 画 ス タ ジ オ 等	6	2	33.3	1	16.7
(13)	自 動 車 駐 車 場 等	11	5	45.5	5	45.5
	格 納 庫	1	1	100.0	1	100.0
(14)	倉 庫	285	237	83.2	218	76.5
(15)	事 務 所 等	2,687	2,280	84.9	2,033	75.7
(16)	特 定 複 合 用 途	3,022	2,092	69.2	1,929	63.8
	一 般 複 合 用 途	358	240	67.0	220	61.5
(16の2)	地 下 街	—	—	—	—	—
(16の3)	準 地 下 街	—	—	—	—	—
(17)	文 化 財	13	9	69.2	9	69.2

(注) 防火対象物の区分は、消防法施行令別表第1による区分であり、施設の名称はその例示である。

#### イ 統括防火管理者

消防法第8条の2は、高さ31mを超える高層建築物、地下街、準地下街、一定規模以上の複合用途防火対象物について、その管理権原が2以上に分かれている場合、各管理権原者は共同して防火管理に当たることを義務付けている。

また、近年、雑居ビル等で多くの死傷者を伴う火災が相次いで発生していることや、東日本大震災において高層ビル等が大きな被害を受けた教訓から、高層建築物等で管理権原が分かれているものについては、当該建築物全体の防火管理業務を行う統括防火管理者を協議して定めることが義務付けられた。

平成26年3月31日現在の県内における共同防火管理実施状況は、第13表のとおりである。

第13表 県内における共同防火管理実施状況

平成26.3.31現在

区分	総数	高層建築物	複合用途防火対象物	
			特定	一般
対象物数(A)	508	34	398	28
協議事項届出数(B)	210	23	194	7
届出率%(B/A)	41.3	67.6	48.7	25.0

#### (4) 消防用設備等

##### ア 防火対象物

平成26年3月31日現在における防火対象物（消防法施行令別表第1項～20項に掲げるもので延面積150㎡以上のもの）の数は第14表に示すとおりである。

第 14 表 防火対象物数

平成 26. 3. 31 現在

防火対象物の区分		防火対象物数	
		総数	うち地階を有する防火対象物数
合計		89,251	1,515
(1)	劇場等	95	9
	公会堂等	2,180	24
(2)	キャバレー等	18	—
	遊技場等	389	4
	性風俗特殊店舗等	16	—
	カラオケボックス等	93	2
(3)	料理店等	153	2
	飲食店	2,675	22
(4)	百貨店等	5,204	25
(5)	旅館等	1,141	45
	共同住宅等	20,753	115
(6)	病院等	1,735	69
	介護施設等	956	6
	社会福祉施設	1,525	7
	幼稚園等	631	3
(7)	学校	3,585	70
(8)	図書館等	179	19
(9)	特殊浴場	56	4
	一般浴場	38	1
(10)	停車場	48	—
(11)	神社・寺院等	703	16
(12)	工場等	14,550	37
	映画スタジオ等	8	—
(13)	駐車場等	820	11
	格納庫	41	—
(14)	倉庫	10,054	17
(15)	事務所等	13,614	773
(16)	特定複合用途	5,676	198
	一般複合用途	2,126	36
(16の2)	地下街	—	—
(16の3)	準地下街	—	—
(17)	文化財	186	—
(18)	アーケード	3	—
(19)	山林	—	—
(20)	舟車	—	—



## イ 消防用設備等の設置の状況

県内における消火設備、警報設備、消火活動上の必要な施設の設置を要する防火対象物の設置状況は第15表に示すとおりである。

第15表 消防用設備等の設置状況

平成26.3.31現在

区 分		設 置 必要数	設置済数	う ち 一部違反	特 例		違反
					32 条 適 用	17 条の2 等 適 用	
消 火 設 備	屋 内 消 火 栓 設 備	10,029	8,659	21	888	65	417
	スプリンクラー設備	1,605	1,496	2	101	—	8
	水噴霧消火設備等	990	946	—	34	3	7
	屋 外 消 火 栓 設 備	1,228	1,162	4	29	4	33
	動 力 消 防 ポ ンプ	460	444	—	16	—	—
警 報 設 備	自 動 火 災 報 知 設 備	37,468	32,614	281	3,769	117	968
	漏 電 火 災 警 報 器	645	587	—	19	—	39
	非 常 警 報 器	10,611	10,104	21	362	—	145
	ガ 斯 漏 れ 火 災 警 報 設 備	54	54	—	—	—	—
避 難 設 備	避 難 器 具	6,658	6,488	15	118	—	52
	誘 導 灯	24,728	24,187	120	271	—	270
消 火 活 動 上 の 必 要 な 施 設 等	消 防 用 水	622	607	—	10	4	1
	排 煙 設 備	128	123	—	3	—	2
	非 常 コ ン セ ント	227	227	—	—	—	—
	連 結 散 水 設 備	193	159	—	34	—	—
	連 結 送 水 管	1,060	1,058	—	2	—	—

- 備考 1 32条適用とは、消防長又は消防署長が火災予防上支障がないと判断した場合に消防用設備等の設置を免除する等の特例をいう。
- 2 17条の2等適用とは、法不遡及の原則から法改正の都度新しい基準を適用していくことは所有者等の経済負担の面から大きな問題であるので、改正基準の適用の際、既存の防火対象物については原則として改正基準を適用せず、従前の基準によるものをいう。

(7) 消防用設備等の設置検査の状況

平成 25 年度中に、県内において設置検査の届出があった防火対象物数は第 16 表に示すとおり 2,224 件で、うち検査済証交付をうけたものは 2,036 件となっている。この差 188 件は、年度末の届出のため次年度に繰り越されたものである。

第 16 表 消防用設備等の設置検査状況

平成 26.3.31 現在

防火対象物の区別		項目	検査届出対象物	検査済	防火対象物の区別		項目	検査届出対象物	検査済
合 計			2,224	2,036	(9)	特 殊 浴 場 一 般 浴 場		3 0	3 0
(1)	劇 場 等		8	6	(10)	停 車 場		3	3
	公 会 堂 等		38	36	(11)	神 社 ・ 寺 院 等		14	13
(2)	キ ャ バ レ ー 等		1	1	(12)	工 場 等		373	337
	遊 技 場 等		3	3		映 画 ス タ ジ オ 等		—	—
	性 風 俗 特 殊 店 舗 等		—	—	(13)	自 動 車 駐 車 場 等		7	7
	カ ラ オ ケ ボ ッ ク ス 等		6	5		格 納 庫		7	1
(3)	料 理 店 等		6	5	(14)	倉 庫		178	171
	飲 食 店		51	47	(15)	事 務 所 等		295	276
(4)	百 貨 店 等		176	155	(16)	特 定 複 合 用 途		169	176
(5)	旅 館 等		27	27		一 般 複 合 用 途		41	37
	共 同 住 宅 等		247	221	(16 の 2)	地 下 街		—	—
(6)	病 院 等		96	86	(16 の 3)	準 地 下 街		—	—
	介 護 施 設 等		140	125	(17)	文 化 財		1	1
	社 会 福 祉 施 設		131	114	(18)	ア ー ケ ー ド		—	—
	幼 稚 園 等		18	17	(19)	山 林		—	—
(7)	学 校		177	155	(20)	舟 車		—	—
(8)	図 書 館 等		8	8					

(4) 消防用設備等の点検報告の状況

平成 25 年度における消防用設備等の点検報告状況は第 17 表のとおりである。

第 17 表 消防用設備等の点検報告状況

平成 26. 3. 31 現在

防火対象物の区分		項目	点検を要する 防火対象物	報告済 防火対象物	点検指定対象物	
					要点検対象物	報告済対象物
合計			82,005	24,353	18,686	8,365
(1)	劇場等		98	67	61	44
	公会堂等		2,112	886	270	208
(2)	キャバレー等		19	4	—	—
	遊技場等		374	192	161	105
	性風俗特殊店舗等		17	2	—	—
	カラオケボックス等		92	66	10	7
(3)	料理店等		132	31	7	3
	飲食店		2,538	752	79	19
(4)	百貨店等		4,820	2,271	1,090	763
(5)	旅館等		1,106	550	330	226
	共同住宅等		18,891	2,882	2,822	829
(6)	病院等		1,666	961	438	320
	介護施設等		1,017	869	449	391
	社会福祉施設		1,511	1,044	237	163
	幼稚園等		616	373	114	67
(7)	学校		3,330	1,468	1,779	858
(8)	図書館等		174	108	83	55
(9)	特殊浴場		56	28	10	7
	一般浴場		36	15	9	5
(10)	停車場		46	32	14	13
(11)	神社・寺院等		621	171	52	26
(12)	工場等		13,013	3,623	4,198	1,713
	映画スタジオ等		8	5	1	—
(13)	駐車場等		828	235	149	62
	格納庫		32	8	22	3
(14)	倉庫		9,166	1,969	2,047	683
(15)	事務所等		12,364	4,021	3,069	1,202
(16)	特定複合用途		5,194	1,239	872	446
	一般複合用途		1,931	399	311	146
(16の2)	地下街		—	—	—	—
(16の3)	準地下街		3	3	—	—
(17)	文化財		191	79	2	1
(18)	アーケード		3	—	—	—
(19)	山林		—	—	—	—
(20)	舟車		—	—	—	—

ウ 防災物品の使用状況

高層建築物、地下街等構造形態上防火に特に留意する必要がある防火対象物及び旅館、ホテル、病院、劇場等不特定多数の者や老幼弱者等が利用する防火対象物（防災防火対象物）で使用されるカーテン、どん張、展示用合板等、じゅうたん等には、消防法第8条の3の規定により所定の防災性能を有するもの（防災物品）を使用することが義務付けられている。

本県の防災防火対象物における防災物品の使用状況は、第18表に示すとおりである。

第18表 防災物品使用状況

平成26.3.31現在

防火対象物の区分	項目	防火 防火 対象物	カーテン等			じゅうたん等			合板等		
			防災対象物 品を使用		防 未 対 象 物 品 使 用	防災対象物 品を使用		防 未 対 象 物 品 使 用	防災対象物 品を使用		防 未 対 象 物 品 使 用
			防 災 物 品	全 部 又 は 一 部 品		防 災 物 品	全 部 又 は 一 部 品		防 災 物 品	全 部 又 は 一 部 品	
合 計		22,378	10,436	1,035	10,907	6,517	595	11,636	326	49	22,003
(1)	劇 場 等 公 会 堂 等	99 2,066	51 1,153	1 102	47 811	33 684	2 39	44 1,105	6 33	— 4	93 2,029
(2)	キ ャ バ レ ー 等	20	7	—	13	5	—	8	—	—	20
	遊 技 場 等	410	146	8	256	150	4	175	4	1	405
	性風俗特殊店舗等 カラオケボックス等	17 77	14 44	— 1	3 32	14 33	— 1	1 33	1 1	— —	16 76
(3)	料 理 店 等	124	72	8	44	60	12	38	—	1	123
	飲 食 店	2,664	1,110	130	1,424	711	88	1,406	25	2	2,637
(4)	百 貨 店 等	5,022	1,535	118	3,369	988	72	3,047	64	14	4,944
(5)	旅 館 等	1,189	793	98	298	649	84	354	30	—	1,159
(6)	病 院 等	1,689	1,126	63	500	609	33	811	14	4	1,671
	介 護 施 設 等	952	704	34	214	376	18	473	15	2	935
	社 会 福 祉 施 設	1,453	939	54	460	442	48	763	18	5	1,430
	幼 稚 園 等	631	461	32	138	197	13	328	10	1	620
(9)	特 殊 浴 場	56	23	7	26	27	5	7	1	—	55
(12)	映 画 ス タ ジ オ 等	7	—	—	7	1	—	6	—	—	7
(16)	特 定 複 合 用 途	5,212	1,936	359	2,917	1,248	164	2,797	97	15	5,100
	一 般 複 合 用 途	302	141	3	158	106	2	86	—	—	302
(16の2)	地 下 街	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(16の3)	準 地 下 街	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
高層建築物		388	181	17	190	184	10	154	7	—	381
工事中の建築物等		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

備考 防災対象物品未使用の数は、防災対象物品使用有無不明のものを含む

## エ 予防査察及び措置命令の現況

平成 25 年度中に県内の消防機関が行った予防査察の実施状況は第 19 表のとおりである。

予防査察を行った結果、一定要件に該当する場合には、消防長又は消防署長は消防法第 5 条の規定により、所有者、管理者等の権原を有する者に対し、当該防火対象物の改修、移転、除去、使用の禁止等必要な措置を取るべきことを命ずることができることとされており、また、消防用設備等の設置または維持が適法になされていない防火対象物に対しては、消防法第 17 条の 4 の規定により、必要な措置をなすべき旨の命令を出すことができることとされている。

平成 25 年度において県内の消防機関がこれらの規定に基づいて出した措置命令は 0 件である。

第 19 表 火災予防査察実施状況

平成26.3.31現在

防火対象物の区別		項目	査察件数	防火対象物の区別		査察件数
合 計			14,334	(9)	特 殊 浴 場	17
(1)	劇 場 等	106	445	(9)	一 般 浴 場	7
	公 会 堂 等	445		(10)	停 車 場	10
(2)	キ ャ バ レ ー 等	5	133	(11)	神 社 ・ 寺 院 等	142
	遊 技 場 等	133		(12)	工 場 等	2,244
	性 風 俗 特 殊 店 舗 等	1			映 画 ス タ ジ オ 等	—
	カ ラ オ ケ ボ ッ ク ス 等	42		(13)	自 動 車 駐 車 場 等	96
(3)	料 理 店 等	34	格 納 庫		1	
	飲 食 店	592	(14)	倉 庫	1,098	
(4)	百 貨 店 等	1,340	(15)	事 務 所 等	1,736	
(5)	旅 館 等	619	719	(16)	特 定 複 合 用 途	1,345
	共 同 住 宅 等	719			一 般 複 合 用 途	209
(6)	病 院 等	792	476	(16の2)	地 下 街	—
	介 護 施 設 等	476		(16の3)	準 地 下 街	—
	社 会 福 祉 施 設	653		(17)	文 化 財	82
	幼 稚 園 等	293		(18)	ア ー ケ ー ド	—
(7)	学 校	959	(19)	山 林	—	
(8)	図 書 館 等	40	(20)	舟 車	98	

## オ 消防同意の現況

建築物の新築・増改築について特定行政庁又は建築主事は、認可又は確認を行う場合、消防法第 7 条の規定に基づき事前に消防機関の同意を得ることが義務付けられている。

平成 25 年度の県内の消防同意事務処理件数は第 20 表に示すとおりである。

第 20 表 消防同意事務処理状況

平成 26. 3. 31 現在

区 分	合 計	同 意		不 同 意 設 備
		指 導 無	指 導 有	
合 計	4,760	3,017	1,743	3
新 築	4,218	2,714	1,504	1
増 築	402	225	177	2
改 築	65	41	24	—
移 転	5	3	2	—
修 繕	2	2	—	—
模 様 替	7	4	3	—
用途変更	52	22	30	—
そ の 他	9	6	3	—

カ 消防設備士試験

危険物製造所、貯蔵所及び取扱所の消防用設備等及び学校、病院、工場、事業所、百貨店、旅館、飲食店、その他の防火対象物で政令で定めるものの消防用設備等のうちで一定の技術上の基準に従って設置しなければならない消防用設備等の設置に係る工事又は整備のうち、政令で定めるものについては消防法第17条の9に基づく知事の委任により(一財)消防試験研究センターの行う試験に合格し、免状の交付を受けた消防設備士でないことできないことになっている。平成 25 年度の消防設備士試験の実施状況は第 21 表のとおりである。

第 21 表 消防設備士試験実施状況

種 別	受験者数	合格者数	合格率%
合 計	1,057	307	29.0
甲	398	110	27.6
乙	659	197	29.9

キ 消防設備士講習

消防設備士は、免状交付後 2 年以内、それ以降は講習を受けた日から 5 年以内に、都道府県知事が行う消防用設備等の工事又は整備に関する講習を受けなければならないこととされている。なお、平成 9 年度から、消火設備、警報設備、避難設備及び消火器の講習に改正され、多種類免状所持者の受講回数が軽減された。消防設備士講習の受講者数は第 22 表のとおりである。

第 22 表 消防設備士講習受講者数

平成 26. 3. 31 現在

年 度	種 別 受 講 者 数			
	合 計	消火設備	警報設備	避難設備・消火器
平成 12 年度	879	259	316	304
13	933	239	370	324
14	730	180	276	274
15	828	205	320	303
16	866	214	357	295
17	935	251	348	336
18	865	207	347	311
19	818	222	286	310
20	835	188	331	316
21	875	207	339	329
22	906	224	345	337
23	890	222	335	333
24	783	191	276	316
25	796	185	308	303

## ク 防火対象物定期点検報告制度の現況

新宿区歌舞伎町での雑居ビル火災に伴う消防法の改正により、従来の防火基準適合表示制度（適マーク制度）にかわり、平成15年10月1日より新たに防火対象物定期点検報告制度が導入された。

この制度は、一定の防火対象物（ホテル、劇場、百貨店等、不特定多数の者が出入りするもののうち、収容人員が300人以上のもの及びそれらホテル等の部分が3階以上の階又は地階にあり、階段が1つしかないもの）について管理権限を有する者は、1年ごとに消防長又は消防署長に防火管理上必要な業務等について点検報告をしなくてはならない制度で、点検基準に適合した防火対象物については「防火基準点検済証」を、さらに一定期間継続して違反がないと認められた防火対象物については「防火優良認定証」を表示できるとともに、3年間点検報告の義務が免除される。

平成25年度の防火対象物定期点検報告状況は第23表のとおりである。

第23表 防火対象物定期点検報告実施状況

平成26.3.31現在

		点検を要する 防火対象物数		点検報告済 防火対象物数		特例認定済 防火対象物数	
		1号該当	2号該当	1号該当	2号該当	1号該当	2号該当
(1)	劇場等	64	—	24	—	21	—
	公会堂等	427	2	200	—	96	1
(2)	キャバレー等	—	—	—	—	—	—
	遊技場等	186	—	105	—	10	—
	性風俗特殊店舗等 カラオケボックス等	1 11	1 3	— 9	— 2	— —	— —
(3)	料理店等	2	—	—	—	—	—
	飲食店	15	59	6	15	3	10
(4)	百貨店等	626	19	385	3	55	6
(5)	旅館等	67	47	26	16	21	12
(6)	病院等	100	15	43	4	22	3
	介護施設等	8	3	1	1	2	1
	社会福祉施設	18	1	8	—	—	1
	幼稚園等	23	2	10	1	6	1
(9)	特殊浴場	9	16	2	1	1	—
(16)	特定複合用途	324	63	142	6	60	4
(16の2)	地下街	—	—	—	—	—	—

## (5) 高層建築物の火災予防対策

高層建築物は昭和38年の建築基準法の改正を契機として、高さ31mを越えるものが多数建設され始め、県内においても現在第24表のとおり24市町村に447棟が建設されている。

高層建築物については、外部からの救助、消火活動も十分期待できないため、他の防火対象物に比して防火管理規制（消防法第8条）、カーテン、じゅうたん等の防災規制（消防法第3条の3）、消防用設備等の規制（消防法第17条）が強化されているほか、建築基準法令においても基準が強化されている。

第24表 高層建築物の状況

平成26.3.31現在

区分 市町村	合計	(1)		(3)		(4)	(5)		(6)		(7)	(8)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	
		イ 劇場等	ロ 公会堂等	イ 料理店等	ロ 飲食店等	百貨店等	イ 旅館等	ロ 共同住宅等	イ 病院等	ロ 介護施設等	学校	図書館等	神社寺院等	イ 工場等	イ 駐車場等	倉庫	事務所等	イ 特定複合用途	ロ 一般複合用途
水戸市	140	1	1			2	10	56	2		1				11		28	26	2
日立市	43						5	17			3	1		5	2	1	5	3	1
土浦市	32						2	18		2				1	3			4	2
古河市	10							9										1	
石岡市	1																	1	
龍ヶ崎市	2							2											
常総市	2							1								1			
常陸大宮市	1																	1	
取手市	23					1		14									2	4	2
牛久市	17						1	14					1					1	
つくば市	68						2	34	1		3				6	1	12	9	
ひたちなか市	17						1	10						3			3		
鹿嶋市	6	1						2				1		2					
守谷市	7						1	4						1			1		
筑西市	4													1			1	2	
かずみがうら市	3							3											
神栖市	50						1							27		16	1	3	2
行方市	1																1		
つくばみらい市	5							3									2		
茨城町	1								1										
大洗町	1																	1	
東海村	11							1									10		
美浦村	1												1						
阿見町	1																1		
合計	447	2	1	—	—	3	23	188	4	2	7	2	1	41	22	19	67	56	9



### 3 危険物施設等における災害対策

#### (1) 危険物とその規制の概要

消防法は「別表の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するもの」を危険物と定めて規制している。

これらの危険物による災害の発生を防止するため、一定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う製造所等を設置しようとする者は、その位置、構造及び設備を一定の基準に適合させて危険物施設としての許可を受けるほか、当該施設の使用に当たっては完成検査(特定の危険物施設については、その前に完成検査前検査)を受けなければならないこととされている。

また、危険物施設においては、危険物取扱者以外の者は、甲種又は乙種危険物取扱者が立ち会わなければ危険物を取り扱ってはならないこととされているほか、危険物の貯蔵又は取扱いについてもその基準を定めている。

更に、一定の危険物施設では危険物保安監督者を定め、その者に保安の監督をさせなければならないこととされている。

そのほか、特定の危険物施設には、危険物施設保安員の選任や予防規程の作成を義務付けるとともに、特定の事業所については、危険物の保安に関する業務を統括管理するものの選任及び自衛消防組織の設置を義務付けている。

特に、移送取扱所及び屋外タンク貯蔵所のうち、特定の施設については、一定期間ごとに保安に関する検査を受けなければならないこととされている。また、一定の危険物施設は定期に点検し、点検記録を作成し、これを保存しなければならないこととされている。

なお、危険物の運搬に関しては、その容器、積載方法、運搬方法について基準が定められている。

#### (2) 危険物行政の現況

危険物は、第1類から第6類までの6つに区分されているが、このうち石油製品を中心とする第4類の危険物が大半を占めており、これら第4類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う危険物施設は、平成26年3月31日現在本県の危険物施設数14,768のうち14,217施設(約96%)に及んでいる。

##### ア 危険物施設(製造所、貯蔵所、取扱所)

###### (ア) 危険物施設の数(完成検査済証交付施設)

平成26年3月31日現在における危険物施設の総数及び許可区分別構成は第25表に示すとおりである。

第 25 表 危険物施設数

平成 26. 3. 31 現在

施設の区分 常備非 常備等の別	合 計	製 造 所	貯 蔵 所								取 扱 所					
			小 計	屋 内 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所 タ ン ク	屋 内 貯 蔵 所 タ ン ク	地 下 貯 蔵 所 タ ン ク	簡 易 貯 蔵 所 タ ン ク	移 動 貯 蔵 所 タ ン ク	屋 外 貯 蔵 所	小 計	給 油 取 扱 所	取 扱 所 第 一 種 販 売	取 扱 所 第 二 種 販 売	移 送 取 扱 所	一 般 取 扱 所
平成元年	16,527	169	11,093	2,135	3,334	209	2,672	34	1,978	731	5,265	2,882	40	2	46	2,295
平成 14 年	17,052	260	11,340	2,171	3,185	170	3,139	22	2,102	551	5,452	2,802	14	5	48	2,583
平成 15 年	16,898	261	11,263	2,153	3,141	163	3,099	22	2,108	577	5,374	2,760	13	5	48	2,548
平成 16 年	16,843	269	11,228	2,171	3,127	160	3,075	22	2,103	570	5,346	2,724	13	5	49	2,555
平成 17 年	16,771	271	11,192	2,167	3,121	154	3,032	21	2,121	576	5,308	2,691	13	6	48	2,550
平成 18 年	16,557	277	11,059	2,188	3,105	149	2,927	19	2,118	553	5,221	2,660	12	5	48	2,496
平成 19 年	16,305	288	10,899	2,188	3,073	144	2,845	18	2,071	560	5,118	2,581	12	5	47	2,473
平成 20 年	16,083	295	10,762	2,203	3,041	141	2,748	16	2,056	557	5,026	2,505	12	5	48	2,456
平成 21 年	15,738	295	10,553	2,174	3,011	134	2,642	16	1,995	581	4,890	2,427	12	5	48	2,398
平成 22 年	15,531	293	10,436	2,175	3,000	133	2,572	17	1,959	580	4,802	2,370	12	5	48	2,367
平成 23 年	15,300	289	10,301	2,166	2,953	140	2,487	17	1,943	595	4,710	2,310	12	5	45	2,338
平成 24 年	15,041	291	10,162	2,167	2,929	142	2,369	18	1,945	592	4,588	2,244	12	5	48	2,279
平成 25 年	14,768	299	9,992	2,162	2,895	136	2,272	16	1,928	583	4,477	2,180	11	5	47	2,234
%	(100)	(2.0)	(67.7)								(30.3)					
2以上の許可 行政庁の区域 にわたるもの (知事許可分)																

(イ) 危険物施設の規模構成（完成検査済証交付施設）

平成 26 年 3 月 31 日現在における危険物施設総数の規模別（貯蔵最大数量又は取扱最大数量によるもの）の構成は、第 26 表のとおりである。

第 26 表 危険物施設の規模別構成比

平成 26. 3. 31 現在

数 量 の 別	計	5 倍 以下	5 倍を 超え 10 倍 以下	10 倍 を超え 50 倍 以下	50 倍 を超え 100 倍 以下	100 倍 を超え 150 倍 以下	150 倍 を超え 200 倍 以下	200 倍 を超え 1,000 倍以下	1,000 倍 を超え 5,000 倍以下	5,000 倍 を超え 10,000 倍以下	10,000 倍を 超える もの
危険物 施設数 構成比 %	14,768	4,711	2,832	3,354	1,478	664	347	909	213	71	189
	100	31.9	19.2	22.7	10.0	4.5	2.3	6.2	1.4	0.5	1.3

(注) 倍数は貯蔵最大数量又は取扱最大数量を危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）別表第 3 で定める指定数量で除して得た数値である。

イ 危険物取扱者試験

危険物取扱者試験は、都道府県知事から委任を受けた（一財）消防試験研究センターが年 1 回以上実施している。試験は、甲種、乙種及び丙種に区分され、これらの試験合格者に対しては、それぞれの種類に応じて危険物の取扱いの資格が与えられる。

平成 25 年度中に実施した危険物取扱者試験は高校生を対象としたものを含めて 91 回であり、その試験の概要は第 27 表のとおりである。

なお、本制度が発足して以来の合格者総数は、平成 26 年 3 月 31 日現在 188,428 人となっている。

第 27 表 危険物取扱者試験の実施状況

平成 25 年度

種別 区分	合計	甲種	乙種						丙種	
			小計	第 1 類	第 2 類	第 3 類	第 4 類	第 5 類		第 6 類
申請者数	11,932	1,126	10,222	406	406	470	7,951	531	458	584
受験者数	10,997	1,003	9,456	382	395	458	7,269	513	439	538
合格者数	4,230	305	3,681	247	241	301	2,266	345	281	244
合格率 (%)	38.5	30.4	38.9	64.7	61.0	65.7	31.2	67.3	64.0	45.4

ウ 危険物取扱者保安講習

危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、原則として 3 年度以内ごとに、都道府県知事が行う危険物の取扱作業の保安に関する講習を受けなければならないこととされている。

平成 25 年度は、22 会場（延べ 37 回）の保安講習を実施したが、その受講者数及びその危険物取扱者免状の種類内訳は、第 28 表に示すとおりである。

第 28 表 危険物取扱者保安講習受講者数及び危険物取扱者免状の種類内訳

平成 26.3.31 現在

区分 年度	受講者数	合計	甲種	乙種						丙種	
				小計	第 1 類	第 2 類	第 3 類	第 4 類	第 5 類		第 6 類
平成 7	6,163	8,417	650	7,336	303	370	350	5,337	269	707	431
8	6,320	8,830	630	7,758	423	380	354	5,532	349	720	442
9	7,224	9,986	787	8,720	386	408	371	6,381	384	790	479
10	6,865	9,425	728	8,161	359	369	374	6,016	343	700	536
11	6,795	9,881	784	8,531	468	468	476	5,941	428	750	566
12	7,160	9,787	796	8,483	387	400	359	6,226	399	712	508
13	6,875	9,363	762	8,057	365	353	373	5,961	366	639	544
14	7,419	10,196	833	8,730	408	435	401	6,402	402	682	633
15	6,962	9,743	783	8,469	405	431	368	6,129	414	722	491
16	7,014	9,668	764	8,338	382	377	388	6,152	420	619	566
17	7,351	10,282	779	8,857	434	442	423	6,449	430	679	646
18	7,262	10,229	839	8,811	415	444	417	6,338	489	708	579
19	7,251	10,174	872	8,677	393	418	406	6,344	468	648	625
20	7,447	10,278	794	8,862	431	491	456	6,291	488	705	622
21	7,611	10,095	886	8,631	386	417	401	6,249	534	644	578
22	7,223	9,911	870	8,423	391	471	457	5,994	513	597	618
23	7,113	10,365	784	9,002	466	530	462	6,318	554	672	579
24	7,331	10,827	965	9,278	431	509	519	6,413	654	752	584
25	7,103	10,535	859	9,050	469	523	501	6,226	687	644	626

## エ 自衛消防組織等を設ける事業所

危険物施設のうち、石油精製事業所等一定規模以上の事業所等に対しては、化学消防自動車と人員から編成される自衛消防組織の設置、施設の維持管理を担当する要員としての危険物施設保安員の指定、又は、施設の災害防止のための事業所内の予防規程の作成が義務付けられている。

平成 26 年 3 月 31 日現在、これらの義務付けがなされている危険物施設をもつ事業所は、第 29 表のとおりである。

第 29 表 危険物事業所数

平成 26.3.31 現在

常備・非常 備等の別	区分	危険物保安統括管理者・危険物施設保安員・予防規程 自衛消防組織を設けなければならない事業所				その他の 事業所
		危険物保安統括 管理者を要する 事業所	危険物施設保安 員を要する事業 所	予防規程の作成 を要する事業所	自衛消防組織を 要する事業所	
合 計		14	91	1,661	-	4,213
消 防 本 部 設 置 市 町 村 分 (市町村長許可分)		14	91	1,661	-	4,213
2 以 上 の 許 可 行 政 庁 の 区 域 に わ た る も の (知事許可分)		-	-	-	-	-

## オ 仮貯蔵、仮取扱いの承認

指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、危険物施設として許可を受けた場所で行わなければならないが、臨時に指定数量以上の危険物を貯蔵し又は取り扱う場合、所轄の消防長又は消防署長（消防本部を置かない市町村にあっては市町村長）の承認を受ければ、10 日以内に限り、仮貯蔵、又は仮取扱いが認められることとされている。

平成 25 年度中にこの承認を受けた件数は、第 30 表のとおりである。

第 30 表 危険物の仮貯蔵及び仮取扱い承認件数

平成 25 年度

区分	仮貯蔵	仮取扱い
件数	61	292

## カ 仮使用の承認

危険物施設の位置、構造又は設備を変更した時は、市町村長等が行う完成検査を受け、これに合格した後でなければ当該施設の使用が認められないこととされているが、危険物施設を変更する場合に、当該変更の工事に係る部分以外の危険物施設の全部又は一部について市町村長等の承認を受けた時は、完成検査を受ける前でも、仮に、当該承認を受けた部分を使用することができることとされている。

平成 25 年度中にこの承認を受けた件数は、第 31 表のとおりである。

第 31 表 危険物施設の仮使用の承認件数

平成 25 年度

施設の 区分  常備・非 常備の別	合 計	製 造 所	貯 蔵 所								取 扱 所					
			小 計	屋 内 貯 蔵 所	屋 外 タン ク 貯 蔵 所	屋 内 タン ク 貯 蔵 所	地 下 タン ク 貯 蔵 所	簡 易 タン ク 貯 蔵 所	移 動 タン ク 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所	小 計	給 油 取 扱 所	第 一 種 販 売 取 扱 所	第 二 種 販 売 取 扱 所	移 送 取 扱 所	一 般 取 扱 所
合計	1,358	331	202	15	155	—	29	—	—	3	825	441	—	—	6	378
消防本部設置 市町村分 (市町村長許可分)	1,358	331	202	15	155	—	29	—	—	3	825	441	—	—	6	378
2以上の許可 行政庁の区域 にわたるもの (知事許可分)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

キ 予防査察及び措置命令等の実態

市町村長等は、危険物の貯蔵又は取り扱いに伴う火災防止のため必要と認める時は、指定数量以上の危険物を貯蔵し、若しくは取り扱っていると認められる全ての場所の所有者等に対して資料の提出を明示、若しくは報告を求め、又は当該消防事務に従事する職員に製造所等に立入らせ、これらの場所の位置、構造若しくは設備及び危険物の貯蔵若しくは取扱いについて検査させ、関係のあるものに質問させ、若しくは試験のため必要な最小限度の数量に限り危険物若しくは危険物であることの疑いのあるものを取去させることができることとされている。

平成 25 年度中に市町村長等が行った予防査察の実施状況は、第 32 表のとおりである。

予防査察を行った結果、危険物施設における危険物の貯蔵又は取り扱い、又は当該施設の位置・構造又は設備が消防法令に規程される技術上の基準に違反していると認められる場合、市町村長等は当該基準に従って危険物の貯蔵又は取扱いをすべきこと、又は当該基準に適合させるよう施設を修理し、改造し又は移転すべきことを命令することができることとされており、その命令に違反した場合等は施設の使用を停止させることができることとされている。

また、無許可で指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っている場合は、危険物の除去その他危険物による災害防止のため必要な措置を取るべきことを命じることができることとされている。

平成 25 年度中に市町村長等によるこれらの命令の行使状況は、第 33 表のとおりである。

第 32 表 危険物施設に対する予防査察実施状況

平成 25 年度

施設の 区分  常備非 常備等の別	合 計	製 造 所	貯 蔵 所								取 扱 所							
			小 計	屋 内 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所 タンク	屋 内 貯 蔵 所 タンク	地 下 貯 蔵 所 タンク	簡 易 貯 蔵 所 タンク	移 動 貯 蔵 所 タンク	屋 外 貯 蔵 所	小 計	給 油 取 扱 所	取 扱 所 第 一 種 販 売	取 扱 所 第 二 種 販 売	移 送 取 扱 所	一 般 取 扱 所		
消防本部設置市町村分 (市町村長許可分)																		
検査施設数	6,377	202	4,132	702	1,685	44	697	3	770	231	2,043	936	5	2	47	1,053		
延回数	6,435	202	4,153	702	1,688	44	715	3	770	231	2,080	971	5	2	47	1,055		
2以上の許可 行政庁の区域 にわたるもの (知事許可分)																		
検査施設数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延回数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第 33 表 危険物施設及び無許可施設に関する命令状況

平成 25 年度

施設の 区分  常備非 常備等の別	合 計	製 造 所	貯 蔵 所								取 扱 所						
			小 計	屋 内 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所 タンク	屋 内 貯 蔵 所 タンク	地 下 貯 蔵 所 タンク	簡 易 貯 蔵 所 タンク	移 動 貯 蔵 所 タンク	屋 外 貯 蔵 所	小 計	給 油 取 扱 所	取 扱 所 第 一 種 販 売	取 扱 所 第 二 種 販 売	移 送 取 扱 所	一 般 取 扱 所	
製造所等の緊急使用 停止命令件数 (法第 12 条の 3)	6	1	—	—	—	—	—	—	—	—	5	2	—	—	—	—	3
無許可施設等 に対する措置命令 (法第 16 条の 6)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
製造所等の 使用停止命令 (法第 12 条の 2)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

## 4 救急体制

救急業務は、昭和 38 年に市町村の消防機関の事務として法制化され、平成 3 年 8 月には、プレホスピタル・ケア充実のため、救急隊員の行う応急処置の範囲が拡大されるとともに、高度な応急処置を行う救急救命士の制度が設けられた。

平成 15 年 4 月から、救急救命士が行う処置は順次、拡大され、救命率の向上を目指した救急業務の高度化が推進されている。

### (1) 実施状況

#### ア 概要

平成 25 年中における県内の救急業務実施状況は、救急出場件数 119,614 件、搬送人員 110,273 人であり、ともに前年並となった。

1 日平均 328 件、約 4.4 分に 1 回の割合で救急隊が出場し、県民の約 27 人に 1 人が搬送されたことになる。

#### イ 事故種別出場件数

救急出場件数及び搬送人員を事故種別ごとにみると、ともに急病が半数以上を占めている。

第 34 表 救急出場件数及び搬送人員の推移

年	救急出場件数						搬送人員					
	計	増減率 (%)	急病	交通 事故	一般 負傷	その他	計	増減率 (%)	急病	交通 事故	一般 負傷	その他
16	96,391	4.3	55,170	16,132	10,676	14,413	93,305	3.6	51,897	18,775	10,208	12,425
17	103,644	7.5	60,604	16,260	11,606	15,174	99,530	6.7	56,625	18,487	11,150	13,268
18	104,884	1.2	61,667	15,966	11,922	15,329	100,077	0.5	57,507	17,901	11,363	13,306
19	106,598	1.6	63,334	15,653	12,455	15,156	100,671	0.6	58,784	17,099	11,801	12,987
20	103,020	△3.4	61,663	14,634	12,284	14,439	96,681	△4.0	56,972	15,644	11,568	12,497
21	102,021	△1.0	61,554	14,072	12,119	14,286	95,184	△1.5	56,462	14,957	11,436	12,329
22	109,295	7.1	67,344	14,089	12,894	14,968	101,606	6.7	61,762	14,935	12,144	12,765
23	117,233	7.3	72,536	14,174	14,299	16,224	107,827	6.1	66,210	14,588	13,310	13,719
24	117,071	△0.1	73,073	13,958	14,253	15,787	107,756	△0.1	66,391	14,726	13,222	13,417
25	119,614	2.2	75,483	13,489	14,886	15,756	110,273	2.3	69,115	13,969	13,835	13,354

#### ウ 傷病程度別搬送人員

平成 25 年中の搬送人員のうち、死亡、重症、中等症を合わせた割合は 48.2%、入院加療を必要としない軽症及びその他の割合は 51.8%となっている。

第 35 表 傷病程度別搬送人員の状況

平成 25 年中

区分	計		急病		交通事故		一般負傷		その他	
	人員数	構成比	人員数	構成比	人員数	構成比	人員数	構成比	人員数	構成比
計	110,273	100.0	69,115	100.0	13,969	100.0	13,835	100.0	13,354	100.0
死亡	2,319	2.1	1,936	2.8	108	0.8	93	0.7	182	1.4
重症	10,333	9.4	6,245	9.0	491	3.5	897	6.5	2,700	20.2
中等症	40,528	36.7	27,138	39.3	1,952	13.9	4,046	29.2	7,392	55.3
軽症	57,013	51.7	33,742	48.8	11,409	81.7	8,791	63.5	3,071	23.0
その他	80	0.1	54	0.1	9	0.1	8	0.1	9	0.1

エ 急病に係る疾病分類項目別搬送人員

平成 25 年中の急病の搬送人員 69,115 人の内訳を見ると、脳疾患、消化器系、心疾患の順となっている。

第 36 表 急病に係る疾病分類項目別搬送人員

平成 25 年中

疾病分類項目	計	脳疾患	心疾患	消化器系	呼吸器系	精神系	感覚系	泌尿器系	新生物	その他	不明確等
搬送人員	69,115	6,855	5,875	6,043	5,592	1,969	2,378	1,879	1,052	7,956	29,516
構成比	100.0	9.9	8.5	8.7	8.1	2.8	3.4	2.7	1.5	11.5	42.7

オ 現場到着所要時間

平成 25 年中の救急出場に係る現場到着所要時間（覚知から現場到着までに要した時間）の県平均は、約 8.7 分である。

第 37 表 現場到着所要時間別出場件数

平成 25 年中

計		3分未満		3分以上5分未満		5分以上10分未満		10分以上20分未満		20分以上	
件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
119,614	100.0	1,907	1.6	7,671	6.4	69,566	58.2	38,642	32.3	1,828	1.5

カ 収容所要時間

平成 25 年中の搬送人員に係る収容所要時間（覚知から医療機関等に収容するまでに要した時間）の県平均は、約 40.5 分である。



第 38 表 収容所要時間別搬送人員

平成 25 年中

計		10 分未満		10 分以上 20 分未満		20 分以上 30 分未満		30 分以上 60 分未満		60 分以上 120 分未満		120 分以上	
人員数	構成比	人員数	構成比	人員数	構成比	人員数	構成比	人員数	構成比	人員数	構成比	人員数	構成比
110,273	100.0	31	0.0	2,560	2.3	23,576	21.4	72,863	66.1	10,790	9.8	453	0.4

キ 転 送

平成 25 年中の搬送人員のうち、転送を行ったのは 716 人で、全体の 0.6%にあたる。

第 39 表 転送回数別搬送人員

平成 25 年中

計		0 回		1 回		2 回		3 回以上	
人員数	構成比	人員数	構成比	人員数	構成比	人員数	構成比	人員数	構成比
110,273	100.0	109,557	99.3	709	0.6	7	0.1	0	0.0

ク 救急隊員が行った応急処置等の状況

平成 25 年中の搬送人員のうち、救急隊員が応急処置を行った者は 98.8%にあたる。

第40表 救急隊員が行った応急処置等の状況

平成25年中

区別	計		急病	交通事故	一般負傷	その他	
		構成比					
搬送人員	110,273	-	69,115	13,969	13,835	13,354	
応急処置対象人員	108,922	-	68,382	13,783	13,611	13,146	
応急処置実施率	98.8	-	98.9	98.7	98.4	98.4	
処置別事項	計	477,799	100.0	307,341	59,177	55,845	55,436
	止血	2,459	0.5	369	476	1,237	377
	固定	12,708	2.7	393	8,871	2,404	1,040
	人工呼吸	1,029	0.2	821	35	70	103
	心マッサージ	208	0.0	157	14	16	21
	（うち自動）	14	0.0	12	1	1	0
	心肺蘇生	2,986	0.6	2,457	113	180	236
	（うち自動）	212	0.0	177	4	11	20
	酸素吸入	24,176	5.1	17,731	1,243	1,017	4,185
	気道確保	4,729	1.0	3,856	183	283	407
	（うち経鼻エアウェイ）	146	0.0	121	3	9	13
	（うち喉頭鏡，鉗子等）	124	0.0	65	0	58	1
	（うちラリゲアルマスク等）	1,096	0.2	929	37	56	74
	（うち気管挿管）	169	0.0	104	3	44	18
	保温	45,818	9.6	31,396	3,868	5,099	5,455
	被覆	6,519	1.4	294	2,036	3,235	954
	住宅療法継続	597	0.1	466	2	21	108
	ショックパンツによる血圧の保持	30	0.0	16	6	5	3
	除細動	395	0.1	342	10	20	23
	静脈路確保	1,119	0.2	926	34	66	93
	薬剤投与	421	0.1	352	20	24	25
	その他の応急処置	66,342	13.9	43,947	6,925	8,057	7,413
	血圧測定	101,011	21.1	63,294	13,163	12,514	12,040
聴診器による心音・呼吸音の聴取	45,211	9.5	31,124	5,499	4,434	4,154	
血中酸素飽和度の測定	105,019	22.0	65,636	13,497	13,218	12,668	
心電図	57,018	11.9	43,763	3,182	3,943	6,130	
エピペン投与	4	0.0	1	0	2	1	

## (2) 実施体制

### ア 救急業務実施市町村数

救急業務は、県内すべての市町村において実施している。

### イ 救急隊数及び救急隊員数

平成 26 年 4 月 1 日現在の救急隊は 150 隊で、救急隊員は 2,488 人（専任 543 人，兼任 1,945 人）であり，うち救急救命士の資格を持つ者は 690 名となっている。

### ウ 救急自動車数

平成 26 年 4 月 1 日現在の救急自動車は 170 台（うち非常用車両 22 台）となっている。このうち，高規格救急自動車は，162 台となっている。

第 41 表 救 急 体 制

各年 4 月 1 日

年	救急自動車	救 急 隊	救 急 隊 員			救急救命士 資格者数
			計	専 任	兼 任	
16	159	139	2,230	477	1,753	280
17	159	140	2,262	506	1,756	329
18	161	142	2,336	498	1,838	362
19	163	144	2,642	543	2,099	411
20	164	147	2,683	559	2,124	447
21	165	147	2,421	549	1,872	483
22	169	148	2,486	578	1,908	510
23	168	146	2,447	597	1,850	551
24	169	149	2,462	572	1,890	608
25	169	151	2,609	528	2,081	658
26	170	150	2,488	543	1,945	690

## (3) メディカルコントロール体制

本県では、以下のような消防と医療機関が連携するメディカルコントロール体制を構築している。

### ※メディカルコントロール体制

消防機関と医療機関との連携によって、①救急隊が現場からいつでも迅速に医師に指示，指導・助言を要請することができ，②実施した救急活動の医学的判断，処置の適切性について医師による事後検証が行われるとともに，その結果が再教育に活用され，③救急救命士の資格取得後の再教育として，医療機関において定期的に病院実習が行われる体制をいう。

### ア 茨城県救急業務高度化推進協議会

全県的なメディカルコントロール体制について協議・調整を行うため，平成 14 年 11 月 27 日に設置した。また，下部組織としてメディカルコントロール検討専門委員会を設け，専門的な事項を検討している。

イ 地区協議会

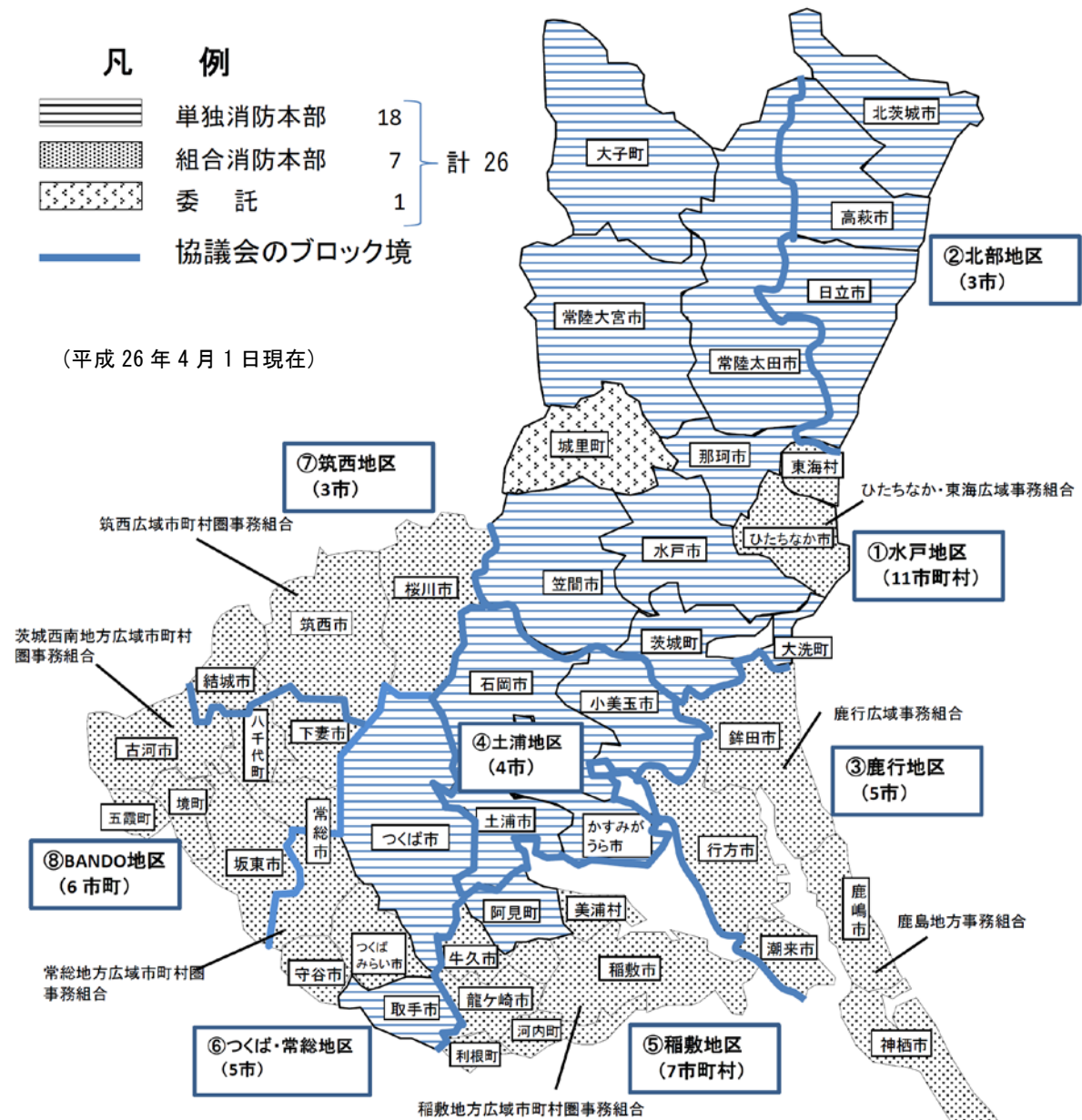
平成 14 年度末までに設置された 8 地区の協議会が、各地区における次の体制の整備を行っている。

- ・ 医師による救急救命士への常時指示体制
- ・ 救急救命処置についての医学的観点からの事後検証
- ・ 病院実習等による救急救命士の再教育体制

ウ 茨城県メディカルコントロール協議会連絡会

地区協議会間の格差是正，情報交換を目的に平成 20 年 6 月 27 日に設置した。

MC協議会 8地区



(4) 救急医療体制

傷病者の受け入れ機関として告示された救急病院及び救急診療所は、平成26年4月1日現在、県内で98箇所である。

平成25年中に医療機関に搬送された救急患者は110,273人であり、93.8%にあたる103,440人が救急告示医療機関に搬送されている。

第42表 医療機関数

平成26.4.1現在

救急医療機関						その他医療機関					
国立	公立	公的	私的		計	国立	公立	公的	私的		計
			病院	診療所					病院	診療所	
5	6	12	72	3	98	10	26	9	75	1,464	1,584

第43表 救急自動車による医療機関別搬送人員

平成25年中

救急医療機関						その他の医療機関						
国立	公立	公的	私的		計	国立	公立	公的	私的		その他 の場所	計
			病院	診療所					病院	診療所		
5,969	7,306	31,435	58,183	547	103,440	45	1,623	82	3,041	2,019	23	6,833

(5) 一般市民に対する応急手当の普及啓発

救急自動車の要請から救急隊が到着するまでの県平均の約8.7分間に、救急現場に居合わせた一般県民による応急手当が実施されれば、救命効果が期待できる。

県では平成15年度及び平成16年度に、緊急雇用創出基金を活用した応急手当普及啓発事業を実施し、応急手当の普及啓発を図るとともに、平成17年度から平成23年度にかけて、応急手当講習会の指導員（ボランティア指導員）の養成事業を実施した。

現在、各消防本部では、当該事業により養成したボランティア指導員等の人材を活用して応急手当講習会を開催し、更なるバイスタンダーの養成を推進している。

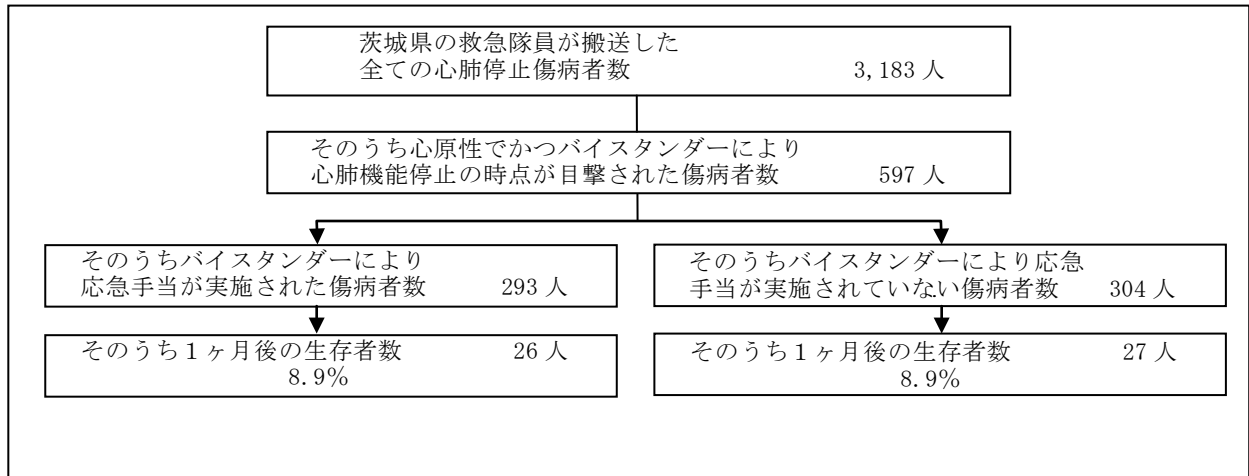
第44表 応急手当講習受講者数の推移

(単位：人)

年	普通救命講習	上級救命講習	その他の講習	計
平成16年	30,750	596	26,774	58,120
平成17年	27,314	636	25,778	53,728
平成18年	35,740	376	30,270	66,386
平成19年	40,596	976	32,424	73,996
平成20年	42,559	611	35,564	78,734
平成21年	43,343	712	30,212	74,267
平成22年	46,383	910	32,601	79,894
平成23年	38,374	874	20,828	60,076
平成24年	40,322	824	23,152	64,298
平成25年	40,662	928	30,037	71,627

第 45 表 応急手当の救命効果

平成 25 年中



(6) 高速自動車国道等における救急業務

高速自動車国道における救急業務については、「高速道路救急業務に関する調査研究委員会」の最終答申に基づいて、昭和 55 年 12 月 1 日に締結された建設省、消防庁及び日本道路公団の三者による「高速自動車国道における救急業務に関する覚書」により、日本道路公団とインターチェンジ所在市町村相互の責任において実施すべきものとされ、これによりインターチェンジ所在市町村の規模、処理能力、その他の事業を勘案した一定の基準により実施されている。県内の高速自動車道における救急業務の実施にあたっては、この覚書を基本として次に掲げる「茨城県高速自動車道等救急業務実施計画」により、関係機関における救急体制の整備、相互応援協定の締結、消防連絡協議会の育成等について連絡調整に努めている。

なお、北関東自動車道の開通に伴い、常磐自動車道消防協議会を発展的に解消し、「茨城県高速自動車道等消防協議会」を平成 12 年 5 月 25 日に設立した。

東関東自動車道についても、「千葉県高速自動車国道等消防協議会」を設置している。

## 茨城県高速自動車道等救急業務実施計画

### 1 関係消防機関の救急体制及び経費

基本的には、沿線市町村を一円とした相互応援の体制を取ることを基調とし、これが業務については I・C を所管する消防署を拠点として実施するものとする。

救急業務を処理するために要する経費については、各市町村が支弁し、その財源は別途道路公団の負担及び特別地方交付税の措置するところによるものとする。

#### (1) 救急業務担当消防本部

救急業務を担当するものは、I・C 所在の消防本部とする。

#### (2) 救急業務分担区域

平常的事故は上り、下り線分割分担方式又は行政区割方式、特殊事故は沿線一円の相互応援により処理するものとする。

### 2 勤務体制及び救急業務実施方法

救急隊は、優先的に高速道路における救急事故に出動する態勢にあるものとし、これに対処できる施設の整備に努めるものとする。

#### (1) 出動通報

救急隊は、道路公団から専用回線電話による出動要請通報を受け出動する。

#### (2) 救急活動

救急隊の現場における救急活動は、二次的災害の防除を期するため道路公団交通管理員又は警察官の交通規制のもとに実施する。

各高速自動車国道における救急実施体制（上り、下り線分割分担方式）・供用開始年度別区間等の概要については、第 46 表のとおりである。

東関東自動車道の救急業務については、潮来 I・C～佐原香取 I・C 間上り線を鹿行広域事務組合消防本部が、下り線は香取広域市町村圏事務組合消防本部が担当している。





第46表の続き

インターチェンジ サービスエリア パーキングエリア	北関東自動車道		常陸那珂港		茨城町	
	真岡 IC	14.9	桜川筑西 IC	8.9	笠間西 IC	9.1
通過市町村	真岡市	7.4	友部 JCT	4.1	茨城町西 IC	2.2
	真岡市	9.1	友部 IC	4.6	茨城町 JCT	3.4
救急体制 (担当消防機関)	真岡市	4.1	茨城町東 IC	5.4	水戸南 IC	4.8
	真岡市	4.6	茨城町 JCT	5.4	水戸大洗 IC	2.9
供用開始年度	真岡市	4.8	水戸大洗 IC	2.9	ひたちなか IC	1.6
	真岡市	5.4	水戸南 IC	1.6	ひたち海浜公園 IC	0.8
設計速度	真岡市	8.9	桜川筑西 IC	8.9	常陸那珂港 IC	0.8
	真岡市	9.1	笠間西 IC	8.9	常陸那珂港 IC	0.8
警察体制	真岡市	14.9	真岡 IC	14.9	茨城町 IC	0.8
	真岡市	14.9	真岡 IC	14.9	茨城町 IC	0.8
管理事務所	真岡市	14.9	真岡 IC	14.9	茨城町 IC	0.8
	真岡市	14.9	真岡 IC	14.9	茨城町 IC	0.8
車線数	真岡市	14.9	真岡 IC	14.9	茨城町 IC	0.8
	真岡市	14.9	真岡 IC	14.9	茨城町 IC	0.8

## 5 救助体制

### (1) 活動状況

#### ア 概要

平成 25 年中における消防職員及び消防団員の救助活動状況は、出動件数 1,474 件、活動件数 918 件、活動人員 12,493 人、救助人員 938 人である。

災害事故種別でみると交通事故が救助活動件数の 45.9%を占めている。

第 47 表 救助活動状況

区分	災害事故の種別	合計	火災時における救助活動	火災以外の災害時における救助活動								
				小計	交通事故	水難事故	風水害等 自然災害	機械による事故	建物等による事故	ガス及び酸欠事故	破裂事故	その他の事故
救助活動 件数	平成 15	949	122	827	562	69	15	21	37	1	—	122
	17	1,003	176	827	583	50	—	23	28	5	—	138
	18	986	191	795	558	57	2	26	30	1	—	121
	19	945	216	729	475	59	1	25	31	2	—	136
	20	851	120	731	456	76	3	24	25	5	—	142
	21	887	173	714	436	85	1	27	16	7	—	142
	22	911	156	755	462	79	3	27	25	5	1	153
	23	1,598	198	1,400	797	105	58	43	71	11	1	314
	24	1,387	165	1,222	726	115	7	39	79	4	1	251
25 年	出動件数	1,474	197	1,277	751	80	23	46	88	3	1	285
	活動件数	918	197	721	421	54	13	23	60	3	—	147
	活動人員	12,493	5,254	7,239	4,295	829	94	275	526	52	—	1,168
	救助人員	938	35	903	580	39	28	43	58	3	—	152

#### イ 火災時における救助活動

平成 25 年中の火災時における救出活動の出動件数は、197 件であり、うち 10.2%に当たる 20 件が救助人員を伴った火災件数であり、35 人を救出した。

#### ウ 火災以外の災害時における救出活動

火災以外の災害時における救助活動は、交通事故、水難事故等の要救護者の救出救助が主たるものであるが、平成 25 年中における出動回数は 1,277 件であり、うち 56.5%に当たる 721 件で救助活動を実施し、903 人を救助した。

(2) 活動体制

平成 26 年 4 月 1 日現在，救助隊は 24 消防本部に 54 隊設置されており，救助隊員は，912 人でそのうち専ら救助業務に従事する隊員は 274 人である。

また，上記救助隊のうち，「救助隊の編成，装備及び配置の基準を定める省令」第 4 条に定める特別救助隊については，15 消防本部に 23 隊設置されており，第 5 条に定める高度救助隊については 5 消防本部に 5 隊設置されている。

第 48 表 救助隊の設置

平成 26. 4. 1 現在

消防本部数			救 助 隊 数	救助隊員数			救助隊員が搭乗する車両							
計	設 置	未 設 置		計	専 任	兼 任	計	救 助 工 作 車	は し ご 車	屈 折 は し ご 車	ポ ン プ 車	タ ン ク 車	化 学 車	そ の 他
25	24 (15)	1	54 (23)	912 (368)	274 (245)	638 (123)	107	34	17	3	12	25	9	7

※ ( ) は，内数で特別救助隊に関する。

救助隊の装備は，救助事象の複雑化・多様化に伴い，より高度かつ専門的な機能・性能を有する物が必要とされるようになってきている。救助隊は，これらを専用の救助工作車又は消防ポンプ車・はしご車等に積載し，救助活動を実施している。なお，これら機誠・器具等の保有状況は次のとおりである。

第 49 表 救助活動のための機械器具等の保有状況

平成 26. 4. 1 現在

区分	名称	個数	区分	名称	個数	
一般救助用	かぎ付きはしご	144	隊員保護用	耐電手袋	400	
	三連はしご	197		耐電衣	126	
	金属製折りたたみはしご	61		耐電ズボン	128	
	空気式救助マット	46		耐電長靴	138	
	救命索発射銃	72		化学防護服	352	
	サバイバースリング又は救助用縛帯	297		陽圧式防護服	136	
	平担架	76		防塵メガネ	1, 829	
重量物排除用	油圧ジャッキ	89		携帯警報器	284	
	油圧スプレッダー	56		防毒マスク	807	
	可搬ウインチ	123		耐熱服	140	
	マンホール救助器具	43		放射線防護服	391	
	救助用簡易起重機	4		特殊ヘルメット	4	
	マット型空気ジャッキ	82		水難救助用	潜水器具	172
	大型油圧スプレッダー	50			救命胴衣	1, 478
	救助用支柱器具	18	水中投光器		72	
チェーンブロック	19	救命浮環	368			
切断用	油圧切断機	54	浮標		66	
	エンジンカッター	137	救命ボート		83	
	ガス溶断機	48	船外機		90	
	チェーンソー	189	水中スクーター		2	
	鉄線カッター	224	水中無線機	4		
	空気鋸	70	水中時計	69		
	大型油圧切断機	51	水中テレビカメラ	4		
	空気切断機	31	その他の救助用	投光器	339	
コンクリート・鉄筋切断用チェーンソー	17	携帯投光器		449		
破壊用	万能斧	278		携帯拡声器	408	
	ハンマー	204		携帯無線機	735	
	携帯用コンクリート破壊器具	43		応急処置用セット	135	
	削岩機	44		車両移動器具	35	
	ハンマドリル	41		緩降機	46	
除染器	除染シャワー	16		ロープ登降機	61	
	除染剤散布器	16		救助用降下機	65	
検索用	簡易画像探索機	32		発電機	357	
呼吸保護用	空気呼吸器	1, 247	高度救助用	画像探索機	21	
	空気補充用ボンベ	859		地中音響探知機	11	
	酸素呼吸器	88		熱画像直視装置	19	
	簡易呼吸器	75		夜間用暗視装置	10	
	防塵マスク	2, 105		地震警報機	10	
	送排風機	69		電磁波探査装置	2	
	エアラインマスク	11		二酸化炭素探査装置	1	
測定用	生物剤検知器	5	山岳救助用	水中探査装置	4	
	可燃性ガス測定器	116		登山器具	6	
	有毒ガス測定器	70		バスケット型担架	86	
	酸素濃度測定器	68				
	放射線測定器	231				

## 6 教育訓練体制

### (1) 消防大学校における教育訓練

消防大学校は、国及び都道府県の消防事務に従事する職員又は市町村の消防職団員に対し、幹部として必要な高度の教育訓練を行っている。平成 25 年度の本県からの入校者数は消防本部及び県立消防学校の職員等を合わせて 46 人である。

第 50 表 本県の消防大学校への入校状況

年度	計	警防科	予防科	上級幹部科	消防団長科	救急科	救助科	幹部科	火災調査科	危険物科	新任教官科	新任消防長・ 学校長科	特別講習	違反是正	NBC コース	航空隊長 コース	指揮隊長 コース	トップマネジ メントコース	高度救助 コース
18	32	4	2	2		4	3	6	4			3			2	2			
19	28	3	4	2		2	3	8	3	1	1	1							
20	32	2	2	2	1	2	4	13	4		1	1							
21	28	4	3	1	1	2	4	5	4	1		3							
22	34	4	4	1		2	3	10	4			4		1	1				
23	35	4	4			2	2	7	4		1	2		2	1				6
24	48	4	6	1		1	5	7	3	2	3	4		3	2				7
25	46	4	3	3	1	1	5	8	3	3			3	3	2	1	3		3

### (2) 県立消防学校における教育訓練

県内の消防職員及び消防団員に対し、職務を遂行するうえに必要なかつ高度な教育訓練を行っている。

平成 25 年度は、3,498 名（第 51 表のとおり）に対して、教育を実施した。

#### ア 消防職員

平成 25 年度は、初任教育，専科教育，幹部教育，特別教育の合計 10 課程 564 名に対して教育を実施した。

#### イ 消防団員

平成 25 年度は、基礎教育，専科教育，幹部教育，特別教育の合計 9 課程 2,934 名に対して教育を実施した。

第51表 消防学校教育状況

教育課程		区 分	平成24年度教育実施状況			平成25年度教育実施状況		
			教育期間	実施回数	教育学生数	教育期間	実施回数	教育学生数
消防職員教育	初任教育	初 任 科	6ヶ月(4～3月)	2回	137人	6ヶ月(4～3月)	2回	178人
	専科教育	特殊災害科	7日(3月)	1	31	7日(2～3月)	1	24
		危険物科	10日(6月)	1	22	— —	—	—
		予防査察科	— —	—	—	10日(5～6月)	1	23
		火災調査科	10日(12月)	1	31	10日(12月)	1	36
		救急科	36日(10～2月)	2	118	36日(10～2月)	2	126
		救助科	24日(10～11月)	1	31	24日(10～11月)	1	44
		警防課	— —	—	—	7日(10～11月)	1	24
	幹部教育	初級幹部科	7日(5月)	1	14	— —	—	—
		中級幹部科	— —	—	—	— —	—	—
	特別教育	薬剤投与講習会	23日(6～7月)	1	30	23日(6～7月)	1	19
		水難救助課程	8日(8月)	1	20	10日(7～8月)	1	20
		操法指導者研修会	1日(5月)	2	59	1日(5月)	2	70
	小 計				493			564
消防団員教育	基礎教育	日曜講座	1日(5～6月)	4	435	1日(5～6月)	4	538
		女性消防団員講座	— —	—	—	1日(3月)	1	26
	専科教育	ポンプ車課程	2日(12月)	1	16	2日(4月)	1	14
		小型ポンプ課程	2日(12月)	1	5	2日(4月)	1	3
		タンク車課程	2日(12月)	1	12	2日(4月)	1	12
	幹部教育	指導員養成科	4日(6月)	1	31	4日(6月)	1	41
		中級幹部科	2日(12月)	1	17	2日(5月)	1	22
	特別教育	一日入校	1日(年間)	24	649	1日(年間)	24	478
		現地訓練	1日(年間)	15	1,505	1日(年間)	15	1,800
	小 計				2,670			2,934
合 計		18 課程		3,163	19 課程		3,498	



## 7 消防職団員の活動

### (1) 活動状況

消防職団員による火災や風水害等の防除及び訓練への出動状況は、第 52 表のとおりである。

出動回数を出動種別でみると、救急、救助活動及びその他を除き、警防調査が 6.4%で一番多く、次いで予防査察となっている。

消防団員の出動状況については、平成 25 年の 1 年間に出勤した回数は、14,342 回となっており、1 日あたり 39.3 回出動していることになっている。

第 52 表 平成 25 年消防職団員の出動状況

区 分	出動回数			
	計	構成比 (%)	消防本部・消防署	消防団
合 計	193,844	100.0	179,502	14,342
火 災	3,296	1.7	1,851	1,445
風 水 害 等 の 災 害	753	0.4	669	84
演 習 訓 練	9,603	4.9	5,095	4,508
広 報 指 導	8,401	4.3	8,041	360
警 防 調 査	12,355	6.4	11,188	1,167
火 災 調 査	1,079	0.6	1,076	3
特 別 警 戒	8,628	4.4	2,729	5,899
捜 索	89	0.1	55	34
予 防 査 察	9,902	5.1	9,895	7
救 助 活 動	119,614	61.7	119,614	—
救 助 活 動	1,474	0.8	1,474	—
誤 報 等	553	0.3	504	49
そ の 他	18,097	9.3	17,311	786

### (2) 公務災害の状況

平成 25 年中における火災等の災害に出動し、職務遂行中に死傷した消防職団員は 42 名であり、死傷者の内訳は第 53 表のとおりである。

第 53 表 平成 25 年中消防職団員の公務による死傷者数

区 分	合 計	火 災	風 水 害	救急業務	演習・訓練	特別警戒	その他
合 計	42	9	—	2	22	1	8
構 成 比 ( % )	100.0	21.4	—	4.8	52.4	2.4	19.0
消 防 職 員	18	2	—	2	9	—	5
消 防 団 員	24	7	—	—	13	1	3



(3) 勤務条件

ア 消防職員

(7) 給与及び手当等

消防職員の処遇については、勤務の特殊性や職務の危険性を配慮したものでなければならないが、給与、勤務時間、勤務条件等については、それぞれの市町村（組合）の条例によって定められている。

平成 26 年 4 月 1 日現在の消防吏員の特殊勤務手当の状況は、第 54 表のとおりである。

第 54 表 消防吏員の特殊勤務手当

(単位：箇所、円)

種 別	出勤手当				出場手当			
	機関員	救助隊員	はしご隊員	その他	機関員	救命士	その他	
本 部 計	17	15	5	18	15	22	20	
1 回 当	本 部 数	11	12	5	18	11	20	20
	最 高	800	800	200	800	300	510	300
	最 低	110	150	150	150	110	150	150
1 日 当	本 部 数	3	—	—	—	2	—	—
	最 高	250	—	—	—	150	—	—
	最 低	150	—	—	—	150	—	—
1 月 当	本 部 数	3	3	—	—	2	2	—
	最 高	1,500	3,000	—	—	1,000	3,000	—
	最 低	1,250	1,000	—	—	1,000	2,500	—

※(1) 出勤手当とは、火災、救助及びその他の災害などの消防活動あるいは火災原因調査等のために出勤した者に支給される手当をいう。

(2) 出場手当とは、救急業務のために出場し、要救助者の救護活動を実施した者に支給される手当をいう。

第 55 表 消防職員の勤務体制

平成 26 年 4 月 1 日現在

区 分	勤 務 体 制								1 当務の勤務時間	
	計		毎日勤務	2 部制		3 部制		その他派遣等	16 時間未満	16 時間超
	本部数	職員数	職員数	本部数	職員数	本部数	職員数	職員数	本部数	本部数
単独	18	2,359	430	15	1,519	3	360	50	18	—
組合	7	2,022	288	6	1,514	1	161	59	7	—
計	25	4,381	718	21	3,033	4	521	109	25	—

(4) 公務災害補償

消防職員は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）で公務により災害を受けた場合には、療養、休業、障害、遺族、葬祭等の補償を受けることとされている。平成24年度及び25年度の補償件数及び金額は、第56表のとおりである。

第56表 消防職員公務災害補償状況

【平成24年度】

種 別	件 数	金 額（千円）	種 別	件 数	金 額（千円）
療 養 補 償	24	5,353	介 護 補 償	1	1,362
休 業 補 償	—	—	遺 族 補 償		
傷 病 補 償 年 金	—	—	年 金	8	21,404
障 害 補 償			一 時 金	—	—
年 金	1	1,557	葬 祭 補 償	—	—
一 時 金	2	2,586	福 祉 事 業	—	—
			合 計	36	32,262

【平成25年度】

種 別	件 数	金 額（千円）	種 別	件 数	金 額（千円）
療 養 補 償	25	8,411	介 護 補 償	1	679
休 業 補 償	—	—	遺 族 補 償		
傷 病 補 償 年 金	—	—	年 金	11	33,216
障 害 補 償			一 時 金	—	—
年 金	1	4,671	葬 祭 補 償	—	—
一 時 金	—	—	福 祉 事 業	—	—
			合 計	38	46,977

地方公務員災害補償基金茨城県支部

## イ 消防団員

### (7) 報酬・出動手当

非常勤消防団員の報酬及び出動手当の支給額・支給方法は、当該市町村の財政事情や地域の特殊事情により、必ずしも同一ではなく、第 57 表のとおり、報酬の最高額は団長の年額 234,900 円、最低額は団員の 8,000 円、また、第 58 表のとおり、火災等の出動手当の 1 回当たりの最高額は 5,200 円、最低額は 600 円となっている。

なお、地方交付税の算定に用いる単位費用は、第 59 表のとおりである。

第 57 表 消防団員の報酬（年額）

平成 26 年 4 月 1 日現在

階 級 別	最 高(円)	最 低(円)	平 均(円)
団 長	234,900	70,000	127,464
副 団 長	135,000	52,600	88,005
分 団 長	127,000	33,800	61,225
副 分 団 長	75,000	21,000	44,203
部 長	65,000	17,000	37,134
班 長	60,000	14,000	30,141
団 員	50,000	8,000	24,881

第 58 表 消防団員の出動手当（1 回当たり）

平成 26 年 4 月 1 日現在

種 別	最 高(円)	最 低(円)	平 均(円)
火 災	5,000	800	2,346
風 水 害	5,200	800	2,446
警 戒	5,000	800	2,050
訓 練	4,000	600	1,962

第 59 表 消防団員報酬等の地方交付税算入額

(単位：円)

種 別	単 位	26 年度	25 年度	種 別	26 年度	25 年度
報 酬				公務災害補償負担金		
団 員	年額	36,500	36,500	人口 1 人当たり	3.5	3.5
団 長	年額	82,500	82,500	団員 1 人当たり	1,900	1,900
出 場 手 当	1 回当たり	7,000	7,000	退職報償金負担金		
				団員 1 人当たり	19,200	19,200

### (i) 公務災害補償

公務遂行中に死傷した消防団員に対して、市町村は、条例の定めるところによりこれを補償しなければならないこととされている。本県においては、市町村の共済制度の一環として、茨城県市町村総合事務組合において、その支給事務を行っている。また、日立市、土浦市は国の消防団員等公務災害補償等共済基金に加入している。補償の種類は他の公務災害補償制度に準じ 6 種類となっている。平成 25 年度の消防団員にかかる公務災害補償の支払状況は第 60 表のとおりである。また、火災、風水害等における民間の消防協力者についても団員とほぼ同様の措置がなされている。

第 60 表 損害補償の支払状況

種 別	支払件数	支払額 (千円)	種 別	支払件数	支払額 (千円)
合 計	53	27,248	遺 族 補 償		
療 養 補 償	33	1,694	年 金	13	23,201
休 業 補 償	6	1,438	一 時 金	—	—
障 害 補 償			葬 祭 補 償	—	—
年 金	1	915			
一 時 金	—	—			

資料 茨城県市町村総合事務組合  
日立市，土浦市

(ウ) 福祉事業

福祉事業の制度は公務災害補償を受ける被災団員等に対して行われるものであるが、平成 25 年度中の支給状況は第 61 表のとおりである。

(エ) 自動車等損害見舞金事業

消防団（水防団を含む）災害活動において、団員が使用した自家用車に損害が発生した場合に、その損害に対して見舞金を給付するものであるが、平成 25 年度中の支給状況は第 61 表のとおりである。

第 61 表 平成 25 年度福祉事業及び自動車等損害見舞金事業の支給状況

種 別	支払件数	支払額 (千円)	種 別	支払件数	支払額 (千円)
合 計	20	5,735	障 害 特 別 支 給 金	—	—
外 科 後 処 置	—	—	遺 族 特 別 支 給 金	—	—
休 業	2	255	障 害 特 別 援 護 金	—	—
療 養	—	—	遺 族 特 別 援 護 金	—	—
リハビリテーション	—	—	傷 病 特 別 給 付 金	—	—
補 装 具	—	—	障 害 特 別 給 付 金	11	4,213
休 業 援 護 金	4	77	遺 族 特 別 給 付 金	—	—
奨 学 援 護 金	2	940	自 動 車 等 損 害 見 舞 金	—	—
就 労 保 育 援 護 金	1	250			
介 護 料	—	—			
ア フ タ ー ケ ア	—	—			

資料 茨城県市町村総合事務組合  
日立市，土浦市

(カ) 退職報償金

消防団員が退職した場合、市町村はその労に報いるため条例により退職報償金を支給することとなっている。この制度は昭和 39 年の消防組織法の改正により実施されているが、報償金は第 62 表の階級及び勤続年数に応じて支給される。市町村は消防団員等公務災害補償金等共済基金と共済契約を締結している。

第 62 表 退職報償金支給額表

(単位：千円)

階 級 別	勤 務 年 数 別					
	5 年以上 10 年未満	10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上 30 年未満	30 年以上
団長	239	344	459	594	779	979
副団長	229	329	429	534	709	909
分団長	219	318	413	513	659	849
副分団長	214	303	388	478	624	809
部長及び班長	204	283	358	438	564	734
団員	200	264	334	409	519	689

#### (4) 国の消防表彰等

現在、消防関係者について国が行っている表彰等については、閣議決定された文武官叙位進階内則に基づく叙位、叙勲内則に基づく叙勲、褒章条例に基づく褒章、閣議決定に基づく安全功労者表彰及び消防功労者表彰並びに消防表彰規程に基づく表彰及び退職消防団員報償規程に基づく報償がある。これらの表彰等は消防吏員、消防団員、消防機関並びに消防に協力した個人及び団体を対象として行われている。平成 25 年度における本県の受賞者数は第 63 表のとおりである。

##### ア 叙 位

文武官叙位進階内則（明治 32 年 12 月 21 日閣議決定）に基づき実施されているが、現在は死亡者のみに運用されている。

##### イ 叙 勲

叙勲内則（明治 25 年 12 月 23 日）に基づき実施されているものであり、国家又は社会公共に対して功労のあった者に、栄誉を与えることとされ、死亡者に対する叙勲については随時に、生存者に対する叙勲については、毎年春（4 月 29 日）と秋（11 月 3 日）の 2 回発令されている。

なお、平成 14 年 8 月 7 日の閣議決定に基づき勲等表記廃止と簡素化等栄典制度の見直しが行われ、平成 15 年秋の叙勲から実施された。これに伴い、著しく危険性の高い業務に精励した者を対象とする危険業務従事者叙勲が創設され、春秋叙勲と同日に発令されている。

##### ウ 褒 章

褒章条例（明治 14 年太政官布告第 63 号）に基づき運用されており、消防に関係あるものは次の 4 種類である。

紅綬褒章 身の危険を顧みず人命を救助した者に授与される。

黄綬褒章 業務に精励し、他の模範と認められる者に授与される。

藍綬褒章 公衆の利益を興し成績著名である者又は共同の事務に尽力した者に授与される。

紺綬褒章 公益のため私財を寄附し、功績顕著な者に授与される。

##### エ 閣議決定に基づく表彰

国民安全の日（7 月 1 日）に行われる安全功労者表彰及び消防功労者表彰があり、安全功労者表彰には内閣総理大臣が行うものと総務大臣が行うものがあり、消防功労者表彰は総務大臣が行う。

###### (7) 安全功労者

次の各号の一に関し顕著な功績をあげ、又は功績があった部外の個人及び団体を安全功労者として表彰する。

- a 各種安全運動の組織化及び運営
- b 工場、事業所その他職域における安全確保
- c 安全のための研究又は教育による、安全水準の向上又は安全思想の普及
- d 災害時における防災活動

###### (1) 消防功労者

- a 広く地域消防のリーダーとして、地域社会の安全確保、防災思想の普及、消防施設の整備その他災害の防御に関する対策の実施について尽力して功績顕著な者に対して行う。消防庁長官表彰の功労章受章後、消防団活動に 5 年以上現職として従事している者。
- b (一財)日本防火・防災協会会長表彰受賞後、現職として従事している婦人（女性）防火クラブ員又は婦人防火クラブ役員として 10 年以上、かつ、都道府県単位の婦人防火クラブ連合会の役員 5 年以上の歴を有する

者又は都道府県単位の婦人防火クラブの会長職にある者並びにこれに準ずる者で婦人防火に功績があると認められる者。

#### オ 消防表彰規程に基づく表彰

事案の発生のも度表彰する随時表彰と、永年にわたる功労者に対して行われる定例表彰とがある。

##### (7) 随時表彰

- a 特別功労章 災害において消防作業に従事し功労抜群で他の模範となると認められた者に授与される。
- b 顕功章 災害において消防作業に従事し功労特に顕著な者に授与される。
- c 功績章 災害において消防作業に従事し功労多大な者に授与される。
- d 表彰状 功労顕著なもので、上記3章を授与されるに至らない者及び功労顕著な消防機関又は部外の個人、団体で功績顕著な者に授与される。
- e 顕彰状 職務遂行中死亡した者に授与される。
- f 賞状 功績顕著な者に授与される。

##### (1) 定例表彰

- a 功労章 防災思想の普及、消防施設の整備その他災害防御に関する施策、消防教育の実施について特に成績優秀な者に対して行う表彰であり、具体的には、消防吏員にあつては消防司令長以上の階級に、消防団員にあつては消防団長の階級に、消防教育職員にあつては消防学校の教頭以上の職に、それぞれ10年以上在職した者に授与される。
- b 永年勤続功労章 25年以上勤務し、他の模範と認められる消防吏員、消防団員及び消防教育職員に授与される。
- c 表彰旗 防災思想の普及、消防施設の整備その他災害防ぎよに関する実施について特に成績優秀な消防機関であつて、竿頭綬を授与されている機関に授与される。
- d 竿頭綬 表彰旗を授与される消防機関に準ずるものに授与される。

※ a～dは、毎年3月に行われる。

#### カ 賞じゅつ金及び報償金

消防庁長官表彰の副賞として、消防表彰規程に基づく賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金と報償金の制度がある。賞じゅつ金は、災害に際し、一身の危険を顧みることなくその職務を遂行したことにより障害を受けそのために死亡又は障害の状態となった場合で、その功労により特別功労章、顕功章、又は功績章を授与されたときに支給する。

殉職者賞じゅつ金は、災害に際し、命を受け、特に生命の危険が予想される現場に出動し、生命の危険を顧みることなく職務を遂行し、そのために死亡した消防職員又は団員が特別功労章を授与されたときに支給する。

報償金は、賞じゅつ金に該当しない殉職者に対して支給されるほか、随時表彰に際し付与される。

#### キ 退職消防団員報償

消防団員の勤務の特殊性にかんがみ、その労に報いるため、退職消防団員報償規程に基づき階級の別なく15年以上勤務した者に随時授与される。この報償は、1号報償(25年以上)と2号報償(15年以上25年未満)があり銀杯と賞状がそれぞれ授与される。

第 63 表 国の消防表彰者等による受賞者数

種 別		21	22	23	24	25	種 別		21	22	23	24	25
春秋叙勲	瑞宝小綬章	2	1	2	5	2	死亡叙勲	瑞宝小綬章	—	—	—	2	—
	瑞宝双光章	7	7	8	2	5		瑞宝双光章	3	2	2	2	2
	瑞宝单光章	18	16	17	20	17		瑞宝单光章	7	3	10	4	13
							藍綬褒章	2	2	2	4	5	
従事者叙勲 危険業務	瑞宝双光章	24	26	27	27	25	消防庁長官表彰	功 勞 章	5	11	5	5	5
	瑞宝单功章	—	—	1	2	4		永年勤続功労章	67	65	66	66	66
叙位	正五位	1	—	—	1	—		表 彰 旗	1	1	1	1	1
	従五位	1	2	1	1	1		竿 頭 綬	—	—	—	—	2
	正六位	—	—	1	1	2	頭 彰 状	—	—	—	—	—	
	従六位	1	1	—	3	3	退職報償	一 号	106	161	121	162	150
	正七位	6	6	10	5	7		二 号	485	465	498	464	521
	従七位	1	1	1	—	6							

(5) 県の消防表彰等

県が行っている消防表彰等には、茨城県消防表彰規程に基づく表彰及び茨城県退職消防団員報償支給要領に基づく報償がある。これらの表彰等は消防職団員、消防機関並びに消防に協力した個人及び団体を対象として行われており、毎年消防大会において、授与されるのが通例となっている。平成 25 年度における受賞者数は第 64 表のとおりである

ア 消防表彰規程に基づく表彰

事案の発生の日と表彰する随時表彰と定例表彰とがある。

(ア) 随時表彰

- a 功 勞 章 水火災その他の災害の現場において、消防任務の遂行上抜群の功労があった消防職団員に対して授与する。
- b 頭 彰 状 消防任務の遂行中に殉職した消防職団員に対して授与する。
- c 表 彰 状 次のいずれかに該当するものに対して授与する。
  - ・消防任務の遂行に関し、特に功労があった消防職員、消防団員、消防機関又は隊
  - ・消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 25 条第 2 項若しくは第 29 条第 5 項（同法第 36 条において準用する場合を含む）の規定により消防作業に協力し、若しくは従事し、又は同法第 35 条の 7 第 1 項の規定により救急業務に協力し、特に功労があった者
  - ・防火思想の普及、消防施設の拡充強化その他消防の発展又は災害時における被害の軽減に関し特に功労があった部外の個人等

(イ) 定例表彰

- a 永年勤続功労章 20 年以上勤続し、その勤務成績が優秀で他の模範と認められる消防職団員に対して授与する。
- b 表 彰 像 規律が厳正で技能に熟達し、かつ、消防施設が充実整備され、平素よく消防使命の達成に努



め、その成績が抜群と認められる消防機関に対して授与する。

c 竿頭綬表彰像の消防機関に準じ、その成績が優秀と認められる消防機関に対して授与する。

d 表彰状 (7) 随時表彰の c の表彰状と同じ

#### イ 賞じゅつ金及び報償金

知事表彰の副賞として、茨城県消防表彰規程に基づく賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金と報償金の制度がある。

賞じゅつ金は、災害に際し一身の危険を顧みることなく、その職務を遂行し、そのため死亡又は障害の状態となった消防職団員又は水防団員に対して支給される。

殉職者特別賞じゅつ金は、災害に際し、命を受け、特に生命の危険が予想される現場へ出動し、生命の危険を顧みることなく職務を遂行し、そのため死亡した殉職者に対して支給される。

報償金は賞じゅつ金に該当しない殉職者に対して支給される。

#### ウ 退職消防団員報償

消防団員の勤務の特殊性を鑑み、その労に報いるため茨城県退職消防団員報償支給要領に基づき、5年以上勤続し15年未満で退職した消防団員に対し授与される。

第 64 表 県の消防表彰等による受章者数

年度	功労章	顕彰状	表 彰 状		永年勤続 功 労 章	表彰像	竿頭綬	退職報償
			個人	団体				
16	18	—	8	2	677	10	—	1,123
17	15	—	9	4	707	10	—	923
18	15	—	4	3	609	10	—	658
19	14	—	10	6	654	7	—	962
20	13	—	5	6	667	7	—	765
21	8	—	10	4	651	6	—	780
22	11	—	8	1	646	10	—	699
23	16	—	6	1	738	9	—	703
24	12	—	7	2	889	10	—	614
25	7	—	6	2	872	10	—	680

## 第2 火災等の災害の現況

## 第2 火災等の災害の現況

### 1 火 災

「火災」とは、人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするもの、又は人の意図に反して発生し若しくは拡大した爆発現象をいう。

平成25年中における茨城県内の概況は第1表の通りである。

第1表 平成25年中の火災の概況

区 分	単 位	平成25年	平成24年	増 減	増減率%
出 火 件 数	件	1,376	1,398	△ 22	△ 1.6
建 物	〃	656	710	△ 54	△ 7.6
林 野	〃	80	56	24	42.9
車 両	〃	158	190	△ 32	16.8
船 舶	〃	—	1	△ 1	△ 100
航 空 機	〃	—	—	—	—
そ の 他	〃	482	441	41	9.3
焼 損 棟 数	棟	1,176	1,166	10	0.9
建物焼損床面積	m <sup>2</sup>	52,608	49,916	2,692	5.4
建物焼損表面積	〃	2,953	5,475	△ 2,522	△ 46.1
林野焼損面積	a	5,703	1,456	4,247	291.7
死 者	人	53	55	△ 2	△ 3.6
負 傷 者	〃	142	198	△ 56	13.8
り 災 世 帯 数	世 帯	525	600	△ 75	△ 12.5
り 災 人 員	人	1,270	1,624	△ 354	△ 21.8
損 害 額	千 円	7,554,257	4,633,841	2,920,416	63.0
建 物	〃	6,393,474	4,502,438	1,891,036	42.0
林 野	〃	4,392	2,169	2,223	102.5
車 両	〃	913,078	64,158	848,920	1,323.2
船 舶	〃	372	35	337	962.9
航 空 機	〃	3,500	—	3,500	—
そ の 他	〃	234,076	41,697	192,379	461.4
爆 発	〃	5,365	23,344	△ 17,979	△ 77.0
出 火 率	人口1万人当たり の 出 火 件 数	4.6	4.7	△ 0.1	△ 2.8

※建物焼損面積について平成7年より建物焼損床面積と建物焼損表面積に区分された。

※平成7年より爆発による損害額が追加された。

第2表 1日当たり及び1件当たりの火災の概況

区 分		単 位	平成 25 年	平成 24 年	
全火災	1日当たり	出火件数	件	3.8	3.8
		損害額	千円	20,697	12,695
		焼損棟数	棟	3.2	3.2
		建物焼損床面積	m <sup>2</sup>	144.1	136.8
		建物焼損表面積	〃	8.1	15.0
		林野焼損面積	a	15.6	4.0
		り災世帯数	世帯	1.4	1.6
		り災人員数	人	3.5	4.4
		死者	〃	0.1	0.2
	負傷者	〃	0.4	0.5	
1件当たり	損害額	千円	5,490	3,315	
1件当たり	建物火災	損害額	千円	9,746	6,341
		建物焼損床面積	m <sup>2</sup>	80.2	70.3
		建物焼損表面積	〃	4.5	7.7
		り災世帯数	世帯	0.8	0.8
		り災人員数	人	1.8	2.3
	林野火災	損害額	千円	54.9	38.6
林野焼損面積		a	71.3	26.0	

(1) 出火件数

平成 25 年中の出火件数は 1,376 件で、前年に比較して 22 件の減、出火率（人口 1 万人当たりの出火件数）は 4.6 で、前年に比べ 0.1 ポイントの減である。

ア 火災種別

火災種別ごとの構成比率は、第 3 表のとおりで、建物火災が全体の 47.7%と最も高い比率を占めている。次いでその他の火災（空地、土手、河川敷などの枯草、電柱、立木、看板、広告等の火災）、車両火災、林野火災となっている。

なお、昭和 63 年の件数を 100 とした場合の火災種別の出火件数の推移は、第 4 表のとおりである。

第3表 火災種別出火件数の構成比

(単位:%)

区 分	計	建 物	林 野	車 両	船 舶	航空機	その他
昭和 63 年	100	55.6	8.1	9.2	0.1	—	27
平成 13 年	100	48.1	4.6	13.6	0.1	—	33.3
14	100	50.7	6.6	12.1	0.1	—	30.5
15	100	55	2.9	14	0.1	0.1	27
16	100	49.9	5.5	11.9	0.1	—	32.6
17	100	52.7	4.2	11.4	0.1	—	31.6
18	100	55.8	2.7	11.8	0.1	—	29.6
19	100	53.4	3.8	12.1	—	—	30.7
20	100	54.1	4.9	12.7	0.1	—	28.3
21	100	56.6	4.7	11.8	0.2	—	26.7
22	100	56.3	4.4	11.3	0.1	—	27.9
23	100	51.6	4.0	11.9	0.1	—	32.4
24	100	50.8	4.0	13.6	0.1	—	31.5
25	100	47.7	5.8	11.5	—	—	35.0

第4表 火災種別出火件数の推移

(63年=100)

区 分	建 物		林 野		車 両		船 舶		航空機		その他	
	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数
昭和 63 年	958	100	140	100	158	100	1	100	—	—	466	100
平成 13 年	915	95.5	87	62.1	259	163.9	7	700	—	—	635	136.3
14	1,041	108.7	135	96.4	248	157	1	100	—	—	628	134.8
15	920	96	48	34.3	230	145.6	1	100	1	100	447	95.9
16	883	92.2	97	69.3	211	133.5	1	100	—	—	578	124
17	960	100.2	77	55	208	131.6	3	300	—	—	574	123.2
18	857	89.5	41	29.3	182	113.2	3	300	—	—	453	97.2
19	797	83.2	57	40.7	180	113.9	—	—	—	—	459	98.5
20	819	85.5	74	52.9	192	121.5	1	100	—	—	428	91.8
21	784	81.8	65	46.4	163	103.1	3	300	—	—	368	78.9
22	708	73.9	55	39.3	142	89.9	1	100	—	—	351	75.3
23	771	80.5	60	42.9	178	112.7	2	200	—	—	483	103.6
24	710	74.1	56	40.0	190	120.3	1	100	—	—	441	94.6
25	656	68.5	80	57.1	158	100	—	—	—	—	482	103.4

## イ 四季別

出火件数を四季別にみると第5表のとおり冬季が最も多く、次いで春季、夏季、秋季の順となっている。火災は火気使用頻度の多い冬から春先にかけて多く、高温、多湿の夏季は比較的火災が少ないのが例年の状況である。

第5表 四季別出火状況

区 分	平成 25 年				平成 24 年								
	出火件数 (件)	構成比 (%)	損害額 (千円)	構成比 (%)	出火件数 (件)	構成比 (%)	損害額 (千円)	構成比 (%)					
計	1,376	100	7,554,257	100	1,398	100	4,633,841	100					
第1四半期(1月～3月)	568	41.3	1,776,627	23.5	503	36.0	1,417,752	30.6					
第2四半期(4月～6月)	302	21.9	591,095	7.8	289	20.7	815,407	17.6					
第3四半期(7月～9月)	265	19.3	4,162,912	55.1	316	22.6	1,301,418	28.1					
第4四半期(10月～12月)	241	17.5	1,023,623	13.6	290	20.7	1,099,264	23.7					
区 分	計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成24年	1,398	172	192	139	126	93	70	86	140	90	77	88	125
平成25年	1,376	150	179	239	112	115	75	101	76	88	55	80	106

## ウ 出火率

出火率は県平均で4.6となっており、昭和63年との比較してみると(第6表参照)出火件数で347件の減、出火率で1.6ポイントの減であった。

第6表 出火率、出火件数、人口及び世帯数

区 分	出 火 率	出火件数(件)	うち建物火災	人 口(人)	世帯数(世帯)
平成25年	4.6	1,376	656	2,997,072	1,177,748
昭和63年	6.2	1,723	958	2,797,696	797,611

注)「人口」及び「世帯数」は平成25年4月1日現在の値(平成25年度消防防災・震災対策現況調査より)

## エ 覚知方法及び初期消火器具使用状況

消防機関が火災をどのような方法で覚知しているかについてみると第7表のとおりとなり、火災報知専用電話(携帯からの通報も含む)「119」番による通報が圧倒的に多いことがわかる。初期消火器具の使用状況は第8表のとおりであり、簡易消火器具(水バケツ及び乾燥砂)が使用されたのは総件数の5.7%であり、消火器は15.6%となっている。

第7表 覚知方法別出火件数

(平成25年)

区 分	計	火災報知専用電話(119)			加入電話	携 帯 加入電話	警 察 電 話	駆けつけ 通 報	事後聞知	その他
		N T T 除く	N T T	携 帯						
出火件数	1,376	124	369	564	80	35	9	8	159	28
構成比(%)	100	9.0	26.8	41.0	5.8	2.5	0.7	0.6	11.6	2.0

第8表 初期消火器具使用状況

(平成25年)

区 分	計	簡易消火器	消火器	固定消火設備	その他	初期消火なし
出火件数	1,376	78	214	18	458	608
構成比(%)	100	5.7	15.6	1.3	33.3	44.2

※その他には、水道浴槽汲み置き、寝具・衣類等での消火が該当しています。

(2) 損 害 額

平成25年中における火災による損害額は75億5,425万円である。

この損害額は県民1人当たり2,521円、1日当たり2,070万円、火災1件当たりでは549万円となっている。

火災による損害額の推移は第9表のとおりである。

なお、火災種別で損害額をみると建物火災によるものが圧倒的に多く84.6%を占めている。(第1表参照)

第9表 損害額の推移

63年=100

区 分	昭和63	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年
損害額(百万円)	5,509	6,475	4,258	5,768	5,429	4,555	3,954	4,744	4,634	7,554
指 数	100	117.5	77.3	104.7	98.5	82.6	71.8	86.1	84.1	137.1
1件当たり損害額(千円)	3,197	3,554	2,772	3,863	3,586	3,293	3,146	3,176	3,315	5,490
指 数	100	111.2	86.7	120.8	112.2	103.0	98.4	99.3	103.7	171.7

(3) 死 傷 者

平成25年中の火災による死者は53人で前年と比較すると2人の減となっている。放火自殺による死者は19人で前年の14人に比し5人の増となっている。

また、63年以降の死者は第10表のとおりである。



第 10 表 死傷者の推移

63 年=100

区 分	昭和 63	17 年	18 年	19 年	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年
死 者	66	74	74	52	73	57	47	53	55	53
指 数	100	112.1	112.1	78.8	110.6	86.3	71.2	80.3	83.3	80.3
うち放火自殺者	39	21	19	18	17	18	11	12	14	19
指 数	100	53.8	48.7	46.2	43.6	46.2	28.2	30.8	35.9	48.7
負傷者	75	237	164	166	187	167	182	174	198	142
指 数	100	316.0	218.7	221.3	249.3	222.7	242.7	232.0	264.0	189.3

平成 25 年中の火災による負傷者は 142 人で前年の 198 人に比し 56 人の減となっている。負傷者のうち消防吏員は 2 人、消防団員は 7 人である。

ア 月別死傷者数

平成 25 年中の月別死傷者数は、第 11 表のとおりである。

第 11 表 月別死傷者数

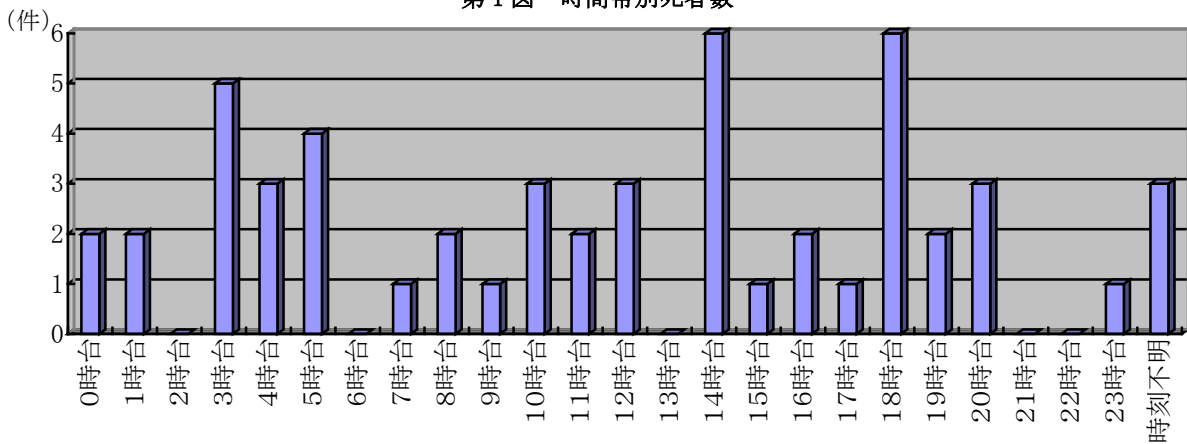
平成 25 年

区 分	計	1 月	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
死 者	53	9	6	6	5	6	3	6	3	—	1	2	6
構成比(%)	100	17.0	11.3	11.3	9.4	11.3	5.7	11.3	5.7	—	1.9	3.8	11.3
負傷者	142	20	10	29	7	13	10	12	6	8	9	7	11
構成比(%)	100	14.1	7.0	20.4	4.9	9.2	7.0	8.5	4.2	5.6	6.3	4.9	7.7

イ 時間帯別死者数

死者を時間帯別にみると第 1 図のとおりである。14, 18 時台が 6 人で最も多く、次いで 3 時台が 5 人、5 時台が 4 人となっている。

第 1 図 時間帯別死者数



## ウ 死因別

放火自殺による死者は19人で全体の35.8%である。

第12表 死因別死者数

区 分	25年	24年	増減
合 計	53	55	△2
小計（自殺を除く）	34	41	△7
火 傷	16	20	△4
一酸化炭素中毒・窒息	7	9	△2
打撲骨折等	—	—	—
その他・不明	11	12	△1
焼身自殺	19	14	5

## エ 火災種別死傷者数

火災種別ごとの死傷者数は第13表のとおりで、建物火災による死者が35人と最も多く、全体の66.0%、負傷者が108人で76.1%とそれぞれの大部分をしめている。

第13表 火災種別死傷者数

平成25年

区 分	計	建物火災	林野火災	車両火災	船舶火災	航空機火災	その他の火災
死 者	53	35	—	8	—	—	10
構成比(%)	100	66.0	—	15.1	—	—	18.9
負傷者	142	108	6	4	—	—	24
構成比(%)	100	76.1	4.2	2.8	—	—	16.9

## オ 性別、年齢別死傷者数

火災による死者を性別にみると男35人、女18人となっている。このうち男13人、女6人が焼身自殺により死亡している。年齢階層別は、第14表のとおりで61歳以上の老人は38人と全体の71.7%である。

第14表 性別、年齢別死者数

平成25年

区 分	計	性 別			年 齢 階 層 別									
		男	女	不明	0～ 10歳	11～ 20歳	21～ 30歳	31～ 40歳	41～ 50歳	51～ 60歳	61～ 70歳	71～ 80歳	81歳 以上	不明
死者数	53	35	18	—	—	—	—	4	5	5	9	17	12	1
構成比(%)	100	66.0	34.0	—	—	—	—	7.5	9.4	9.4	17.0	32.1	22.6	1.9
うち自殺数	19	13	6	—	—	—	—	3	4	2	4	6	—	—

(4) 出火原因

平成 25 年における出火原因別の出火件数は第 15 表のとおりである。総出火数は 1,376 件のうち失火によるものが 831 件 (60.4%) で、火災の大半が火気取扱いの不始末から発生していると言える。

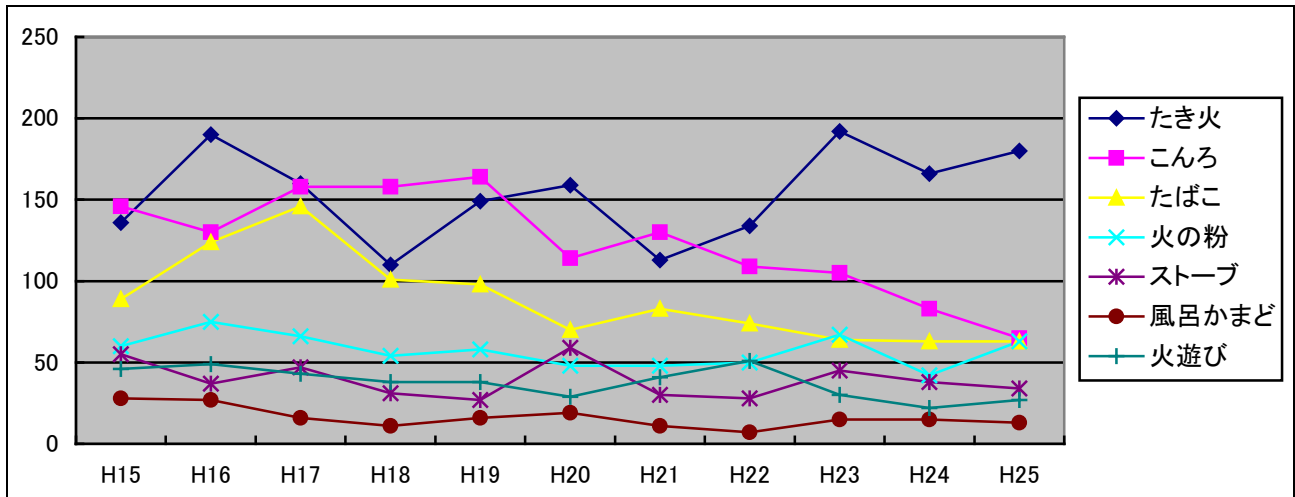
第 15 表 出火原因出火件数

区 分	計	失 火	放火・放火の疑い	自然発火・再燃	天 災	不 明
出火件数	1,376	831	268	17	11	249
構成比(%)	100	60.4	19.5	1.2	0.8	18.1

ア 発火源別

発火源別出火件数は第 2 図のとおりである。発火源とは火災発生の火種 (火気などの要因) となったものであり、平成 25 年における発火源はたき火によるものが 180 件と最も多く、次いでこんろ、たばこ、火の粉の順となっている。

第 2 図 発火源別出火件数の傾向



第 16 表 主な発火源別出火件数

区 分	たき火	こんろ	たばこ	火の粉	ストーブ	風呂かまど	火遊び
平成 15 年	136	146	89	60	55	28	46
16	190	130	124	75	37	27	49
17	160	158	146	66	47	16	43
18	110	158	101	54	31	11	38
19	149	164	98	58	27	16	38
20	159	114	70	48	59	19	29
21	113	130	83	48	30	11	41
22	134	109	74	50	28	7	51
23	192	105	64	67	45	15	30
24	166	83	63	42	38	15	22
25	180	65	63	63	34	13	27

## イ 着火物別

着火物(発火源から最初に着火したもの)別出火件数の上位のものは第17表のとおりである。1位は山林その他による着火物471件で全体の34.2%、次に建築物(船舶車両)内収容物となっている。

第17表 主な着火物別出火件数

平成25年

区 分	出火件数	構成比(%)
山林その他の火災による着火物 (山林原野にあるもの、野積、その他)	471	34.2
建築物(船舶車両)内収容物 (爆発物類、ガス類、引火性液体類 等)	402	29.2
建築物・建具(船体・車体を含む) (屋根ひさし、壁軸組、床、天井 等)	160	11.6
車 両(自動車、電車 等)	74	5.4
その他	17	1.3
不 明	252	18.3

## (5) 火災種別

### ア 建物火災

建物の出火件数は656件で、1日1.8件の割合で発生している。

月別の建物の出火件数は第18表のとおり1月の86件を最高に、2月、3月、12月と続き、冬から春にかけて多く発生している。

第18表 月別建物火災出火件数

平成25年

区 分	計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
件 数	656	86	80	79	47	53	49	47	41	39	36	40	59
構成比	100	13.1	12.2	12.0	7.2	8.1	7.5	7.2	6.3	5.9	5.5	6.1	8.9

建造物は第19表のとおりで、木造建物からの出火が420件と多く、全体の64.0%となっている。次いで準耐火造、耐火造の順となっている。

第19表 火元建物構造別出火件数

平成25年

区 分	計	木 造	防火造	準耐火造	耐火造	その他
平成25年	656	420	15	106	46	69
平成24年	710	434	22	99	69	86

建物火災の出火件数を火元の用途別にみると第 20 表のとおりで、一般住宅の出火件数が 313 件と最も多く全体の 47.7%を占めており、次いで工場・作業場、共同住宅の順となっている。

第 20 表 用途別建物火災の出火件数

平成 25 年

区 分	出火件数	構成比 (%)	区 分	出火件数	構成比 (%)
計	656	100	工場・作業場	46	7.0
一般住宅	313	47.7	駐車場等	2	0.3
併用住宅	15	2.2	公会堂等	2	0.3
共同住宅	40	6.1	カラオケボックス等	2	0.3
スタジオ	1	0.2	倉庫	14	2.1
キャバレー等	1	0.2	事務所等	18	2.7
遊技場等	1	0.2	特定複合用途	15	2.2
飲食店	23	3.5	非特定複合用途	7	1.1
物品販売店舗等	7	1.1	地下街	1	0.2
病院	3	0.5	文化財	1	0.2
学校	5	0.8	その他	135	20.5
神社・寺院等	4	0.6			

建物火災の出火件数を損害額の段階別にみると第 21 表のとおりで、1 件の火災について 10 万円未満の出火件数は 242 件で全体の 36.9%を占めている。

第 21 表 建物火災損害額段階別出火件数

平成 25 年

区 分	出火件数	構成比 (%)	区 分	出火件数	構成比 (%)
計	656	100	1,000 万円未満	69	10.5
10 万円未満	242	36.9	2,000 万円未満	52	7.9
50 万円未満	84	12.8	3,000 万円未満	18	2.7
100 万円未満	55	8.4	5,000 万円未満	6	0.9
500 万円未満	123	18.8	5,000 万円以上	7	1.1

出火建物の段数別は第 22 表のとおりで、全体の 93.3%に当たる 612 件が 2 階以下の建物から出火している。次いで 3 階～5 階の 36 件 5.4%となっている。

第22表 火元建物の段数別出火件数

平成25年

区 分	出火件数	構成比 (%)	区 分	出火件数	構成比 (%)
計	656	100	11階～15階	—	—
2階以下	612	93.3	16階～20階	—	—
3階～5階	36	5.4	地下のみ	—	—
6階～10階	7	1.1	不明	1	0.2

イ 林野火災

林野の出火件数は80件で前年に比し24件、42.9%の増となっている。また、焼損面積は5,703aで前年に比し4,247a、291.7%の増である。月別にみると第23表のとおりである。

第23表 月別林野火災出火件数

平成25年

区 分	計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
出火件数	80	5	7	36	7	13	1	1	2	2	—	—	6
構成比 (%)	100	6.2	8.7	45.0	8.7	16.3	1.3	1.3	2.5	2.5	—	—	7.5

ウ 車両火災

車両の出火件数は158件で前年に比し32件、16.8%の減となっている。車両火災による死者は8人であった。月別の出火件数は第24表のとおりである。

第24表 月別車両火災出火件数

平成25年

区 分	計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
出火件数	158	10	20	15	14	11	8	20	12	11	11	15	11
構成比 (%)	100	6.3	12.6	9.5	8.8	7.0	5.1	12.6	7.6	7.0	7.0	9.5	7.0

エ 船舶火災、航空機火災

平成25年中は船舶火災、航空機火災は発生していない。

(6) 危険物施設の火災等

危険物施設として許可を受けた施設のうち、平成25年中に火災・爆発をおこした危険物施設は6件、危険物の漏洩等による事故を起こした危険物施設は12件となっている（第25表参照）。

第 25 表 火災等となった危険物施設

平成 25 年

年 別	火災				流出等			
	火災発生 施設数	損害額 (万円)	死 者 (人)	負傷者 (人)	事故発生 施設数	損害額 (万円)	死 者 (人)	負傷者 (人)
10	14	21,990	—	1	20	4,143	1	16
11	5	40,748	—	—	12	1,261	—	2
12	5	2,052	—	1	27	3,517	1	2
13	6	1,058	—	—	33	3,709	—	8
14	3	182	—	—	25	2,152	2	4
15	13	2,976	—	—	30	0	1	10
16	8	12,117	—	11	17	831	—	—
17	6	12,483	—	—	28	4,177	—	4
18	17	5,593	—	3	25	1,763	1	57
19	19	14,676	4	2	31	2,184	—	5
20	15	27,868	—	5	25	626	—	4
21	11	4,486	1	1	17	1,419	—	4
22	10	14,854	—	1	15	49.5	—	1
23	4	178	—	1	13	50,187	—	—
24	7	19,799	—	—	18	12,451.5	—	1
25	6	1,133	—	3	12	1,392	—	—

※H22 から、石油コンビナート等特別防災区域外の火災等のみを計上。

また、火災等の事故原因となった品名などを施設別に消防法の分類に従って区別すると、第 26 表のとおりである。

第 26 表 危険物施設の出火原因物質

平成 25 年

施設名	品名別 計	第 4 類					4 類以外 の危険物	危険物以 外の物質
		特殊引火物	第 1 石油類	第 2 石油類	第 3 石油類	第 4 石油類		
製造所	2	2						
屋外タンク貯蔵所								
地下タンク貯蔵所								
移動タンク貯蔵所								
給油取扱所								
一般取扱所	4		1				3	
その他								
計	6		3				3	

※その他は運搬、無許可施設、少量危険物施設等である。なお、石油コンビナート等特別防災区域内の事故は未計上。

## (7) 林野火災対策

林野火災対策については、次のような問題点が指摘されている。第1は、人海戦術のみによっては、気象の急変地域や地形、林相の複雑な地域の林野火災に対処することは困難であり、空中消火等戦術の近代化を測る必要があること。第2は、複雑な地形においては、情報の収集、指揮命令系統の統一が困難であるため、消防無線による連絡手段を確保する必要があること。第3は、林野火災の延焼状況を、地上において把握することが困難な場合が多いため、ヘリコプターによる空中偵察が有効であること。第4は、不用意な火の取扱いが出火原因の大半となっていることである。

したがって、今後は、林野火災の出火防止対策の強化、ヘリコプターの積極的活用、林野火災用消防資機材の近代化など総合的な林野火災対策を推進する必要がある。

### ア 広域的消防体制の確立

林野火災は一般に焼損範囲が広く、ときには隣接市町村、隣接県に及ぶ場合があり、また、林野の分布状況、地形、気象条件を考慮すると、市町村の消防力だけでは十分に対処できない場合がある。

このような林野火災に対処するため、広域消防体制の整備、ヘリコプターによる空中消火体制の整備をすすめているが、今後も消防機関相互はもちろんのこと、林野関係機関、自衛隊、ヘリコプター保有機関との密接な協力による、広域的な消防体制の確立を推進することとしている。

### イ 空中消火資機材等の整備

林野火災の防ぎよは、多数の消防隊員による長時間の困難かつ危険な消防作業によって行われるため、時には尊い殉職者を出すこともある。

これらの課題に対処するため、県は、昭和50年以降県内4地区に空中消火資機材の備蓄基地を設ける等空中消火体制の整備を進めているが、平成26年4月現在の空中消火資機材の備蓄は第27表のとおりである。

なお、今後の課題としては、林野火災用携帯無線、ジェットシューター等の装備の充実化があげられている。

### ウ 空中消火体制の整備

#### a 空中消火地上作業隊の編成

空中消火地上作業は、市長村の消防機関が行うものであるため、市町村は、空中消火活動が円滑かつ適切に行なわれるよう、空中消火資機材操作技能に習熟した消防職団員で組織する空中消火地上作業隊を編成しておく必要がある。

#### b 教育訓練の充実

空中消火地上作業は、ヘリコプターの消火水の補給であり、適切かつ迅速性が要求されるため、市町村は、有事に備え十分活動できるように、消防職団員の教育・訓練に努める必要がある。

県は、これら地上作業隊の編成、教育訓練が市町村において実施できるよう、消防職団員を対象に空中消火資機材の操作訓練等に努めている。

#### c 空中消火資機材の輸送計画

市町村は、空中消火資機材を最寄りの備蓄基地から補給基地へ搬入するために必要な輸送計画を、事前に作成しておく必要がある。

なお、当該資機材の搬入については、トラック輸送であることから相当の時間を要するため、県は市町村に対し、事前に備蓄基地との輸送協定を締結する等して空中消火にそごをきたさないよう指導を行なっている。



第 27 表 備蓄空中消火資機材一覧

26 年 4 月現在

名 称	規 格	数 量			
		高萩市 消防本部	常陸大宮市 消防本部	石岡市 消防本部 (八郷消防署)	県立 消防学校
水のう型散水装置	700 <sup>リットル</sup> 自立式, 重量 130 kg	5 基	5 基	5 基	
コントロール・ボックス	18 cm×10 cm×9 cm, 重力 570g	5 個	5 個	5 個	
電源ボックス	バッテリー (40B19R) 2 個入り	5 台	5 台	5 台	
組立水槽	2,500 <sup>リットル</sup> 組立式	3 基	4 基	3 基	1 基
可搬式動力ポンプ	B3 級 (二又分岐金具付)	3 基	3 基	3 基	
ホース	φ 65 mm×20m	9 本	9 本	9 本	
吸管	φ 75 mm×6m (ストレーナー, 藤かご付)	3 本	3 本	3 本	
充電器	ナショナル SG1-75-15	1 台	1 台	1 台	
比重計	松下電器産業 KK 製吸込式	1 個	1 個	1 個	
吹流し	直径 60 cm, 長さ 240 cm	1 本	1 本	1 本	
防塵メガネ	108B 型, 広角	7 個	7 個	7 個	
防塵マスク	DR-85 型, 両吸管式	7 個	7 個	7 個	
雨衣 (上・下)	赤尾式雨ロン EM63131 (白)	8 着	8 着	8 着	
ゴム長靴	月星式ベスターL30 型 27 cm	8 足	8 足	8 足	

## 2 風水害等

### (1) 風水害(平成25年)

月 日	概 要	気 象 災害名	発生地域	主な気象値
1月14日 ～15日	急速に発達した低気圧の影響	積雪害 凍結害 着雪害 強風害	県全域	日最深積雪(1/14) 下妻 14cm, 大子 6cm, つくば 3cm 日最低気温(1/15) 大子 -4.5℃ つくば -2.4℃ 日最大瞬間風向・風速(1/14) 鹿嶋 N 24.6m/s つくば N 14.4m/s
1月28日	低気圧と上空の強い寒気の影響	積雪害 凍結害	県南部	日最低気温(1/28) 鉾田 -3.8℃
3月13日	低気圧の影響	強風害	県南部	つくば(3/13) 日最大風向・風速 SSW 15.1m/s 日最大瞬間風向・風速 SSW 27.7m/s
3月18日	低気圧の影響	強風害	水戸市 阿見町	つくば(3/18) 日最大風向・風速 SSW 11.4m/s 日最大瞬間風向・風速 SSW 21.8m/s
4月3日	急速に発達した低気圧の影響	強風害	県全域	水戸(4/3) 日最大風向・風速 NNE 15.1m/s 日最大瞬間風向・風速 NNE 25.9m/s 鹿嶋(4/3) 日最大風向・風速 N 12.9m/s 日最大瞬間風向・風速 NNW 25.7m/s
4月7日	低気圧の影響	山がけ崩れ 害 強風害	県全域	北茨城市花園(4/6～7) 期間降水量 128.5mm 北茨城(4/7) 日最大1時間降水量 40.5mm 龍ヶ崎(4/7) 日最大風向・風速 SSW 16.2m/s 日最大瞬間風向・風速 SSW 26.2m/s
4月中旬 ～5月上旬	上空の強い寒気の影響	凍霜害	県南部	つくば(4/22) 日最低気温 -0.2℃ 同平年差 -8.1℃ つくば(5/8) 日最低気温 -1.7℃ 同平年差 -9.2℃
6月8日	上空の寒気と日中の昇温の影響	強風害	古河市	古河(6/8) 日最高気温 27.2℃ 日最大瞬間風向・風速 ESE 6.4m/s

7月6日 ～7日	日中の昇温の影響	酷暑害	県全域	日最高気温 古河 36.8℃ (7/6) 笠間 36.2℃ (7/7) 下館 35.8℃ (7/6) 大子 35.6℃ (7/6)
7月27日	上空の寒気と日中の昇温の影響	浸水害 強風害	県全域	水戸 (7/27) 日降水量 51.5mm 下妻 (7/27) 日最大1時間降水量 37.0mm 下館 (7/27) 日最大瞬間風向・風速 NW 16.7m/s
8月10日	日中の昇温の影響	酷暑害	水戸市	日最高気温 (8/10) 水戸 35.5℃
8月11日	上空の寒気と日中の昇温の影響	強風害 ひょう害	水戸市 常陸大宮市 常陸太田市	水戸 (8/11) 日最高気温 34.8℃ 日最大瞬間風向・風速 WNW 14.8m/s
9月1日	上空の寒気と日中の昇温の影響	浸水害 強風害 落雷害	県全域	下妻 (9/1) 日降水量 76.0mm 日最大瞬間風向・風速 NW 17.4m/s 日最高気温 (9/1) 古河 36.9℃
9月15日 ～16日	台風第18号の影響	浸水害 強風害	県全域	大子 (9/15～16) 期間降水量 204.0mm 筑西市門井 (9/15) 日最大1時間降水量 64.5mm 下妻 (9/16) 日最大風向・風速 S 15.3m/s 鹿嶋 (9/16) 日最大瞬間風向・風速 SSE 26.6m/s
10月15日 ～16日	台風第26号の影響	浸水害 強風害	県全域	鹿嶋 (10/15～16) 期間降水量 362.5mm 鹿嶋 (10/16) 日最大1時間降水量 62.5mm 龍ヶ崎 (10/16) 日最大風向・風速 NNE 18.5m/s 北茨城 (10/16) 日最大瞬間風向・風速 WNW 32.2m/s
10月20日	低気圧の影響	浸水害	神栖市 銚田市	鹿嶋 (10/20) 日最大降水量 118.5mm 日最大1時間降水量 42.0mm

(水戸地方気象台「平成25年茨城県気象年報」より)

○警報の発表回数

警報の種類		年						
		平成25年	平成24年	平成23年	平成22年	平成21年	平成20年	平成19年
警報	大雨	59	43	39	24	22	8	13
	洪水	57	41	41	22	23	8	13
	暴風	16	5	2	4	3	5	5
	高潮	3	3	1	—	—	—	—

## (2) 地震(平成25年)

平成25年に県内で観測された震度1以上の地震回数は合計495回で、県内で観測した最大震度は5弱(5回)であった。

### ○震度5弱以上を観測した地震

発生日時	震源	マグニチュード <sup>*</sup>	深さ	県内の最大震度
1月28日3時41分	茨城県北部	4.8	74km	水戸市(震度5弱)
1月31日23時53分	茨城県北部	4.7	8km	日立市(震度5弱)
9月20日2時25分	福島県浜通り	5.9	17km	高萩市, 銚田市(震度5弱)
11月10日7時37分	茨城県南部	5.5	64km	筑西市(震度5弱)
12月31日10時3分	茨城県北部	5.4	7km	高萩市(震度5弱)

### ○震度別回数の比較

	震度別回数									合計
	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	
平成22年	81	40	15	3	1	—	—	—	—	140
平成23年	1,905	1,032	320	82	10	3	2	2	—	3,356
平成24年	479	248	81	21	4	1	—	—	—	834
平成25年	292	145	38	15	5	—	—	—	—	495

\* 茨城県内で観測された震度1以上の地震の回数

\* 水戸地方气象台「平成25年茨城県気象年報」及び気象庁ホームページの震度データベースより

## (3) 津波(平成25年)

平成25年の津波注意報・津波情報の発表状況は次のとおりである。

- ① 2月6日10時12分に南太平洋, サンタクルーズ諸島の深さ29kmで発生したMw7.9の地震により, 気象庁は6日14時41分に北海道から九州地方にかけての太平洋沿岸, 沖縄県, 伊豆・小笠原諸島の沿岸に対して津波注意報を発表し, 6日22時45分に解除した。

日本では, 北海道から九州地方にかけての太平洋沿岸, 沖縄県, 伊豆・小笠原諸島で津波を観測した。茨城県では, 大洗(臨時観測点)で7日02時49分に15cm, 神栖市鹿島港で7日02時36分に13cmの津波を観測した。この津波による県内の被害は発生していない。

- ② 10月26日02時10分に発生した福島県沖の地震(M7.1、深さ56km)により, 気象庁は02時50分に県内に津波注意報を発表し, 04時05分に解除した。県内では津波は観測されていない。

第 28 表 風水害による主な被害状況

		単位	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
人	死 者	人	1	—	—	—	1	1	—
	負傷者	人	11	7	23	1	13	49	28
住家	全 壊	棟	—	—	—	—	—	91	7
	半 壊	棟	1	—	34	—	3	193	17
	一部損壊	棟	18	9	224	12	8	593	97
	床上浸水	棟	4	74	5	16	48	6	149
	床下浸水	棟	26	313	135	61	107	37	488
被害額	公立文教施設	千円	12,423	5,071	1,201	30,277	20,920	19,972	95,317
	農林水産業施設	千円	359,500	25,400	—	129,327	269,598	8,037	1,111,205
	公共土木施設	千円	—	646,054	93,273	121,980	693,407	229,540	1,472,623
	その他の公共施設	千円	150	593	463,858	127,754	—	27,302	4,621
	農産被害	千円	1,668,457	374,750	123,190	56,616	467,355	1,016,415	2,122,686
	林産被害	千円	—	—	—	—	—	—	—
	畜産被害	千円	—	—	—	—	6,800	—	—
	水産被害	千円	—	—	—	—	—	—	47,570
	商工被害	千円	—	—	—	—	—	172,650	—
	総 額	千円	2,040,530	1,051,868	681,522	465,954	1,458,080	1,473,916	4,854,022

### 3 石油コンビナート災害

平成 25 年中、鹿島臨海地区特別防災区域において、火災 10 件、爆発 1 件、漏えい 14 件、破損 1 件が発生している。

平成 16 年以降（過去 10 年間）の異常現象の発生件数をみると、この 10 年間の平均は 18.9 件となっており、平成 18 年以降、毎年 20 件前後の異常現象が発生している。災害発生形態別の内訳は、東日本大震災に起因するものを除き、火災が 79 件で 41.8%、爆発が 9 件で 4.8%、漏えいが 92 件で 48.7%、破損が 9 件で 4.8%である。

第 29 表 異常現象発生件数の推移（過去 10 年間）

形 態	16 年	17 年	18 年	19 年	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年
計	8	6	21	25	23	15	18	21(7)	26	26
火 災	3	3	7	12	8	5	8	9(3)	14	10
爆 発	—	—	3	—	3	—	—	2	—	1
漏 え い	5	3	11	12	12	10	9	9(3)	7	14
そ の 他	—	—	—	1	—	—	1	1(1)	5	1

※( )は東日本大震災に起因する異常現象で、外数

### 4 ガス災害

平成 25 年中における LP (液化石油) ガス, 都市ガスによる災害の発生件数及び形態内容は第 30 表のとおりである。

また、これらの災害の形態別の死傷者数は第 31 表のとおりである。

次に、LP ガス及び都市ガスの災害を発生場所及び発生原因別にみると第 32 表及び第 33 表のとおりである。

第 30 表 平成 25 年中ガス災害件数

計			爆 発 ・ 火 災			漏 え い		
計	LP ガス	都市ガス	計	LP ガス	都市ガス	計	LP ガス	都市ガス
9	5	4	7	3	4	2	2	0

第 31 表 平成 25 年中ガス災害による死傷者件数

形態 \ ガス種別	計		LP ガス		都市ガス	
	死 者	負 傷 者	死 者	負 傷 者	死 者	負 傷 者
計	—	—	—	—	—	—
爆発・火災	—	—	—	—	—	—
漏えい	—	—	—	—	—	—

第 32 表 平成 25 年中発生場所別件数

発生原因 ガス種別	計	ガス製造施設	ガス導管	容器による運搬	消費先						
					住宅	共同住宅	旅館	飲食店	学校病院	工場	その他
計	9	1	—	1	5	1	—	2	—	—	—
LPガス	5	1	—	1	1	1	—	2	—	—	—
都市ガス	4	—	—	—	4	—	—	—	—	—	—

第 33 表 平成 25 年中発生原因別件数（消費先におけるもの）

発生原因 ガス種別	計	事業者に係る原因			消費者に係る原因				その他	
		ガス器具の欠陥	維持管理不良	工事不良・不適切な処理	漏えい発見後の	による生ガスの放出	器具等の管理不良	ガス漏えい	自損行為	いたずら行為
計	9	1	2	—	1	2	—	—	—	3
LPガス	5	—	1	—	1	2	—	—	—	1
都市ガス	4	1	1	—	—	—	—	—	—	2

# 第3 防災体制



### 第3 防災体制

#### 1 防災体制

##### (1) 防災組織

災害対策基本法には、防災全般の総合的な防災組織として、国に中央防災会議、都道府県に都道府県防災会議、市町村に市町村防災会議を設置することとし、行政機関のほかに日本赤十字社など指定公共機関等の参加を得て、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の各対策に有効に対応するための防災計画の作成とその円滑な実施の推進について定めている。

また、災害に際して防災上必要がある場合は、国に非常災害対策本部（災害が特に異常かつ激甚な場合。緊急事態においては緊急災害対策本部）都道府県及び市町村には災害対策本部を設置して対策を推進することとしている。

##### ア 防災会議

###### (ア) 県

昭和37年10月に茨城県防災会議を設置し、以来県の地域防災計画の作成及び修正と、その実施の推進を図っている。平成25年度は、地震災害対策計画編、津波災害対策計画編、風水害等対策計画編、原子力災害対策計画編の修正を行うため、平成26年3月に防災会議を実施した。

###### (イ) 市町村

市町村防災会議は平成26年3月31日現在、県内全市町村に設置されているが、25年度における防災会議の開催状況は第1表のとおりで、防災計画の検討・修正が中心となっている。

第1表 平成25年度市町村防災会議の開催状況

平成26年3月31日現在

市町村	回数	目的			
		地域防災計画の 検討・修正	防災訓練の 立案・運営	防災会議の 組織・運営	その他
水戸市	1	1	—	—	—
日立市	1	1	—	—	—
土浦市	1	—	—	—	1
石岡市	1	1	—	—	—
結城市	1	1	—	—	1
龍ヶ崎市	2	1	1	—	1
下妻市	1	1	—	—	—
常陸太田市	1	1	—	—	—
北茨城市	2	2	—	—	—
笠間市	1	1	—	—	—
牛久市	1	1	—	—	—
ひたちなか市	1	1	1	—	—

市 町 村	回 数	目 的			
		地域防災計画の 検 討 ・ 修 正	防災訓練の 立案・運営	防災会議の 組織・運営	そ の 他
常 陸 大 宮 市	1	1	—	—	—
筑 西 市	1	1	—	—	—
稲 敷 市	2	2	—	—	—
かすみがうら市	1	1	—	—	—
神 栖 市	2	1	—	1	—
鉾 田 市	1	1	—	—	—
小 美 玉 市	1	—	—	—	1
茨 城 町	1	1	—	—	1
大 洗 町	2	2	—	—	—
東 海 村	1	1	—	—	1
阿 見 町	2	2	—	—	—
境 町	2	2	—	—	—
利 根 町	3	3	—	—	—
合 計	34	30	2	1	6

(平成 26 年度消防防災・震災対策現況調査)

## イ 災害対策本部

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に対応するため茨城県災害対策本部を設置し、3 月 11 日から 8 月 10 日までに災害対策本部会議を 19 回開催し、県内の被害や復旧状況などの情報共有、災害の応急対策、その他災害対策に関する事項について協議した。平成 26 年 3 月 31 日に県災害対策本部を廃止した。

また、県内の 44 市町村においても、東日本大震災に対応する災害対策本部が設置され、平成 26 年 11 月末現在で 4 市町村において継続して設置されている。

なお、県では、県災害対策本部が応急対策を実施するために必要となる資機材を、県庁内や県西防災拠点、県南防災センター、各県民センターなどに分散して備蓄をしているところである。

## ウ 地域の自主防災組織

災害対策基本法は、災害に有効に対処するために、防災関係機関における防災組織を整備するのみならず、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災組織の充実を図ることを市町村の責務としている。

本県における自主防災組織の年度別推移は第 2 表のとおりで、平成 26 年 4 月 1 日現在、44 市町村に組織が設けられている。

組織の単位は、町内会が 2,521 組織と大部分 (92.3%) を占め、それ以外が 210 組織 (7.7%) となっている。また、組織地域の世帯数は 849,550 世帯で、県内の全世帯に対する活動カバー率は 72.3% となっている。これらの組織で、平常時 2,396 (88.8%) の組織で防災訓練を実施しているほか、2,241 (82.0%) の組織が防災知識の啓発活動を行っている。

災害時においては、大多数の組織で初期消火 2,462 (90.1%) を実施するほか、負傷者の救出・救護 2,426 (88.8%)、住民の避難誘導 2,405 (88.1%)、情報収集・伝達 2,494 (91.3%)、給食・給水 2,160 (79.1%) 等の防災活動を実施している。

なお、自主防災組織を育成するために、24 市町村が組織設立時の補助制度を、19 市町村が資機材購入費、運営費などに対する補助制度を設けている。

#### 災害対策基本法（抜粋）

① 第 5 条（市町村の責務）第 2 項

市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有するすべての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

② 第 7 条（住民等の責務）第 3 項

前二項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動に参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組みにより防災に寄与するように努めなければならない。

第2表 自主防災組織の年度別推移

年	自主防災組織を有する市町村	組織数	組織の単位			隊員数	組織されている地域の世帯数
			町内会	小学校区	その他		
元	31	516	460	13	43	25,628	73,982
2	31	513	464	2	47	34,573	79,201
3	36	594	544	4	46	48,788	111,118
4	38	609	557	4	48	54,702	117,433
5	37	619	565	4	48	57,332	121,914
6	41	628	569	6	53	60,945	130,645
7	54	745	673	17	55	84,263	156,578
8	58	871	800	19	52	107,341	174,259
9	62	1,021	1,136	26	39	164,943	273,909
10	65	1,456	1,380	37	39	308,406	346,701
11	66	1,739	1,657	43	39	370,160	415,343
12	65	1,870	1,743	54	73	603,968	461,184
13	61	2,027	1,888	59	80	693,428	532,232
14	64	2,150	2,000	62	88	700,301	542,147
15	60	2,233	2,097	64	72	769,360	558,123
16	61	2,265	2,114	64	87	798,101	573,296
17	48	2,297	2,138	64	95	924,962	579,518
18	40	2,325	2,157	64	104	959,085	606,169
19	42	2,372	2,201	69	102	989,353	621,680
20	43	2,403	2,244	70	89	1,005,712	644,333
21	43	2,436	2,272	72	92	1,016,246	657,142
22	44	2,497	2,338	72	87	1,183,851	667,720
23	44	2,561	2,390	72	99	1,069,034	690,532
24	44	2,388	2,199	72	117	1,073,428	703,308
25	44	2,556	2,354	79	123	1,159,728	786,328
26	44	2,731	2,521	84	126	1,290,115	849,550

(各年とも4月1日現在, 平成26年度消防防災・震災対策現況調査より)

## (2) 防災計画の整備

地域防災計画は、県及び市町村が、地域の実情に即して防災に関して処理すべき業務等について定める総合的な計画である。

県においては昭和 38 年 9 月に災害予防計画、災害応急対策計画及び災害復旧計画を柱とする県地域防災計画を作成し、その実施の推進に努めているが、昭和 54 年度には地震災害の広域性、多様性、重大性にかんがみ、県地域防災計画の別編として震災応急対策編を作成した。平成 4 年には「南関東直下の地震対策に関する大綱」が策定されたことに加え、平成 7 年 1 月には、阪神・淡路大震災が起きたことから、地震災害に備える予防対策を含めた総合的な「震災対策編」を平成 8 年に、また、平成 11 年 2 月には、国の防災基本計画の修正をうけて、各事故災害対策計画を策定した。

その後、平成 23 年 3 月に東日本大震災が発生したことを踏まえ、平成 24 年 3 月に「震災対策編」を「地震災害対策計画編」と「津波災害対策計画編」に分けて全面的に修正を行った。

さらには、災害対策基本法や防災基本計画、原子力災害対策指針の改定等を踏まえ、平成 26 年 3 月に地域防災計画の「地震災害対策計画編」「津波災害対策計画編」「風水害等対策計画編」「原子力災害対策計画編」を改正した。

一方、原子力災害対策計画編については、平成 11 年 9 月に(株)ジェーシーオー東海事業所において発生した臨界事故の教訓や原子力災害対策特別措置法の制定等を踏まえ、平成 13 年 2 月に原子力災害対策計画編の全面修正を行い、その後、平成 23 年 3 月の東日本大震災を踏まえ、平成 25 年 3 月及び平成 26 年 3 月に防災会議を開催し、所要の改正を行った。

市町村地域防災計画は、災害をとりまく環境の変化に対応して所要の修正が行われているが、その修正内容は阪神・淡路大震災の教訓等を踏まえ、初動体制の整備、情報連絡網の整備のほか、災害救助計画の具体化、自主防災組織の育成及び震災対策計画の策定など実効性のあるものとなってきている。さらに、この度の東日本大震災の発生を踏まえ、内容の改正に取り組んでいるところである。

第 3 表 市町村地域防災計画の修正状況

年度 区分	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
修正市 町村数	12	8	11	17	26	24	15	7	5	6	11	7	1	8	11	7	10	6	3	30	23

## (3) 防災訓練の実施

災害応急対策を迅速かつ的確に遂行するためには、防災訓練を実施し、日頃から実践的な対応能力を養っておくことが必要である。

### 〈総合防災訓練〉

県においては昭和 39 年以来毎年市町村と共催し、防災関係機関及び住民の参加協力を得て、地震・台風・林野火災等による災害を想定した総合防災訓練を実施している。

平成 25 年度は、笠間市との共催により、大規模地震の発生を想定した訓練を自衛隊、警察、消防等約 112 機関、

関係機関及び地域住民を含めた参加者約 3,700 名の参加のもと実施した。

なお、現在までの防災訓練の実施状況は第 4 表のとおり、又、平成 25 年度に市町村が実施した防災訓練は第 5 表のとおりである。

#### 〈茨城県災害対策本部事務局設置訓練〉

茨城県災害対策本部事務局の迅速な設置及び事務局員の参集等、初動体制の確立を図ることを目的として、平成 25 年度は、研修会及び訓練を実施した。

##### ① 研修会

ア 期 日 平成 25 年 5 月 9 日（木） 午後 1 時 30 分から午後 4 時 30 分

イ 対 象 職 員 災害対策本部新任事務局員 計 35 名

ウ 内 容 県の防災体制、国民保護の仕組み、原子力防災対策、防災情報システムの操作等

##### ② 設置訓練

ア 期 日 平成 26 年 3 月 11 日（火） 午前 8 時 20 分から午前 9 時 30 分

イ 対 象 職 員 災害対策本部事務局員 計 86 名

ウ 内 容 職員参集システムによる職員参集、地震災害時の初動対応訓練、防災情報ネットワークによる市町村・防災関係機関との通信訓練等

第4表 茨城県総合防災訓練実施状況

年度	実施場所	想定災害別				年度	実施場所	想定災害別			
		台風災害	震災	原子力災害	林野火災			台風災害	震災	原子力災害	林野火災
昭和39年	水戸市	○				平成元年	下妻市	○	○		
40	土浦市	○				2	神栖町		○		○
41	日立市		○			3	石岡市		○		
42	下館市	○					東海村			○	
43	常陸太田市	○				4	岩井市		○		
	他8町					5	取手市 ○ ※台風11号の影響により中止				
44	北茨城市		○								
45	下妻市	○					高萩市				○
46	古河市		○			6	つくば市		○		
	東海村			○		7	総和町		○		
47	神栖町		○			8	土浦市		○		
48	日立市		○			9	守谷町		○		
49	鹿島町		○			10	北茨城市 ○ (津波) ※那珂川氾濫の影響により中止				
50	大子町										
51	水戸市		○			11	牛久市		○		
52	取手市	○				12	ひたちなか市		○		
53	土浦市		○			13	神栖町		○		
54	勝田市		○			14	日立市		○		
55	神栖町		○			15	阿見町		○		
56	下妻市	○	○			16	水戸市		○		
	東海村			○		17	筑西市		○		
57	水海道市	○	○			18	常陸太田市		○		
58	八郷町				○	19	龍ヶ崎市		○		
59	日立市		○			20	常陸大宮市		○		
60	古河市	○	○			21	下妻市		○		
61	水戸市		○			22	北茨城市		○		
	藤代町	○				23	※東日本大震災の影響により中止				
62	水戸市	○				24	日立市		○ (津波)		
	勝田市					25	笠間市		○		
63	龍ヶ崎市	○	○			26	神栖市		○ (津波)		

第5表 平成25年度市町村防災訓練実施状況

区分 市町村	回数	災 害 想 定									訓 練 形 態			
		台風等の 風水害	土砂災害	地震・津波	コンビナート 災害	大火災	林野火災	原子力災害	火山	その他	総合（実働） 訓練	図上訓練	通信訓練	その他
水戸市	27	2	2	25	—	—	—	—	—	—	21	1	4	1
日立市	5	—	—	—	—	—	—	—	—	5	1	1	3	—
土浦市	3	1	—	9	—	—	—	—	—	—	2	—	1	—
古河市	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—
石岡市	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—
結城市	3	1	1	1	—	—	—	—	—	—	3	—	—	—
龍ヶ崎市	4	—	—	4	—	—	—	—	—	—	2	2	—	—
下妻市	1	—	—	2	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—
常総市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
常陸太田市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
高萩市	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—
北茨城市	1	—	1	1	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—
笠間市	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—
取手市	1	1	—	1	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—
牛久市	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—
つくば市	1	—	—	7	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—
ひたちなか市	1	—	—	2	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—
鹿嶋市	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—
潮来市	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—
守谷市	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—
常陸大宮市	1	—	1	1	—	1	—	1	—	—	1	—	—	—
那珂市	2	1	—	2	—	—	—	—	—	—	1	—	1	—
筑西市	7	2	1	3	—	—	—	—	—	1	5	—	2	—
坂東市	1	—	—	1	—	1	—	—	—	—	1	—	—	—
稲敷市	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—
かすみがうら市	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—
桜川市	5	—	1	3	—	—	1	—	—	—	4	—	1	—
神栖市	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—
行方市	10	—	—	10	—	—	—	—	—	—	10	—	—	—



区分 市町村	回数	災 害 想 定									訓 練 形 態			
		台風等の 風災害	土砂災害	地震・津波	コンビナート 災害	大火災	林野火災	原子力災害	火山	その他	総合（実働） 訓練	図上訓練	通信訓練	その他
銚 田 市	7	—	1	6	—	—	—	—	—	—	6	1	—	—
つくばみらい市	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—
小 美 玉 市	1	1	1	3	—	—	—	1	—	1	1	—	—	—
茨 城 町	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—
大 洗 町	5	1	1	3	—	—	—	—	—	—	3	—	2	—
城 里 町	1	—	—	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—
東 海 村	22	—	—	22	—	—	—	—	—	—	22	—	—	—
大 子 町	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
美 浦 村	2	1	—	1	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—
阿 見 町	5	—	—	5	—	—	—	—	—	—	—	3	—	2
河 内 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八 千 代 町	4	2	—	1	—	—	—	—	—	1	4	—	—	—
五 霞 町	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—
境 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
利 根 町	2	—	—	2	—	—	—	—	—	—	1	—	1	—
合 計	136	13	10	130	—	2	2	2	—	8	110	8	15	3

(平成26年度消防防災・震災対策現況調査より)

(4) 防災施設・設備等の整備

災害時の応急対策活動を行うためには、防災施設や資機材などの整備は必要なものであるが、本県における整備の状況は消防機関の施設等を除くと十分とはいえない状況であるが、消防庁の所管の消防防災施設整備費補助金等を活用し、住民の連帯意識に基づいた地域の防災活動の拠点づくりを促進している。

第6表 補助制度

制度の名称	補助率	補助対象施設・設備
消防防災施設整備費補助金	1/2 ※嵩上げあり	1 耐震性貯水槽 2 画像伝送システム
	1/3 ※嵩上げあり	3 備蓄倉庫 4 防火水槽（林野分） 5 林野火災用活動拠点広場 6 高機能消防指令センター

なお、平成25年度における市町村の防災施設・資機材の整備状況は次のとおりである。

第7表 平成25年度防災施設・資機材整備状況

施設・資機材	整備状況	備考
耐震性貯水槽（40 m <sup>3</sup> ）	日立市 3基、古河市 4基、小美玉市 3基 つくば市 15基、つくばみらい市 2基、	日立市3基、つくば市15基は、平成24年度補正予算（第1号）繰越分
防火水槽（林野分）	大子町 3基	

## 2 消防防災通信ネットワーク

災害対策等を的確に実施するためには、正確かつ迅速な情報の収集及び伝達に必要な通信網を整備することが重要である。

この主軸となる防災無線通信網は、消防防災無線、都道府県防災行政無線及び市町村防災行政無線等に分類される。

### (1) 消防防災無線

消防庁と都道府県を結ぶ防災用ホットラインの幹線として運用されているが、昭和 54 年度から従来の電話のみの運用に加え、消防庁の補助により高速ファクシミリ装置を併用し、文書等による正確かつ迅速な情報伝達も行えることとなった。

また、平成 8 年度から、この回線に 1 チャンネルを増設して、内閣府等と電話及びファクシミリが可能となった。

### (2) 都道府県防災行政無線

各都道府県においては、市町村等と直結する地上系の防災行政無線通信網の整備が進み、昭和 40 年代に整備したところでは、地上衛星通信ネットワーク又は地上系との組合せによる再整備が進められている。

本県では、新県庁建設に合わせ、平成 9～10 年度で再整備を行い、平成 11 年 4 月 1 日から運用を開始した。この防災情報ネットワークシステムの回線構成図は、第 1 図に示すとおり。

しかし、運用開始後 14 年経過したことにより老朽化に伴う故障が増大していること、通信速度の遅いアナログ回線のみ接続であることなどから、現在、新しい防災情報ネットワークシステムの実施設計を実施しており平成 26 年度から平成 27 年度で整備し、平成 28 年運用開始予定である。

### (3) 市町村防災行政無線

市町村の行政区域内における消防・防災行政無線通信網としては、消防・救急業務用無線通信網と市町村とその出先機関・集落等を結ぶ市町村防災行政無線の 2 つに大別できる。

#### ア 消防救急無線

消防本部（署）及び分署に基地局を、また、消防ポンプ自動車、救急自動車に移動局を設置して情報収集、指揮、連絡等に活用する無線通信網である。

県内の設置状況は第 8 表のとおり。

# 防災情報ネットワークシステム構成図

平成26年4月1日 現在



東京事務所  
東京高用  
地球局設備利用

- 【凡例】 ☆: 地球局    ▽: 基地局(第2全県移動)
- Aa: 端末局Aaタイプ(衛星系+NTT専用線、一斉受令)
- Ab: 端末局Abタイプ(衛星系+NTT専用線)
- B: 端末局Bタイプ(衛星系、一斉受令)
- C: 端末局Cタイプ(NTT専用線)
- D: 端末局Dタイプ(衛星回線)

第8表 消防救急業務用無線基地局

平成26年4月1日現在

設置署所名	消防波	県内共通波	全国共通波			救急波	基地局数
			①	②	③		
水戸市消防本部	○	○	○	○	○	○	3
日立市消防本部	○	○		○		○	4
土浦市消防本部	○	○	○	○	○	○	1
石岡市消防本部	○	○		○		○	2
常陸太田市消防本部	○	○		○			3
高萩市消防本部	○	○	○	○	○		1
北茨城市消防本部	○	○	○	○	○	○	2
笠間市消防本部	○	○	○	○	○	○	3
取手市消防本部	○	○	○	○	○	○	1
つくば市消防本部	○	○		○		○	1
常陸大宮市消防本部	○	○	○	○	○	○	1
那珂市消防本部	○	○		○		○	1
かすみがうら市消防本部	○	○	○	○	○		2
小美玉市消防本部	○	○	○	○	○	○	3
茨城町消防本部	○	○		○			1
大洗町消防本部	○	○					2
大子町消防本部	○	○		○			1
阿見町消防本部	○	○	○	○	○	○	1
茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部	○	○	○	○	○	○	6
筑西広域市町村圏事務組合消防本部	○	○	○	○	○	○	2
常総地方広域市町村圏事務組合消防本部	○	○		○		○	1
鹿行広域事務組合消防本部	○	○	○	○	○	○	3
稲敷地方広域市町村圏事務組合消防本部	○	○		○		○	3
鹿島地方事務組合消防本部	○	○	○	○	○	○	4
ひたちなか・東海広域事務組合消防本部	○	○		○		○	3
合計	25	25	14	24	14	19	55

※ 全国共通波（3波）は、周波数の低い順から掲示。

## イ 市町村防災行政無線

市町村防災行政無線は、市町村庁舎に送信用の親局，集落等に子局を設置し，地域住民に対して一斉に情報を伝達する同報系及び同じく市町村庁舎に基地局，車両等に移動局を積載して相互間で情報の収集，伝達を行う移動系の2つの通信系により構成されている。

第9表 市町村防災行政無線の整備状況

平成26年3月31日現在（全44市町村）

市町村名	同 報 系					移 動 系						備 考
	本 庁	支 所	中 継 局	屋 外 子 局	戸 別 受 信 機	本 庁	支 所	中 継 局	車 載 型	可 搬 型	携 帯 型	
水戸市	1	2		131							152	注1)個別受信機欄全戸 配備市町村(太枠線) 注2)デジタル型(デ)， 同報系統合化済(統合 化)，マルチチャンネルア クセス無線(MCA)
日立市	1		2	101	78,506					94	83	MCA，衛星携帯電話 (ドコモ)共に買取
土浦市	1	1	1	215	699					88	15	同報系(デ)，MCA (H23整備，5年リ ース)
古河市	1			70	16	1	1		24	13	15	アンサーバック(三 和)
石岡市		1		23	7,633		1		15	1	126	MCA(H23整備，5 年リース)
結城市						1			12		14	H26～H28にかけ，三か 年で配備予定
龍ヶ崎市	1			139	116	1			10	59	21	MCA(買取)
下妻市	1	1		103	10,145	1	1		25	14	1	アンサーバック(下 妻)
常総市		1		54	1,093					4	77	MCA(買取)
常陸太田市	1	4	5	157	21,838	1	2		19	5	10	戸別受信機 全戸設 置
高萩市	1		1	34	165	1		3	21	19	15	
北茨城市	1	2		58	30	1			3		20	
笠間市	1	2		176	4,981	1	1		20	3	15	
取手市	1	1		137								同報系(デ)，移動系 は携帯電話を使用
牛久市	1			114	1,975					5	60	
つくば市	1	3		81	54						12	MCA(H22整備，5 年リース)，アンサー バック(29基)
ひたちなか市	1			201	63,100					8	166	H25 同報系屋外子局 1基，MCA携帯型34 台追加整備
鹿嶋市	1	1	1	196	152	1			7		25	アンサーバック(43 基)
潮来市	1			92	116							
守谷市									21	23	56	MCA(買取)
常陸大宮市	1	4	3	95	16,531	1	3	1	45		24	戸別受信機(全戸配 布)・アンサーバック (山方，緒川，御前山) 統合化
那珂市	1	1		109	22,775					1	43	戸別受信機 全戸設 置，統合化，MCA(買 取)

市町村名	同 報 系					移 動 系						備 考
	本 庁	支 所	中 継 局	屋 外 子 局	戸 別 受 信 機	本 庁	支 所	中 継 局	車 載 型	可 搬 型	携 帯 型	
筑西市	1		1	319		1				22	4	注1)個別受信機欄全戸 配備市町村(太枠線) 注2)デジタル型(デ), 同報系統合化済(統合 化),マルチチャンネルア クセス無線(MCA)
坂東市									34	5	46	MCA(買取)
稲敷市	1	2	1	61	11,700	1			8		15	アンサーバック 7 局, 統合化
かすみがうら市	1			162	68	1			6		2	今年度, 千代田地区に 屋外子局46基設置 にて同報系整備完了。
桜川市	1	2	1	141	2,500							親局デジタル 子局 アナログ
神栖市	1	1		219	491					58	17	同報系(デ), 統合化, アンサーバック(21 基)
行方市	1		2	288	4	1	1	1	3		8	同報(デ), 統合化
銚田市	1		1	287	11,975	1		1	15	17	29	
つくばみらい市	1			122	210	1			37	28	35	アンサーバック, 統合 化, 移動系(デ)
小美玉市	1		9	159	23,681	4	6	0	27	36	24	
茨城町	1			168	1,000	1			5		5	
大洗町	1		1	46	8,228					1	8	戸別受信機 全戸設 置, MCA(買取)
城里町	1	1		51	2,528	1	1		28	7	23	アンサーバック (桂・デ)
東海村				62	16,000				2	33	58	戸別受信機全戸設置
大子町					8,500	1		1	21			
美浦村						1					17	移動系(デ), NTTドコ モ ワイドスターII 2台
阿見町						1			10		6	
河内町		1		15	2,747	1			1		5	戸別受信機(全戸設 置)
八千代町	1			62	65							同報系(デ), アンサ ーバック(8基)
五霞町	1			45	619				10		10	
境町	1			6	6,380	1			7		13	防災ラジオ購入(50 台)
利根町	1			53	25	1			18		14	
合 計	34	31	29	4,552	326,646	28	17	7	454	544	1,289	

※ 同報系整備済 38市町村, 未整備6市町村 整備率=38/44=86.4% 戸別受信機 全戸設置 8市町村  
移動系整備済 39市町村, 未整備5市町村 整備率=39/44=88.6% 一部設置 26市町村  
合 計 34市町村

(注) 本庁に同報系(親局)又は移動系(基地局)が無い場合は, 市町村数の計数の関係から本庁を1とした。

(4) 防災相互通信用無線

防災相互通信用無線は、主として災害現場において、可搬式無線機を使用して各防災関係機関が災害応急活動に必要な情報を交換し、円滑な防災活動を実施するための相互連絡網を構成するもので、制度として昭和50年度から発足したものである。

本県においては、震災対策あるいは石油コンビナート災害対策、原子力施設災害対策及び林野火災対策等で他の防災機関と連携的な防災活動を必要とする市町村、消防本部に対しこの無線設備を常備するよう指導している。

県内の設置状況は次表のとおりで、災害時にその機能を十分発揮しうるよう通話規定、同細目を策定し、その運用体制の確立に努めている。

第10表 防災相互通信用無線設置状況

平成26年3月31日現在

免許人	呼出し名称	局種	出力(W)	設置(常置)場所	
茨城県	いばらき 10~14	ML	5	水戸市笠原町978-6 茨城県生活環境部防災・危機管理課	
	いばらきへり 1	MP	1	つくば市上境902 茨城県生活環境部消防安全課防災航空室	
	いばらきこうくうたい 1~6	〃	5(5台) 10(1台)		
	いばらきけんそうご	FB	10	水戸市笠原町978-6 茨城県生活環境部原子力安全対策課	
	いばらき 21	ML	〃		
	〃 22~24	〃	〃		ひたちなか市西十三奉行11518-4 環境放射線監視センター
海上保安庁 (第三管区海上保安本部)	かいほいどう 3453	〃	1	巡視船「あかぎ」	ひたちなか市 和田町3-4-16 那珂湊運輸 総合庁舎内 茨城海上保安部
	〃 3454	〃	1		
	〃 3455	〃	1		
	〃 3456	〃	1		
	〃 3246	〃	10		
	〃 3035	〃	1	巡視船「なかかぜ」	
	〃 3036	〃	1		
	〃 3122	〃	10	茨城海上保安部 救難指令室内	
	〃 3184	〃	10		
	〃 3172	〃	1		
	〃 3099	〃	1		
	〃 3100	〃	1		
	〃 3240	〃	1		
	〃 3286	〃	1		
〃 3287	〃	1			



免許人	呼出し名称	局種	出力(W)	設置(常置)場所	
海上保安庁 (第三管区海上保安本部)	かいほいどう 3245	ML	10	日立市みなと町1-4-1 茨城海上保安部日立分室	
	〃 3173	〃	1		
	〃 3111	〃	1	巡視船「ひたち」	神栖市東深芝9 鹿島港湾 合同庁舎内 茨城海上保安部 鹿島海上保安署
	〃 3112	〃	1		
	〃 3113	〃	1		
	〃 3114	〃	1		
	〃 3279	〃	1		
	〃 3280	〃	1		
	〃 3039	〃	10		
	〃 3174	〃	1	巡視船「よど」	
	〃 3175	〃	1		
	〃 3380	〃	1		
	〃 3381	〃	1		
	〃 3264	〃	10	巡視船「うめかぜ」	
	〃 3102	〃	1		
	〃 3254	〃	1		
	〃 3306	〃	1		
	〃 3199	〃	10		
	〃 394	〃	1	鹿島海上保安署 救難指令室内	
〃 395	〃	1			
〃 3195	〃	1			
〃 3196	〃	1			
国土交通省 (関東地方整備局)	けんせつみと 8	〃	10	水戸市千波町1962-2 常陸河川国道事務所水戸庁舎	
	〃 21	〃	10		
	〃 81~83	〃	1		
	〃 84~85	〃	5・3		
	〃 86~87	〃	3・5		
	〃 96~99	〃	5		
	〃 91~93	〃	5		
	〃 94	〃	3		

免許人	呼出し名称	局種	出力(W)	設置(常置)場所	
国土交通省 (関東地方 整備局)	けんせつみつと	95	ML	3	水戸市千波町1962-2 常陸河川国道事務所水戸庁舎
	けんせつくじがわ	81	"	5	常陸太田市上河合町1578 常陸河川国道事務所久慈川下流出張所
	"	82	"	3	
	けんせつ ひたちおおみや	81	"	5	常陸大宮市南町1104-2 常陸河川国道事務所久慈川上流出張所
	"	82	"	3	
	けんせつしらうめ	81	"	5	水戸市白梅2-11-8 常陸河川国道事務所水戸出張所
	"	82	"	3	
	けんせつなか	81	"	3	城里町上坪1005-2 常陸河川国道事務所那珂出張所
	"	82	"	3	
	けんせつからすやま	81	"	5	栃木県那須烏山市初音10-20 常陸河川国道事務所那珂川上流出張所
	"	82	"	3	
	けんせつしもだて	81~87	"	5	筑西市二木成1753 下館河川事務所
	けんせついき	50~53	"	5	筑西市女方173 下館河川事務所伊讚出張所
	けんせつかまにわ	50~54	"	5	常総市新石下1302 下館河川事務所鎌庭出張所
	けんせつくろご	50~52	"	5	筑西市井上890-6 下館河川事務所黒子出張所
	けんせつ みつかいどう	50~54	"	5	常総市水海道橋本町3526-1 下館河川事務所水海道出張所
	けんせつふじしろ	50~53	"	5	取手市小浮気144-1 下館河川事務所藤代出張所
	けんせついたこ	5~6	"	10	潮来市潮来3510 霞ヶ浦河川事務所
	"	9~11	"	10	
	"	81~90	"	5	
	けんせつつちうら	1~4	"	10	土浦市蓮河原町4497 霞ヶ浦河川事務所土浦出張所
	"	81~85	"	5	
	けんせつはさき	1~2	"	10	神栖市太田3109 霞ヶ浦河川事務所波崎出張所
	"	81~95	"	5	
	けんせつほこた	1~3	"	10	銚田市銚田1066 霞ヶ浦河川事務所銚田出張所
	"	81~85	"	5	
	けんせつあそう	1~3	"	10	行方市麻生1570-1 霞ヶ浦河川事務所麻生出張所
	"	81~85	"	5	
	けんせつ りゅうがさき	81	"	5	龍ヶ崎市中谷原8342 利根川下流河川事務所竜ヶ崎出張所
	けんせつ かなえず	81~82	"	5	稲敷郡河内町金江津官堤 利根川下流河川事務所金江津出張所

免許人	呼出し名称	局種	出力(W)	設置(常置)場所
警察庁 (関東管区 警察局)	いばけい 6001	ML	10	水戸市笠原町978-6 茨城県警察本部 (関東管区茨城県情報通信部)
	〃 6002	〃	10	
	〃 6003	〃	10	
	〃 6004	〃	10	
	〃 6005	〃	10	
日本原子力研究 開発機構	げんしりょくきこう げんしりょく 501	〃	1	那珂郡東海村白方白根2-4 東海研究開発センター 原子力科学研究所
	〃 502	〃	10	
	げんしりょくきこう おおあらい 501	〃	1	東茨城郡大洗町成田町400 大洗研究開発センター
	〃 502	〃	10	
	〃 503	〃	1	
	〃 504	〃	10	
	げんしりょくきこう さいくる 501	〃	1	那珂郡東海村村松4-33 核燃料サイクル工学研究所
〃 502	〃	10		
日本原子力発電 株式会社	げんでんとうかい 100	〃	1	那珂郡東海村白方1-1 東海発電所
	〃 101	〃	10	
東京電力 株式会社	とうでんみと 2	〃	10	水戸市美和1-299-2 水戸支社別館
	とうでん つちうらこうむ 1	〃	10	土浦市中央1-4-3 土浦支社別館
	とうでんつちうら 2	〃	10	土浦市中央1-4-3 土浦支社別館
	とうでんみと 16~17	〃	10	水戸市見和1-299-2 水戸支社別館
	とうでん ひたちおおみや 2	〃	10	常陸大宮市下町1456 常陸大宮営業センター
	とうでん りゅうがさきこうむ 1	〃	10	龍ヶ崎市寺後3626-1 竜ヶ崎支社
	とうでん りゅうがさき 2	〃	10	
	とうでんかしま 2	〃	10	鹿嶋市宮中字三笠山5215-1 鹿島営業センター
	とうでん かしまこうむ 3	〃	10	神栖市木崎2300 鹿島別館
	とうでんひたち 2	〃	10	日立市滑川町2-12-1 日立保守センター
	とうでん ひたちこうむ 1	〃	10	日立市滑川町2-12-1 日立保守センター
	とうでんいしおか 2	〃	10	石岡市鹿の子1-13-8 石岡営業センター
	とうでん みつかいどう 2	〃	10	常総市水海道山田町字八間西4641-2 水海道営業センター

免許人	呼出し名称	局種	出力(W)	設置(常置)場所		
東 京 電 力 株 式 会 社	とうでん りゅうがさき	38	ML	10	龍ヶ崎市寺後3626-1 竜ヶ崎支社	
	とうでんこが	2	"	10	古河市東4-12-16 古河営業センター	
	とうでん しもだてこうむ	1	"	10	筑西市下岡崎3-1-13 下館支社	
	とうでんしもだて	2	"	10		
	とうでんかさま	2	"	10	笠間市笠間1619-1 笠間営業センター	
	とうでん みとこうむ	1	"	10	水戸市見和1-299-2 水戸支社別館	
日 本 赤 十 字 社 茨 城 県 支 部	につせきいばらき	21~45	"	1	水戸市小吹町2551 日本赤十字社茨城県支部	
	"	11	"	10		
ひ た ち な か 市	ひたちなか	2	"	10	ひたちなか市笹野町2-8-1 ひたちなか市消防本部	
	"	4	"	10		
	"	5	"	10		
	ひたちなか そうむ	1	"	10		
	ひたちなか よぼう	1	"	10		
	ひたちなか けいぼう	2	"	10		
	ひたちなか ちゅうおうしき	1	"	10	ひたちなか市笹野町2-8-1 ひたちなか市中央消防署	
	ひたちなか ちゅうおう	2	"	10		
	"	3	"	10		
	"	4	"	10		
	"	5	"	10		
	ひたちなかちゅうおう きゅうきゅう	2	"	10		
	"	3	"	10		
	ひたちなかちゅうおう きゅうじょ	1	"	10		
	ひたちなか ちゅうおう	102	MP	5		
	"	106	"	5		
	"	107	"	5		
	ひたちなかちゅうおう はしご	1	"	10		
	ひたちなかひがし しき	1	"	10		ひたちなか市南神敷台7-1 ひたちなか市東消防署
	ひたちなかひがし	2	"	10		
"	4	"	10			
ひたちなかひがし きゅうきゅう	1~2	"	10			

免許人	呼出し名称	局種	出力(W)	設置(常置)場所	
ひたちなか市	ひたちなかにし	1	ML	ひたちなか市田彦1428 ひたちなか市西消防署	
	〃	2	〃		
	〃	3	〃		
	ひたちなかにし かがく	1	〃		
	ひたちなかにし きゅうきゅう	1	〃		
神 栖 市	ぼうさいかみす	1	〃	神栖市溝口4991-5 鹿島地方事務組合消防本部	
	〃	2	〃		
鹿島臨海地区 石油コンビナート等 特別防災区域無線 連絡協議会  神栖市溝口4991-5 神栖市役所	かしまとくさい かみす		F B	5	神栖市役所
	〃	2~3	ML	1	
	かしまとくさい しょうぼう		F B	5	鹿島地方事務組合消防本部
	〃	2~6	ML	1	
	かしまとくさい かしま		F B	5	鹿嶋市役所
	〃	2	ML	1	
	かしまとくさい ほあんしょ	2~4	〃	1	鹿島海上保安署
	かしまとくさい こうわん	2	〃	1	鹿島港湾事務所
	かしまとくさい けいさつ	2	〃	1	鹿嶋警察署
	かしまとくさい かせき	1~4	〃	1	鹿島石油
	かしまとくさい かがく	1~2	〃	1	三菱化学
	かしまとくさい きょうし	1~3	〃	1	鹿島共同施設
	かしまとくさい さんきゅう	2	〃	1	山 九
	かしまとくさい でいーあいしー	1~2	〃	1	D I C
	かしまとくさい かおう	1~2	〃	1	花 王
	かしまとくさい しょうわ	2	〃	1	昭和産業
	かしまとくさい さいろ	2	〃	1	全農サイロ
	かしまとくさい ふとう	2~5	〃	1	鹿島埠頭
	かしまとくさい すみきん	1~2	〃	1	住友金属工業
	かしまとくさい すみかい	2	〃	1	住金物流

(注) F B : 基地局 ML : 陸上移動局 MP : 携帯局

(5) 非常無線通信体制

災害時等において有線通信を利用できないか又はこれを利用することが著しく困難な場合、災害対策基本法第57条、第79条及び電波法第52条第4項の規定により、各機関の通信設備を利用して通信連絡の確保を図ることとしている。

この非常無線通信の円滑な運用を図るため、無線局施設者を構成員とする関東地方非常通信協議会を結成し、日頃から相互に親密な連絡をとり、非常通信計画の作成・通信訓練の実施等についても協議している。

なお、茨城県防災情報ネットワークを含む平成25年度の通信訓練実施状況は次のとおりである。

第11表 平成25年度通信訓練実施状況

期 日	実 施 種 目	主 催 者	参 加 機 関・団 体
25年11月28日	第76回全国非常通信訓練	非常通信協議会	茨城県他5機関
25年7月9日 ～12日	茨城県防災情報 ネットワークシステム 総合通信訓練（第1回）	茨 城 県	62県出先，20防災関係機関， 44市町村，26消防本部 計152機関
26年1月21日 ～24日	茨城県防災情報 ネットワークシステム 総合通信訓練（第2回）	茨 城 県	同上

非常通信を取り扱うことができる主な無線通信施設は次のとおりである。

茨城県防災情報ネットワークシステム

（県庁，県出先《県民センター，土木事務所，港湾事務所，ダム管理事務所，保健所》，市町村，消防本部に設置）

警 察	無線通信施設	自衛隊	無線通信施設	東日本旅客鉄道(株)	無線通信施設
東京電力	〃	漁 業	〃	アマチュア無線連盟	〃
国土交通省	〃	気 象	〃		
海上保安庁	〃	茨城交通(株)	〃		

### 3 風水害対策

#### (1) 災害危険箇所の把握

風水害による災害に強い地域づくりのため、治山治水事業等の災害防止事業が施行されているが、危険箇所はなお多い。

このため県は、危険箇所の状況や、洪水・土砂災害警戒情報等の提供及び避難体制などの対策を県地域防災計画に明記するとともに、毎年防災関係機関と連携して急傾斜地、地すべり危険箇所の把握・災害時の巡視点検・市町村地域防災計画の見直し等についての指導を行っている。

#### (2) 広報活動

風水害による被害を最小限に止めるためには、県民の災害に対する心がまえが大切である。

このため県は、広報誌、パンフレット等を通じて県民の防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図るとともに、災害発生時には市町村等関係機関と連携し、放送事業者を活用した避難勧告等の広報を実施するなど県民への情報の周知に努めている。

#### (3) 避難勧告等の判断基準の策定について

平成26年4月に内閣府から「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(案)」が示されたことを受け、市町村が災害時に適切なタイミングで避難勧告等を発令できるよう、各市町村に具体的な判断基準の早期策定を働きかけている。

## 4 震災対策

### (1) 防災対策

本県では昭和 54 年に策定した「震災応急対策計画編」を平成 7 年度に大幅に見直し、予防対策及び復旧・復興対策を含めた「震災対策計画編」とし、防災行政無線網の整備、防災資機材の整備促進など各種の施策を講じてきた。

平成 23 年の東日本大震災が発生したことを踏まえ、平成 24 年 3 月に「震災対策計画編」を「地震災害対策計画編」と「津波災害対策計画編」に分けて全面的に修正を行った。

さらには、災害対策基本法や防災基本計画、原子力災害対策指針の改定等を踏まえ、平成 26 年 3 月に地域防災計画の「地震災害対策計画編」「津波災害対策計画編」「風水害等対策計画編」「原子力災害対策計画編」を改正した。

#### ア 地域防災計画震災対策計画編の整備

震災の広域性、多様性及び重大性に鑑み、震災時における災害応急対策の基本的事項並びに相互の連絡、協力に関する事項等について昭和 54 年 12 月に震災応急対策計画編を作成し、以後、毎年見直しを行うとともに、平成 7 年度には、事前（予防）対策、復旧・復興対策を含む総合的な震災対策計画編の策定を行った。

さらに、東日本大震災を踏まえ、「津波災害対策計画編」を新たに策定し、地震対策及び津波対策を推進しているところである。

#### イ 自主防災組織の育成・強化

地震による被害の拡大を防止するためには、地域住民による自主的な防災活動（初期消火、被災者の救護、避難誘導等）が重要な役割を果たすことに鑑み、地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織の育成・強化を推進し、地域ぐるみの防災体制の確立を図っていく。

このため、平成 25 年度においても、自主防災組織づくりを推進するため、いばらき防災大学や自主防災組織リーダー研修会などを開催してリーダーの養成に努め、組織の結成及び育成を図った。

#### ウ 震災に関する知識の普及

震災による被害を最小限にとどめるため、地域住民を対象として広報紙等による広報、地震体験車の運用を行い、震災に関する知識の普及活動に努めている。

なお、平成 24 年 3 月に、東日本大震災の被災地支援として財団法人関東地方郵便局長協会から県へ地震体験車が寄贈され、平成 24 年 4 月から運用を開始している。

＊地震体験車の運用実績

年度	H21	H22	H23	H24	H25
利用回数	99	86	67	84	76
利用人数	22,613	19,328	9,900	16,535	15,853

#### エ 地震情報の収集・伝達

地震調査研究推進本部定例説明会や中央防災会議防災対策推進検討会議等から南海トラフ巨大地震や首都直下地震等の地震情報を収集し、市町村、防災関係機関等に適時伝達し、震災予防体制の確立を図っていく。



## (2) 地震対策の強化

県では平成4年8月21日の中央防災会議から、「南関東地域直下の地震対策に関する大綱」が発表され、その被害予想地域に本県南西部の28市町村が含まれたことに伴い、特に被害の発生が予想される県南西部地域の地震対策について強化を図っていたが、平成7年1月17日の阪神淡路大震災の発生を機に、その範囲を県内全域に拡大し地震対策全般の強化に努めている。「首都直下地震対策大綱」が平成17年9月27日に決定され、「南関東地域直下の地震対策に関する大綱」は廃止となった。

### ア 県民への普及啓発事業と自主防災組織結成促進

地震被害を最小限に食い止めるため、町内会等を中心に、住民自らが自発的な防災活動を行う自主防災活動を育成するため、自主防災組織のリーダーを養成するためのいばらき防災大学や研修会などを実施した。

〔いばらき防災大学〕 防災について総合的に学ぶ機会を提供し、自主防災組織のリーダーを養成するため、平成13年から開催	H 25 実績 開催回数 1回 日程 8月31日～10月19日（全4日間） 場所 東海村 研究交流プラザ 受講者数 164名 うち修了者 155名
〔自主防災組織リーダー研修会〕 地域の防災を担う自主防災組織のリーダーや役員等を対象として、市町村等と共催で開催	H 25 実績 開催回数3回 受講者計940名 日程 2月12日 筑西市明野公民館（約330名） 2月19日 行方市文化会館（約280名） 2月26日 阿見町本郷ふれあいセンター（約330名）

### イ 総合防災訓練の実施

毎年9月1日の防災の日を中心とした、防災週間（8/30～9/5）に合わせ、地震等災害を想定した総合防災訓練を実施する。

県は会場を設定し、地元市町村と共催で関係機関及び住民等の参加による訓練を実施するとともに、県下全域で各市町村、社会福祉施設、病院等の防災訓練を実施する。

### ウ 第4次地震防災緊急事業五箇年計画の策定

地震防災対策特別措置法に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて、平成18年度を初年度とする第3次地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、当該計画に基づき、施設等の整備を推進してきた。

平成23年3月22日付けで地震防災対策特別措置法が改正され、国の財政措置の有効期限が平成28年3月31日まで延長されたことを踏まえ、県や市町村の事業計画をとりまとめて平成24年3月30日付けで第4次地震防災緊急事業五箇年計画を策定し、当該計画に基づき施設整備を推進している。

## 5 石油コンビナート災害対策

### (1) 防災対策

平成 26 年 3 月末現在における全国の石油コンビナート等特別防災区域は 85 区域で、本県では鹿島臨海地域が指定されている。

鹿島臨海地区石油コンビナート等特別防災区域における石油類の貯蔵・取扱量は 741 万 kℓ，高圧ガスの処理量は 776 百万 N<sup>m</sup>（平成 26 年 4 月 1 日現在）で，危険性の高い物質が多量に扱われており，災害の発生及び拡大の危険性も高く，また，周辺地域に対しても大きな脅威を与えるおそれがあり，防災上一般の地域とは異なる特有の問題をかかえている。

このため，特別防災区域の災害防止については，昭和 51 年 6 月に施行され，石油コンビナート等災害防止法を中心に従来から措置されていた消防法，高圧ガス保安法，労働安全衛生法のいわゆる保安四法や海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等により総合的な防災体制の確立を図ることとしている。

### (2) 石油コンビナート等災害防止法の施行

石油コンビナート等災害防止法は，昭和 49 年 12 月に発生した水島臨海地区の重油流出事故を契機として，石油コンビナート等に係る災害の発生及び拡大の防止のための総合的な施策を推進するため基本法として制定されたもので，その主たる内容は次のとおりである。

- ① 石油コンビナート等防災本部の設置
- ② 石油コンビナート等防災計画の作成とその実施の推進
- ③ 特定事業者の防災管理責任と防災応急措置等の実施義務
- ④ 自衛防災組織及び共同防災組織の設置
- ⑤ 特定防災施設等の設置
- ⑥ 事業所のレイアウトに関する規制の実施
- ⑦ 石油コンビナート等特別防災区域協議会の設置
- ⑧ 防災緩衝緑地等の設置の助成

### (3) 鹿島臨海地域特別防災区域の状況

#### ア 特別防災区域の指定

鹿島臨海地域石油コンビナート等特別防災区域は，昭和 51 年 7 月 14 日政令で指定され，その後昭和 55 年 6 月 10 日に北海浜第二期埋立地のうち工業専用地域の鹿島町大字新浜に編入された区域約 111ha が追加指定された。

また，平成 2 年 7 月 3 日に神栖町の一部が追加指定され，現在，特別防災区域の総面積は約 24.1 km<sup>2</sup>である。

#### イ 特定事業所の立地状況

特別防災区域は港湾の水路により 3 地区に分かれており，東部及び西部地区には石油精製，石油化学，電力，

飼料製造等の 31 事業所，高松地区には鉄鋼関係等の 1 事業所が立地しており，特定事業所数は計 32 事業所（施設地区を含む）となっている。

このうち，第一種事業所（石油の貯蔵・取扱量 1 万 kℓまたは高圧ガス処理量 200 万 N m<sup>3</sup>以上）が 14 事業所で，そのうちレイアウト規制対象事業所は 12 事業所ある。また，第二種事業所が 18 事業所ある。

#### (4) 特別防災区域の防災体制

県においては，石油コンビナート等災害防止法に基づき，昭和 52 年 12 月に茨城県石油コンビナート等防災計画を作成し，毎年必要な修正を加えるとともに，発生時の防災活動については，事業所の自衛防災組織をはじめ，管轄消防本部，海上保安署等が中核となることに鑑み，緊密に連携してこれらの防災体制の充実を図るなど，県石油コンビナート等防災本部を中心として，関係機関が一致協力して防災体制の確立を推進することとしている。

##### ア 石油コンビナート等防災本部

県石油コンビナート等防災本部は，昭和 51 年 10 月に設置され，以来常置の中核機関として，特別防災区域に係る次のような総合対策の推進に努めている。

- ① 防災計画作成及びその実施の推進
- ② 防災に関する調査研究の推進
- ③ 防火に関する情報の収集及び伝達
- ④ 災害時における関係機関の連絡調整

##### イ 消防本部等

災害が発生した場合の応急対策は，防災計画の定めるところにより，一般的には所轄消防本部等が消防活動の中核となり，大規模災害に拡大した場合には，防災本部が中心となって関係機関等も含めた防災活動の総合的な連絡調整を行うこととなっている。

大規模かつ特殊な災害（爆発，油脂火災，油流出等）の発生するおそれがある特別防災区域の消防力については，それぞれ各機関がその整備充実に努めているところであるが，平成 26 年 4 月 1 日現在における防災資機材の整備状況は，公設消防においては大型化学車 2 台，大型高所放水車 1 台，泡原液搬送車 1 台，その他の消防自動車 11 台，消防艇 1 隻（68 トン），オイルフェンス 360m（A 型），消火薬剤 41.3kℓ（県管理委託分 15kℓを含む）等である。

##### ウ 自衛防災組織

政令で定める基準以上の石油等を取り扱っている特別防災区域に係る特定業者に対し，石油コンビナート等災害防止法では，自衛防災組織の設置，防災管理者の選任，防災要員の配置及び防災資機材の整備を義務づけているが，鹿島臨海地区においては，すべての特定事業所ともすでに整備を完了している。

平成 26 年 4 月 1 日現在における特定事業所の状況は統計表第 25 表のとおりである。

##### エ 共同防災組織及び特別防災区域協議会

特別防災区域においては，各事業所は一体的な工場群を構成し，密接に関連して地域的連携関係を有している。

したがって，石油コンビナート等災害防止法では，特別防災区域内の特定事業者が，その自衛防災組織を保管する共同防災組織及び災害に関する技術の共同研究・教育訓練の共同実施を行う特別防災区域協議会の設置について定めているが，鹿島臨海地区においては，東部地区の鹿島東部コンビナート保安対策連絡協議会を母体とする鹿島東部コンビナート共同防災組織及び鹿島臨海地区石油コンビナート等特別防災区域協議会が設置されて

いるほか、鹿島臨海地区の地区ごとに高松地区防災協議会（高松地区）、鹿島東部コンビナート保安対策連絡協議会（東部地区）、鹿島西部地区対策協議会（西部地区）が設置されており、活発な活動を行っている。

以上のほか、海上火災に対するための共同組織として、鹿島海上保安署を中心に関係行政機関、事業所、関係団体をもって構成する「鹿島港災害対策協議会」が設置されている。

また、鹿島臨海地区における災害時の相互連絡体制の強化を図ることを目的とした鹿島臨海地区石油コンビナート等特別防災区域無線連絡協議会が設置されており、防災相互通信無線網の整備などを図っている。

なお、各防災協議会の状況は第 12 表のとおりである。

第12表 各防災協議会の状況

平成26年4月1日現在

名 称	事務局所在地	構成会員数	設立年月日
鹿島臨海地区石油コンビナート等 特別防災区域協議会	花 王 (株) 鹿 島 工 場	鉄鋼, 石油化学, 飼料, 油脂 製造等関連事業所 70	昭和53年1月1日
高松地区防災協議会	新日鐵住金(株) 鹿 島 製 鉄 所	鉄鋼関連事業所等 12	昭和50年8月12日
鹿島東部コンビナート 保安対策連絡協議会	鹿島共同施設(株)	石油精製, 石油化学等関連事 業所 23	昭和44年12月17日
鹿 島 西 部 地 区 保 安 対 策 協 議 会	花 王 (株) 鹿 島 工 場	石油化学, 飼料, 油脂製造等 関連事業所 35	昭和49年4月1日
鹿島港災害対策協議会	新日鐵住金(株) 鹿 島 製 鉄 所	防災関係機関, 各事業所等 51	昭和50年1月20日
鹿島臨海地区石油 コンビナート等特別防災 区域無線連絡協議会	神 栖 市	防災関係機関, 特定事業所等 17	昭和60年4月18日

(5) 特定防災施設及び防災資機材等の整備状況

特定事業者は、災害の発生及び拡大を防止するため特定事業所内に流出油等防止堤、消火用屋外給水施設及び非常通報設備の特定防止施設並びに化学消防自動車、油回収船、消火薬剤、オイルフェンス等の防災資機材等を設置し、または備えなければならないことになっているが、鹿島臨海地区特別防災区域内の事業所の整備状況は、統計表第26表のとおりで、すべて法令に定める基準以上の整備を完了している。

(6) 事業所のレイアウト規制

コンビナート災害の拡大を防止するには、事業所個々の施設を単体として規制するだけでは十分でなく、事業所内の施設地区等の設置及び他の事業所等との関係について、レイアウト規制を行う必要がある。

このため、石油と高圧ガスを併せて取り扱う第一種事業所については、これらの新設又は事業所内の施設地区等の配置の変更に際しては、主務大臣（経済産業大臣、総務大臣）に対するレイアウトに関する計画の届け出を義務づけるとともに、県及び関係市町村は、当該計画については主務大臣に意見を述べることとして、これらに対する規制を実施している。

ア 対象事業所の実態

鹿島臨海地区における第一種事業所のうち、レイアウト規制の対象となるものは、平成26年3月末現在、12事業所でその面積は特別防災区域総面積の約67%となっている。

また、レイアウト規制対象事業所が保有している石油及び高圧ガスの量は特別防災区域内の総量に対し、石油

は約 52%， 高圧ガスは約 99%を占めている。

**イ 第一種事業所の新設等の状況**

事業所の新設等の届け出の処理状況は，次表のとおりである。

**第 13 表 第一種事業所の新設等の状況**

区 分		新 設 ・ 変 更 件 数								
		17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
新 設		—	—	—	—	—	—	—	—	—
変 更	計	2	3	1	—	—	—	—	—	—
	製 造 施設地区	—	2	1	—	—	—	—	—	—
	貯 蔵 〃	1	—	—	—	—	—	—	—	—
	入 出 荷 〃	1	—	—	—	—	—	—	—	—
	用 役 〃	—	1	—	—	—	—	—	—	—
	事務管理 〃	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	連絡導管及び連絡道路 敷 地 面 積 の 増 加	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	〃 の 減 少	—	—	—	—	—	—	—	—	—

**(7) 防災実態調査の実施**

特別防災区域の総合的な防災対策を推進するため，特定事業所の防災実態調査を実施して防災対策等の実態を把握し，法の適正な執行を確保している。

**(8) 化学消火薬剤の備蓄**

県は，油脂火災に対処するため，県内主要消防本部（6 ヲ所）に化学消火薬剤を備蓄しており，各消防本部の備蓄状況は次のとおりである。

第 14 表 化学消火薬剤の備蓄状況

平成 26 年 4 月 1 日現在

化学消火薬剤備蓄委託先	備蓄量合計 (ℓ)	備考
合 計	40,000	
水戸市消防本部	5,000	
日立市消防本部	5,000	
土浦市消防本部	5,000	
鹿島地方事務組合消防本部	15,000	
筑西広域市町村圏事務組合消防本部	5,000	
茨城西南地方広域市町村事務組合消防本部	5,000	

※ 平成 9 年度からは、従来のスーパーフォームからメガフォーム F-610AT に更新している。

## 6 原子力防災対策

### (1) 防災対策の現状

原子力防災対策については、昭和38年以来、県、原子力施設が所在する東海村、大洗町などの市町村並びに周辺の関係市町村において、それぞれの地域防災計画の中に原子力災害に関する災害予防、災害応急対策、災害復旧について必要な措置を定め、住民の安全確保を図ってきた。その後、米国スリーマイルアイランドの原子力発電所の事故、独立行政法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センター核燃料サイクル工学研究所（旧動力炉・核燃料開発事業団東海事業所）のアスファルト固化処理施設の火災・爆発事故を契機に、地域防災計画を修正し防災対策の充実強化に努めてきた。

平成11年9月に発生したJCO東海事業所における臨界事故を踏まえ、国では、平成11年12月から平成12年5月にかけて原子力災害対策特別措置法の制定や防災基本計画（原子力災害対策編）の改訂などを行い、初期動作の迅速化、国、県、市町村の連携強化、国の体制強化、原子力事業者の役割の明確化などを図った。

県では、国の動向や臨界事故に係る応急対策に関する課題などを踏まえ、「避難計画の基本型」等への核燃料加工施設等の臨界事故を想定した対応の追加や、国、県、市町村等の連携、緊急時医療、情報の集約と住民広報などに焦点を当てて検討を行い、平成13年2月の県防災会議において地域防災計画の原子力災害対策計画編の全面修正を行った。

また、平成21年2月には、原子力施設の周辺人口が多いという本県の地域特性に対応するため、地域防災計画において住民の避難手段として新たに自家用車避難を追加したほか、原子力事業所における自衛消防体制の充実強化に係わる記述を追加した。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災における福島第一原子力発電所事故は、事故が急速に進展し、その影響も広範囲かつ長期に及んだことなど、従来の原子力災害対策の事故想定を遙かに超えるものであった。

国は、事故の教訓を踏まえ、原子力災害対策特別措置法や防災基本計画の改正等を行うとともに、新たに発足した原子力規制委員会において、原子力災害対策重点区域の拡大、緊急時の意思決定のための基準となるEAL・OILの設定などを盛り込んだ原子力災害対策指針を平成24年10月31日に決定した。

県においても、防災基本計画や原子力災害対策指針の内容を踏まえ、大規模な原子力災害の発生を想定した地域防災計画（原子力災害対策計画編）の全面修正を平成25年3月の県防災会議において行うとともに、平成26年3月にも指針の延長を踏まえた計画の修正を行っている。

原子力防災訓練については、平成13年9月に原子力災害対策特別措置法の下での訓練を初めて実施し、その後毎年、防災業務関係者の対応能力の向上や地域防災計画等の実効性の検証等を主眼においた原子力総合防災訓練を実施している。

平成26年度は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災とそれに伴って発生した福島第一原子力発電所事故の課題と教訓を踏まえ、平成27年3月11日に緊急時活動レベルに基づく茨城県災害対策本部事務局員の参集訓練及び事務局設置・初動対応訓練を実施し、事務局員の対応能力の向上を図った。



(2) 原子力災害対策特別措置法の対象事業所

主な原子力事業所及び「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲」<sup>注1)</sup>等

地区	原子力事業所の名称	許可等区分 <sup>注2)</sup>	範囲 <sup>注3)</sup>	所在市町村	関係周辺市町村
東海・那珂地区	・日本原子力発電(株) 東海発電所・東海第二発電所 (略称：原電東海)	原子炉	(PAZ) 約5km  (UPZ) 約30km	東海村	水戸市 日立市 常陸太田市 高萩市 笠間市 ひたちなか市 常陸大宮市 那珂市 鉾田市 茨城町 大洗町 城里町 大子町
	・独立行政法人日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター 原子力科学研究所 (略称：機構東海原研)	原子炉 使用 廃棄物埋設	約1,500m	東海村	—
	・国立大学法人東京大学大学院 工学系研究科 原子力専攻 (略称：東大東海)	原子炉 使用	約100m	東海村	—
	・(公財)核物質管理センター 東海保障措置センター (略称：核管理センター)	使用	約500m	東海村	—
	・独立行政法人日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター 核燃料サイクル工学研究所 (略称：機構東海サイクル研)	再 使用	約5km <sup>注4)</sup>	東海村	日立市 常陸太田市 ひたちなか市 那珂市
	・原子燃料工業(株)東海事業所 (略称：原燃工)	加 工 使用	約500m	東海村	—
	・三菱原子燃料(株) (略称：三菱原燃)	加 工	約500m	東海村 那珂市	—
	・ニュークリア・デベロップメント(株) (略称：NDC)	使 用	約500m	東海村	那珂市
大洗・鉾田地区	・独立行政法人日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター (略称：機構大洗)	原子炉 使用 廃棄物管理	約8km	大洗町 鉾田市	水戸市 茨城町
	・日本核燃料開発(株) (略称：日本核燃)	使 用	約500m	大洗町	—

※ 注1)：原子力災害対策指針における予防的防護措置を準備する区域 (PAZ：Precautionary Action Zone)、緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone) 及び実用発電用原子炉以外の原子力災害対策重点区域

注2)：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。)の許可等の区分による。

注3)：同一原子力事業所において、許可等の区分が複数ある場合は、各々の許可等に係る施設の原子力災害対策を重点適に実施すべき区域の範囲のうち、最大の範囲を記載してある。

注4)：独立行政法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センター核燃料サイクル工学研究所の範囲は約5kmであるが、従来から約10kmとしている。

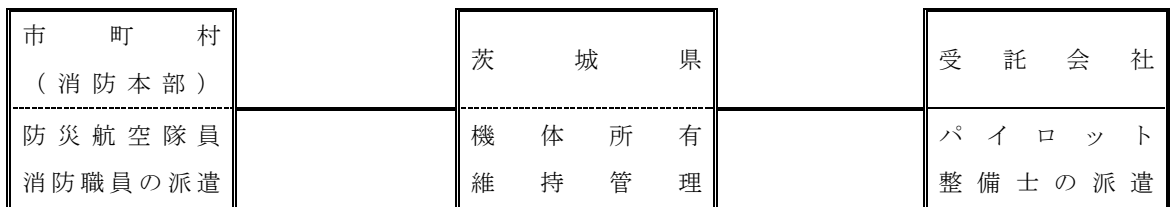
## 7 防災ヘリコプターの体制

### (1) 導入の目的

社会経済情勢の変化に伴い複雑多様化する各種災害に際し、消防防災体制の充実強化を図り、消防防災活動の一層の迅速化、高度化、広域化を推進する必要がある。

このため、県では平成7年4月から防災ヘリコプター「つくば」の運航を開始し、その高速性・機動性を活用した災害時の早期の被害状況把握、救急患者の搬送や人命の救助、空中消火など広域的な航空消防防災活動を積極的に展開することとしている。

### (2) 管理運営システム



### (3) 運航体制

- ア 運航開始 平成7年4月1日
- イ 基 地 つくば市上境992番地「つくばヘリポート」
- ウ 勤務体制 365日交代勤務
- エ 運航時間 8時30分から17時15分（緊急運航は日の出から日没まで）
- オ 常駐人員

防 災 航 空 隊 員 ( 消 防 職 員 )	操 縦 士	整 備 士	運 航 管 理 者	常 駐 人 員 合 計
5名以上	1名	2名	1名	9名以上

### (4) 防災航空隊の主な活動

- ア 救急活動（高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送等）
- イ 救助活動（水難・山岳遭難事故等における捜索・救助）
- ウ 災害応急対策活動（被害情報の収集、情報伝達、緊急物資輸送等）
- エ 火災防御活動（林野火災等における空中からの消火活動、消火資機材の輸送等）
- オ 広域航空消防防災応援活動（他都县市等への応援）
- カ 災害予防対策活動（各種防災訓練等への参加等）

(5) 防災ヘリコプターの機種及び主な装備品

ア 機種 川崎式 BK117C-2 型

イ 主な装備品

- ・救助用ウインチ装置
- ・消火バケツ
- ・ビデオカメラ装置
- ・ヘリコプターテレビ電送システム装置
- ・広報用機外拡声装置

平成26年度運航実績表

茨城県防災航空隊

運 航 区 分	緊急運航										通常運航										合 計	運 航 不 能 日 数
	救助活動		災害応急 対策活動		火災防衛 活動		広域航空 消防防災 応援活動		災害予防 対策活動		自隊訓練		一般行政 活動		その他の 活動		整備点検					
	件数	時間	件数	時間	件数	時間	件数	時間	件数	時間	件数	時間	件数	時間	件数	時間	件数	時間	件数	時間		
4月	1	1:55	2	1:35			1	0:15						17	15:35			2	0:20	23	19:40	1
5月			3	2:05					1	2:20				2	1:55					7	8:05	24
6月																				-	0:00	30
7月														10	8:40	1	1:25	1	0:40	13	12:10	14
8月	2	0:35	8	10:55										18	14:00			1	0:10	32	28:00	
9月	6	3:55	5	6:25										12	10:05	3	3:15			31	28:35	
10月	2	0:10	8	10:15			1	1:20						11	9:40					29	26:10	1
11月	8	1:55	7	6:15										18	15:15	4	4:05			47	33:05	
12月														16	15:20			1	0:10	21	19:40	2
1月	1	0:20	3	9:00			1	0:30						16	14:35					28	32:45	1
2月	2	1:50	3	9:10			1	0:55						15	12:45			1	0:05	23	25:30	
3月	2	1:00	2	3:20			1	1:10						5	3:10					12	10:15	18
合計	24	11:40	41	59:00	0	0:00	8	8:25	1	2:20	140	121:00	8	8:45	2	3:10	6	1:25	266件		91	
	4.8%		24.2%		0.0%		3.5%		1.0%		49.6%		3.6%		1.3%		0.6%		243時間55分		91	
	74件		81時間25分		33%		192件		162時間30分		67%										243時間55分	91

累計	404	271:13	661	875:47	79	112:57	138	194:45	110	202:32	866	786:36	2,475	2408:39	265	275:15	63	146:42	168	109:55	5,229件	1,436
	1,392件		1657時間14分		3,837件		3727時間07分		5384時間21分												5384時間21分	1,436